

発刊登録番号

11-1430000-001573-01

デザイン 審査基準(仮訳)

2018年1月1日

韓国特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表したデザイン審査基準(2017年12月19日改訂、2018年1月1日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3083&catmenu=m04_02_02_21

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

デザイン審査基準

[所管：デザイン審査政策課]

制 定	1981. 9. 1.	特許庁例規第81-3号
改 正	1986. 8. 23.	特許庁例規第86-1号
改 正	1991. 5. 2.	特許庁例規第91-1号
改 正	1995. 8. 1.	特許庁例規第10号
改 正	1998. 2. 25.	特許庁例規第16号
改 正	1999. 7. 27.	特許庁例規第18号
全部改正	2001. 12. 5.	特許庁例規第21号
改 正	2003. 7. 1.	特許庁例規第25号
改 正	2004. 12. 30.	特許庁例規第28号
全部改正	2005. 6. 30.	特許庁例規第33号
改 正	2007. 6. 28.	特許庁例規第39号
改 正	2009. 5. 15.	特許庁例規第48号
改 正	2009. 7. 1.	特許庁例規第50号
改 正	2009. 12. 31.	特許庁例規第55号
改 正	2011. 4. 29.	特許庁例規第58号
改 正	2011. 12. 30.	特許庁例規第64号
全部改正	2013. 1. 1.	特許庁例規第69号
全部改正	2014. 6. 27.	特許庁例規第75号
改 正	2015. 9. 16.	特許庁例規第84号
改 正	2016. 12. 15.	特許庁例規第96号
改 正	2017. 12. 19.	特許庁例規第99号

Contents

第1部 総則	1
第1章 目的	2
第2章 審査手続き	3
第3章 権利能力及び行為能力	15
第4章 代理人	21
第5章 期間	25
第6章 書類の提出及び送達	29
第7章 書類の返戻	35
第8章 手続きの補完及び補正	40
第9章 手続きの中断及び停止	44
第2部 デザイン登録出願	47
第1章 デザイン登録出願書類	48
第2章 デザインの対象となる物品.....	55
第3章 1デザイン1デザイン登録出願.....	72
第3部 出願の補正及び分割	84
第1章 出願の補正	85
第2章 出願の分割	96
第4部 デザイン登録の要件	101
第1章 成立要件	102
第2章 工業上の利用可能性	108
第3章 新規性	123
第4章 新規性喪失の例外	129
第5章 拡大された先願	135
第6章 容易創作	141
第7章 先願	156

第8章 関連デザイン	163
第9章 登録を受けることができないデザイン.....	168
第5部 デザインの類否判断	173
第1章 物品の類否判断	174
第2章 デザインの類否判断	176
第6部 その他審査事項	184
第1章 条約による優先権主張	185
第2章 出願公開	194
第3章 情報提供	199
第4章 優先審査	202
第5章 再審査	212
第6章 デザイン一部審査登録出願の審査.....	215
第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査.....	223
第8章 画像デザインの審査	229
附則	267

第1部 総則

第1章 目的

第2章 審査手続き

第3章 権利能力及び行為能力

第4章 代理人

第5章 期間

第6章 書類の提出及び送達

第7章 書類の返戻

第8章 手続きの補完及び補正

第9章 手続きの中断及び停止

第1章 目的

関連法令

<デザイン保護法>

第1条(目的) この法は、デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献することを目的とする。

1. この基準の目的

この基準は、デザイン審査においてデザイン保護法(以下「法」という)と同法の施行令(以下「令」という)、同法の施行規則(以下「規則」という)及び条約など関連法令の適用において指針となる具体的で妥当な解釈基準を定めることにより、デザイン審査の適合性及び客観性を確保することを目的とする。

2. デザイン審査の基本原則

- 1) 審査官は、デザイン登録出願に対するデザイン権の付与を法令、審査基準などに基づき具体的に妥当な決定を行わなければならない。
- 2) 審査官は、デザイン保護制度に関する専門知識及び職務上の良心に基づき、公正性を維持し品質向上のため努力する。
- 3) 審査官は、出願人及び代理人との意思疎通に関心を傾け、効率的な審査を行う。
- 4) 審査官は、デザインにおいて権利者と利用者間で公平性が確保できるように留意する。

第2章 審査手続き

関連法令

<デザイン保護法>

第38条(デザイン登録出願日の認定など)①デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、デザイン登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、この限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されていない場合
2. デザイン登録出願人の名前又は名称が書かれていない、若しくは明確に書かれていないため、デザイン登録出願人の特定ができない場合
3. 図面・写真又は見本が提出されていない、若しくは図面に書いてある事項が不鮮明で認識できない場合
4. ハングルで書かれていない場合

②特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録を受けようとする者に対し、相当の期間を定めて補完することを命じなければならない。

③第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合には、手続き補完に関する書面(以下、同条において「手続き補完書」という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続き補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。ただし、第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続き補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなかった場合には、そのデザイン登録出願を不適法な出願とみなし、返戻することができる。第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完しなかった場合も同様である。

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する内容の補正ができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する内容の補正ができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期に行うことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求する時
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものとみなす。

第58条(審査官による審査)①特許庁長は、審査官に対し、デザイン登録出願及びデザイン一部審査登録の異議申立てを審査させる。

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインと類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由の通知)①審査官は、第62条によりデザイン登録拒絶決定をする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由をいい、以

下「拒絶理由」という)を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対し拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記さなければならない。

第65条(デザイン登録決定) 審査官は、デザイン登録出願に対し拒絶理由が見つからなかった場合には、デザイン登録決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対して拒絶理由が見つからなかった場合には、その一部デザインに対しデザイン登録決定をしなければならない。

第67条(デザイン登録可否決定の方式) ①デザイン登録可否決定は、書面により行わなければならない。その理由を付さなければならない。

②特許庁長は、デザイン登録可否決定をした場合には、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。

第73条(デザイン一部審査登録の異議申立てに対する決定) ①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間が経過した後にデザイン一部審査登録の異議申立てに対する決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条による期間が経過した後の決定をもち、デザイン一部審査登録の異議申立てを却下することができる。

③審査官合議体は、デザイン一部審査登録の異議申立てに理由があると認められたときには、その登録デザインを取り消すという趣旨の決定(以下「デザイン登録取消し決定」という)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定されたときには、そのデザイン権は最初からなかったものとみなす。

⑤審査官合議体は、デザイン一部審査登録の異議申立てに理由がないと認められたときに

は、その異議申立てを棄却するという趣旨の決定(以下「異議申立棄却決定」という)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録の異議申立てに対する却下決定及び異議申立棄却決定に対しては不服することができない。

第77条(審査又は訴訟手続きの中止)①審査官は、デザイン登録出願の審査に必要な場合には、審決が確定されるまで、又は訴訟手続きが終了するまで、その手続きを中止することができる。

②法院は、必要な場合にはデザイン登録出願に対する決定が確定されるまでその訴訟手続きを中止することができる。

③第1項及び第2項による中止に対しては不服することができない。

第179条(国際デザイン登録出願)①ハーグ協定第1条(vi)による国際登録であり、韓国を指定国に指定した国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)は、同法によるデザイン登録出願とする。

②ハーグ協定第10条(2)による国際登録日は、同法によるデザイン登録出願日とする。

③国際デザイン登録出願に対しては、ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿(以下「国際登録簿」という)に登載された国際登録名義人の名前及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の名前及び住所、デザインの説明は同法によるデザイン登録出願人の名前及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の名前及び住所、デザインの説明とする。

第203条(国際登録簿更正の効力など)①ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿の更正(以下、同条において「更正」という)がある場合には、当該国際デザイン登録出願は、更正されたままの効力を有する。

②更正の効力は、当該国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及し発生する。

③更正が産業通商資源部令で定める事項に関するものであって、当該国際デザイン登録出

願に対する登録可否決定があった後に通知された場合、その登録可否決定はなかったものとみなす。

1. 出願デザインの認定

出願書の記載内容、添付された図面及び図面の記載内容などを総合的に考慮して登録を受けようとするデザインを把握する。

1) 全体デザインの認定

(1) デザインの対象となる物品の用途・機能を把握

「デザインの対象となる物品」とは、「デザインの説明」欄の記載内容及び添付された図面などに基づきデザインの対象となる物品の用途と機能を把握する。

(2) デザインの形態を把握

出願書に添付された図面及び「デザインの説明」欄などの記載内容に基づきデザインの全体的な形態及び各部分の形態を把握する。

2) 部分デザインの認定

(1) 部分デザインの対象となる物品の把握

出願書の「デザインの対象となる物品」欄及び「デザインの説明」欄の記載内容並びに添付された図面などから、部分デザインの対象となる物品の用途、機能及び形態を把握する。

(2) デザイン登録を受けようとする部分の用途・機能の把握

デザイン登録を受けようとする部分の用途及び機能は、上記(1)で把握した部分デザインの対象となる物品の用途及び機能に基づき把握する。

(3) デザイン登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲及び形態の把握

デザイン登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲は、添付された図面及び図面の

「デザインの説明」欄に記載された「デザイン登録を受けようとする部分」の特定方法などから把握する。

2. 先行デザインの調査

1) 先行デザインの調査は、出願デザインが属する分野において新規性、創作性及び先願の要件などを備えているか否かを判断する上で根拠となる先行デザインを見つけるための手続きである。

2) 出願デザインが属する分野が特定できない場合は、先行デザインを調査する前に、次の登録要件について先に検討する。

(1) デザインの対象となる物品の物品性

(2) デザインの工業上利用の可能性

(3) 1デザイン1デザイン登録出願の有無

(4) 1組の物品のデザイン登録出願の有無など

3) 先行技術文献

(1) 出願デザインの新規性、創作性及び先願要件などの判断に根拠となる先行デザインが掲載されている審査資料を先行技術文献にすることができる。

(2) 出願デザインと、全体として又は各部分の形態において共通点を有する先行デザインが見つければ、そのデザインに掲載されている文献を先行技術文献として記載する。

4) 先行デザインの調査方法

(1) 出願デザインの形態上の要旨を把握

先行デザインの調査において審査資料の範囲設定及び先行技術文献の抽出のため、まず、出願デザインの形態において注意を引く部分又は注意を引く程度を推定する必要がある。

(2) 先行デザイン調査の対象となる先行技術文献

① 出願デザイン

②公知デザイン(刊行物、デザイン公報、インターネットホームページ)

③公知実用新案(実用新案公報)

(3) 必須で調査する審査資料の範囲を設定

①審査官としての専門知識、経験及び出願デザインが属する分野におけるデザイン登録出願の傾向などに基づき、必ず調査する範囲を設定

②一般的にデザインの対象となる物品を含めているデザイン分類を必須調査範囲として設定

(4) 先行デザインの調査範囲を拡大する必要がある場合

①出願デザインのデザインの対象となる物品、用途及び機能に共通性がある物品が含まれている可能性のあるデザイン分類がある場合

②出願デザインが部品のデザイン又は部分デザインであって、その部品又は「デザイン登録を受けようとする部分」の形態が一部として含まれている可能性のある先行デザインが属するデザイン分類がある場合

③出願デザインが容易創作に該当する可能性があるデザインであって、その基礎となる資料及び当該分野において通常の知識を有する者にとって分かりやすい方法であることなどの根拠となる資料がある場合

(5) 先行デザイン調査の終了

①出願デザインに対し新規性及び創作性などの有無を判断するに十分な先行デザインなどが見つかった場合

②調査範囲を拡大しても有用な先行デザインなどが見つかる可能性がほとんどない場合

3. 登録要件の検討

1) 出願デザインの登録要件などの判断基準日を確認

(1) 出願日[出願を補完した場合には補完日、ハーグ協定により韓国を指定国とした国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)の場合には、国際登録日]

(2) 条約による優先権の基礎となる第1国の最初出願日

(3) 分割出願又は出願補正の場合には原出願の出願日

2) 先行技術文献の書誌事項を確認

(1) 公知デザインの公知日(又は公知時点)

(2) 先願デザインの登録要件などの判断基準日(又は基準時点)及び公報発行日

(3) 公知デザインの権利者

(4) 先願デザインの出願人

3) 出願デザインの新規性などの判断において出願デザインと先行デザインが類似しているかどうかの判断

4) 出願デザインが容易創作に該当するか否かの判断

5) 出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)に規定された各拒絶理由に該当するか否かの判断

4. 意見提出の通知

1) 出願デザインに対して拒絶理由が見つかった場合には、出願人に拒絶理由を通知

2) 出願人に一定の期間を指定し、意見書提出の機会を付与

3) 拒絶理由は、出願人に分かりやすく明確な文章で要点を具体的に記載

4) 迅速かつ正確な審査に必要な場合、出願人(又は代理人)と疎通するための補助手段として電話、ファックス、又は面談などを活用

5) 担当審査官が変更されても審査の継続性が維持されるようにし、万が一前任の審査官と相違する判断をした際には、出願人との疎通に留意

5. 意見書及び補正書の検討

1) 意見書又は補正書の内容を検討

2) 補正書の取扱い

(1) 出願の要旨を変更するものである場合は、当該補正書を決定をもって却下する。

(2) 出願の要旨を変更するものではない場合は、補正後の出願書及び図面に基づいて審査を続ける。

3) 新たな拒絶理由の通知

意見書又は補正書の提出により当初の拒絶理由は解消されたものの、その他の拒絶理由が見つかった場合は、再び拒絶理由を通知する。

6. 登録可否の決定

1) デザイン登録決定

(1) 出願デザインに対し拒絶理由が見つからなかった場合は、登録決定をする。

(2) 意見書又は補正書の提出により当初の拒絶理由は解消され、その他拒絶理由が見つからなかった場合にも登録決定をする。

(3) デザイン登録出願日から6か月以内に登録可否決定をする場合は、登録可否決定通知書に法第51条(条約による優先権主張)の適用を求めるその他デザインとの類似性に関する審査が部分的に行われなかったという趣旨を記す。また、登録デザイン公報にもその旨を記す。

2) デザイン登録拒絶決定

(1) 拒絶理由通知に対する意見書及び補正書によっても当初の拒絶理由が解消されない場合は、拒絶決定をする。

(2) 拒絶理由が解消されない具体的な理由について明確かつ分かりやすく記載する。

(3) 出願人が意見書に主張した事項については、拒絶理由の趣旨により審査官の判断を明確に記載する。

7. 違法な処分の職権取消

1) 違法な登録可否決定の取消権の制限

次の処分は、たとえそれが違法又は不当であっても審判に基づく手続きによるものでなければ、職権で取消又は変更できない。ただし、下記2)の各号のいずれかの一つに該当する場合は例外とする。

(1) 法第62条(デザイン登録拒絶決定)による拒絶決定

(2) 法第65条(デザイン登録決定)による登録決定

(3) 法第73条(デザイン一部審査登録の異議申立に対する決定)によるデザイン登録取消決定又は異議申立棄却決定

(4) 法第49条(補正却下)による補正却下決定

2) 違法な処分など無効宣言としての取消

上記1)の各号の処分が次のいずれかの一つに該当する、重大かつ明白な欠陥がある場合、特許庁長は、デザイン権の設定登録前までに職権又は申請により当該処分を取り消すことができる。

(1) 事実上又は法律上の実現が不可能な処分

(例) ① 消滅した登録デザインを基本デザインとして記載した関連デザイン登録出願に対して行った登録決定

② 出願人の死亡事実を知らず行った拒絶決定

(2) 法第63条(拒絶理由通知)による拒絶理由通知の手続き、同法第71条(デザイン一部審査登録の異議申立審査における職権審査)第1項による意見書提出の機会付与など重大な手続きが抜けている処分

(例) 意見書の提出機会を与えなかった拒絶決定処分

(3) 拒絶決定や異議申立に対する決定に理由を明示しなかった場合

8. 国際登録簿の更正が通知された場合の国際デザイン登録出願に対するし処理

- 1) ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿の更正がある場合には、当該国際デザイン登録出願は、更正されたとおりに効力が認められる。
- 2) 国際登録簿の更正の効力は、当該国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及して発生する。
- 3) 次のいずれかの一つに該当する国際登録簿の更正が国際デザイン登録出願に対する登録可否決定の後に通知された場合には、その登録可否決定はなかったものとみなす。
 - (1) 国際デザイン登録出願の出願人が変わった更正
 - (2) 国際デザイン登録出願の要旨を変更する更正
 - (3) 国際登録日又は優先日が変わる更正
- 4) 国際デザイン登録出願が上記3)に該当する場合には、国際登録簿の更正内容を反映し、最初から改めて審査する。

第3章 権利能力及び行為能力

関連法令

<デザイン保護法>

第3条(デザイン登録を受けることができる者)①デザインを創作した者又はその承継人は、同法で定めるところによってデザイン登録を受ける権利を有する。ただし、特許庁又は特許審判院の職員は、相続又は遺贈の場合を除いては在職中にデザイン登録を受けることができない。

②2人以上が共同でデザインを創作した場合は、デザイン登録を受ける権利を共有する。

第4条(未成年者などの行為能力)①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ、デザイン登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下「デザインに関する手続き」という)を踏むことができない。ただし、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、後見監督人の同意を得ずに相手方が請求したデザイン一部審査登録の異議申立、審判又は再審に対する手続きを踏むことができる。

第5条(法人ではない社団など)法人ではない社団又は財団として代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の名前をもってデザイン一部審査登録の異議申立人、審判の請求人・被請求人若しくは再審の請求人・被請求人になることができる。

第6条(在外者のデザイン管理人)①国内に住所又は営業所がない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人の場合はその代表者)が国内に滞在する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人であり、国内に住所又は営業所がある者(以下「デザイン管理人」とい

う)によらなければデザインに関する手続きを踏む、又は同法若しくは同法による命令に従って行政庁が下した処分に対して提訴することができない。

②デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続き及び同法又は同法による命令に従って行政庁が下した処分に関する訴訟において本人を代理する。

第27条(外国人の権利能力) 在外者である外国人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いてデザイン権又はデザインに関する権利を享受することができない。

1. その外国人が属する国で大韓民国国民に対し、その国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
2. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合には、その外国人が属する国で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
3. 条約及びこれに準ずるもの(以下「条約」という)によってデザイン権又はデザインに関する権利が認められる場合

第57条(デザイン登録を受けることができる権利の承継) ①デザイン登録出願の前にデザイン登録を受けることができる権利の承継については、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第三者に対抗することができない。

②同一人からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2以上の場合であり、同日に2以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人が協議して決めた者によりのみ承継の効力が発生する。

③デザイン登録出願後にはデザイン登録を受けることができる権利の承継は、相続又はその他の一般承継の場合を除いてはデザイン登録出願人の変更申告をしなければその効力が発生しない。

④デザイン登録を受けることができる権利の相続又はその他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑤同一人からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2以上の場合であり、同日に2以上のデザイン登録出願人の変更申告がある時には、申告した者の間で協議して決めた者によりのみ申告の効力が発生する。

⑥第2項及び第5項の場合は、第46条第5項を準用する。

<地方自治法>

第2条(地方自治体の種類)①地方自治体は、次の2種類に区別する。

1. 特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道
2. 市、郡、区

②地方自治体である区(以下「自治区」という)は、特別市と広域市の管轄区域内の区のみを指し、自治区における自治権の範囲は、法令で定めるところにより市・郡と別途の設定をすることができる。

③第1項の地方自治体以外の特定目的を遂行するために必要であれば、別途の特別地方自治体を設置することができる。

④特別地方自治体の設置・運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3条(地方自治体の法人格と管轄)①地方自治体は、法人とする。

②特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治区(以下「市・道」という)は、政府の直轄に置き、市は道の管轄区域内、郡は広域市・特別自治市・道の管轄区域内に置き、自治区は特別市と広域市、特別自治市の管轄区域内に置く。

③特別市・広域市及び特別自治市ではない人口50万以上の市には、自治区ではない区を置くことができる。郡には邑・面を置き、市と区(自治区を含む)には洞、邑・面には里を置く。

④第7条第2項により設置された市の場合、都市の形態を備えた地域には洞、その他の地域には邑・面を置き、自治区ではない区を置く場合には、その区に邑・面・洞を置くことができる。

1. 権利能力

1) 自然人の権利能力

- (1) 自然人は、出生から死亡まで当然法的人格を有するため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。
- (2) デザインを創作した者又はその承継人は、デザイン登録を受ける権利を有する。
- (3) 特許庁の職員又は特許審判院の職員は、相続や遺贈を受けた場合を除いては在職中にデザイン登録を受けることができないため、法第3条第1項ただし書きの違反を理由に拒絶理由を通知し、拒絶決定する。ただし、特許庁の職員もデザインを創作した場合、出願前にそのデザインに関するデザイン登録を受ける権利を第三者に移転できるだけでなく、出願後も第三者に移転することができる。

※もし、特許庁職員が在職中にデザイン登録出願を行い、退職後に当出願に対して審査が行われる場合には、まず外部に先行デザイン調査を依頼した後、審査官3人の協議審査を経てデザイン登録可否を決定する。このとき、先行デザイン調査の依頼は審査対象物品に限る。

2) 法人の権利能力

- (1) 法人は、法律により法人格を得た主体として設立登記をした時から解散登記をするまで法的人格を有するため、デザインに関しても自己の名前をもって権利及び義務の主体になることができる。
- (2) 法における法人の権利能力は「民法」で定めている法人の権利能力と同様である。
- (3) 法人は、創作の主体になることはできないため、デザインを創作した者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した場合に限ってデザイン登録出願人になることができる。

3) 国の権利能力

- (1) 国は、主権を有する主体として法人格があるものとみなされるため、デザインに関しても大韓民国の名義をもって権利及び義務の主体になることができる。
- (2) 立法部、司法部及び行政部に属する国家機関や国立大学などは、原則として法人格がない

ため、デザイン登録を受ける権利の主体になることができない(大法院96フ825判決を参考)。ただし、ソウル大学など特別法により国立大学法人として設立された場合には、例外的に法人格が認められる。

(行政機関が出願する場合の例)

農林水産食品部の所属機関である国立種子院がデザインを出願する場合、出願書の「出願人の名前」欄に「大韓民国(国立種子院長)」と記載する。

4) 地方自治体の権利能力

- (1) 地方自治体は「地方自治法」第3条(地方自治体の法人格と管轄)により法人格が認められるため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。
- (2) 地方自治体は、特別市・広域市・道・市・郡及び区に分けられる。
- (3) 地方自治体である区は、特別市と広域市の管轄にある自治区のみ該当するため、一般の市にある区は、地方自治体ではない。

5) 外国人の権利能力

- (1) 外国人のうち在外者(我が国に住所や営業所を有していない者)は、我が国の国民に対してデザインに関する権利を認める国の国民又は条約によりデザインに関する権利が認められる場合に限り我が国においてデザインに関する権利能力を有する。
- (2) 外国人のうち我が国に住所や営業所を有する者は、法第27条(外国人の権利能力)の反対解釈により、在内地者としてデザインに関する権利能力が当然認められる。

2. 行為能力

1) 未成年者などの行為能力

- (1) 未成年者及び被成年後見人は、法定代理人によらなければデザインに関する手続きを踏むことができない。
- (2) 未成年者が独立して法律行為ができるようになった場合、自らデザインに関する手続きを踏むことができる。

(例) 未成年者が結婚により成年に擬制された後で手続きを踏む行為

(3) 被限定後見人は、原則的に独立してデザインに関する手続きを踏むことができる。ただし、法院が法定代理人によらなければ法律行為ができないと命令した事項に対しては、この限りでない。

(4) 行為能力に非のある者が進めた手続きは、補正された当事者又は法定代理人が追認しなければ、法第18条(手続きの無効)により無効とすることができる。

2) 法人ではない社団などの行為能力

(1) 宗親会、学会などの団体が実質的には法人の性格を帯びているとしても、法人設立登記をしていない場合は法人格が認められないため、デザインに関して権利及び義務の主体になることができない。

(2) 法人格のない社団又は財団は、原則としてデザインに関する手続きを踏むことができない。ただし、代表者又は管理人を定めた場合には、自己の名前で異議申立人、審判の請求人・被請求人及び再審の請求人・被請求人になることができる。

3) 在外者の行為能力

(1) 在外者とは、国内に住所又は営業所のない自然人若しくは法人を指し、大韓民国国民であっても国内に住所又は営業所がなければ在外者に該当する。

(2) 在外者は、国内に住所又は営業所がある者(デザイン管理人)を代理人として選任する、又は自己(法人の場合は代表者)が国内に滞在する場合に限ってデザインに関する手続きを踏むことができる。

(3) 在外者がデザイン管理人を介さず、国内に滞在していない状態でデザインに関する手続きを踏むための書類を提出した場合には、規則第24条(不適法な出願書類などの返戻)第1項第15号により返戻の対象となる。

第4章 代理人

関連法令

<デザイン保護法>

第4条(未成年者などの行為能力)①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければデザイン登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下「デザインに関する手続き」という)を踏むことができない。ただし、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為ができるようになった場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は後見監督人の同意なしに相手方が請求したデザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審に対する手続きを踏むことができる。

第6条(在外者のデザイン管理人)①国内に住所又は営業所がない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続きを踏む、又は同法若しくは同法による命令に従って行政庁が下した処分に対して提訴することができない。

②デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続き及び同法若しくは同法による命令に従って行政庁が下した処分に関する訴訟において本人を代理する。

第7条(代理権の範囲)国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続きを踏むことを委任された代理人(デザイン管理人を含む。以下同じ)は、特別に権限の委任があったものでなければ次の各号の行為をすることができない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下、デザイン権の放棄
2. 申請の取下
3. 請求の取下

4. 第119条又は第120条による審判請求
5. 復代理人の選任

第8条(代理権の証明) デザインに関する手続きを踏む者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

<弁理士法>

第2条(業務) 弁理士は、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン及び商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他事務を遂行することを業とする。

第21条(弁理士ではない者の弁理士業務の禁止) 弁理士ではない者は、第2条による代理業務を行うことができない。

1. 法定代理人

- 1) 法定代理人とは、本人の意思に関わらず法律の規定により代理権が与えられた者をいう。
- 2) 法定代理人は次の3つに分類される。
 - (1) 親権者などのように本人に対して一定の地位にある者が当然代理人になる場合
 - (2) 相続財産管理人などのように法院の選任による場合
 - (3) 指定後見人などのように本人以外の一定の指定権者の指定による場合
- 3) 法定代理人は、後見監督人の同意を得ずに特別授權事項である出願の放棄・取下、デザイン権の放棄、申請・請求の取下、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。
- 4) 法定代理人は、後見監督人の同意を得なくても相手方が請求した異議申立・審判・再審に対

する手続きを踏むことができる。

2. 任意代理人

- 1) 任意代理人は、国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続きを踏むことができる権限を委任された代理人をいう。
- 2) 一般的に弁理士として登録した者が任意代理人に選任されるが、弁理士ではない者の場合、業としているか否かに関係なく「弁理士法」第2条による代理業務ができない。ただし、「民事訴訟法」第88条の準用により、出願人と親族関係又は雇用関係にあるなど、一定の関係にある者は代理業務ができる。ここで「親族関係」とは、当事者の配偶者又は4親など以内の親族であって当事者との生活関係に照らし合わせてみたとき、相当すると認められる場合である。「雇用関係」は、当事者と雇用、その他にこれに準じる契約関係を結び、当事件に関する通常の業務を処理・補助する者であって、その人が担当する業務と事件の内容などを踏まえて相当すると認められる場合をいう。

[審査官参考]

☞ 代理人コードの1桁目の数字が9であることを確認し、弁理士であるか否かの確認ができる。(例：9-2015-123456-7)

- 3) 任意代理人は、特別に権限を委任された場合に限って出願の放棄・取下、デザイン権の放棄、申請・請求の取下、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。

3. 在外者のデザイン管理人

- 1) デザイン管理人は、在外者がデザインに関する手続きを踏むために代理人として選任した者であり、国内に住所又は営業所を有していなければならない。
- 2) デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続き及び法による行政庁

の処分に関する訴訟において本人を代理する。

- 3) デザイン管理人は、特別に権限の委任を受けた場合に限り出願の放棄・取下、デザイン権の放棄、申請・請求の取下、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人を選任することができる。

4. 代理人の選任手続き

- 1) 選任された代理人は、代理権を証明するために委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。代理人を解任又は変更する場合にも申告書を提出しなければならない。
- 2) 出願人の名義変更がある場合、従来 of 代理人が手続きを引続き踏むためには、承継人の委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。
- 3) 代理権証明書類に非のある場合、補正を行っても解消できなければ、代理人選任手続き及び代理人が踏んだ手続きは無効となる。

第5章 期間

関連法令

<デザイン保護法>

第16条(期間の計算)同法又は同法による命令で定めた期間の計算は、次の各号に従う。

1. 期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まった場合には、この限りでない。
2. 期間を月間又は年間で定めた場合には、暦に従って計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない場合には、最後の月又は年においてその起算日に該当する日の前日をもって期間が満了する。ただし、月又は年に決めた場合に最後の月に該当する日がなければ、その月の最終日をもって期間が満了する。
4. デザインに関する手続きにおいて期間の最終日が土曜日又は休日(「勤労者の日の制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその翌日をもって満了する。

第17条(期間の延長など)①特許庁長又は特許審判院長は、請求によって又は職権で第69条によるデザイン一部審査登録の異議申立の理由などの補正期間、第119条又は第120条による審判の請求期間を30日以内で一回だけ延長することができる。ただし、交通が不便な地域に住んでいる者の場合、産業通商資源部令の定めによってその回数及び期間を追加で延長することができる。

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は第58条による審査官(以下「審査官」という)は、同法によってデザインに関する手続きを踏む期間を定めた場合は、請求によってその期間を短縮又は延長する、若しくは職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長などはその手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長の可否を決めなければならない。

③審判長又は審査官は同法によってデザインに関する手続きを踏む期日を定めた場合に

は、請求又は職権によりその期日を変更することができる。

<デザイン保護法施行規則>

第29条(期間の指定及び延長)①法第38条第2項、第47条、第128条第1項、第177条第2項又は第

178条第3項により、特許庁長、特許審判院長又は審判長が定めることができる期間は、1ヶ月以内とし、法第63条第1項による意見書の提出期間など法令に基いて特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が定めることができる期間は、2ヶ月以内とする。

②法第17条第1項による期間延長の申請及び同条第2項による期間の短縮又は延長の申請は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間延長(短縮)申請書による。ただし、法第48条第4項による補正をしつつ期間の短縮を申請しようとする場合には、別紙第2号書式の補正書に期間短縮の趣旨を記すことにより、その申請書に代替することができる。

③代理人により手続を踏む場合には、第2項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④法第17条第1項ただし書きにより、特許庁長又は特許審判院長が追加延長することのできる回数は1回とし、その期間は30日以内とする。

⑤法第166条第5項により審判長が職権で定めることができる付加期間は30日以内とする。

1. 期間の種類

1) 法定期間

(1) 法定期間とは、期間の長さが法律で定められている期間をいい、期間の満了により法律効果が当然発生する。

(2) 法定期間には、法第36条(新規性喪失の例外)に規定された「新規性喪失例外の証明書類を提出できる期間」などがある。

2) 指定期間

(1) 指定期間とは、デザインに関する手続きを踏む者に対して特許庁長、特許審判院長、審判

長又は審査官が法に基づいて指定する、若しくは法による命令に基づいて指定した期間をいう。

- (2) 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めることができる期間は2ヶ月以内である。
- (3) 指定期間には、法第63条(拒絶理由通知)により審査官が出願人に拒絶理由を通知する時に指定する「意見書を提出できる期間」などがある。

2. 期間の計算方法

- 1) 期間を計算する方法には、自然的計算法と逆法的計算法がある。自然的計算法は、一定期間の計算時に人為的に足したり引いたりせず瞬間から瞬間までを計算する方法で、逆法的計算法は、期間を逆法的単位である日、週、月、年に沿って計算するものである。
- 2) 期間の計算には、法第16条(期間の計算)が規定する下記の計算方法を優先的に適用する。
 - (1) 期間の初日は算入しない。ただし、期間が午前0時から始まった時には、初日も算入する。
 - (2) 期間を月間又は年間に定めた時には、逆法的に計算する。
 - (3) 期間を月又は年の初めから起算しなかった場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日をもって期間が終わる。ただし、最終月に当該日がないときは、当月の末日をもって終わる。
 - (4) デザインに関する手続きにおいて期間の末日が休日(勤労者の日を含む)である場合は、その翌日に終わる。しかし、期間の起算日が休日である場合には、その期間は当休日から始まる。
 - (5) 手続きに関する期間でないデザイン権の存続期間などは、期間の末日が休日(勤労者の日を含む)であっても、その翌日まで延長されない。

3. 期間の延長および短縮

- 1) 期間の延長

- (1) 法定期間の中には異議申立理由など補正期間及び審判請求期間に限って特許庁長又は特許審判院長が申請若しくは職権により1回に限って30日以内で延長することができる。ただし、交通が不便な地域に住む者に対しては1回に限って30日以内で追加延長できる。
- (2) 指定期間に対し、特許庁長・特許審判院長・審判長又は審判官は、申請若しくは職権により延長することができる。この場合、当該手続きに関する利害関係者の利益が不当に侵害されないようにしなければならない。
- (3) 指定期日に対し、審判長又は審査官が申請若しくは職権により変更することができる。

2) 期間の短縮

- (1) 出願人は、指定期間が経過する前であっても、登録の可否に関する決定を求める場合、申請により指定期間を短縮することができる。
- (2) 出願人が指定期間短縮申請書を提出する、又は補正書に期間短縮を求めるという趣旨を記して提出した場合には、その申請書又は補正書を提出した日に指定期間が満了したものとみなす。

第6章 書類の提出及び送達

関連法令

<デザイン保護法>

第28条(書類提出の効力発生時期)①同法又は同法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(品物を含む。以下同条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。ただし、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1. 郵便物の通信日付印で表示された日が明らかな場合：表示された日
2. 郵便物の通信日附印に表示された日が明らかでない場合：郵便物受領証によって証明した日

③第1項及び第2項の定め以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第30条(電子文書によるデザインに関する手続きの遂行)①デザインに関する手続きを踏む者は、同法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出する、又はフラッシュメモリ記憶装置若しくは光学ディスクなど電磁的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、同法によって提出された書類と同様の効力を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、同文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は特許審判院で使用する受付用

電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって受付されたものとみなす。

④第1項によって電子文書として提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第32条(情報通信網を利用した通知などの遂行)①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第70条第3項によって指定された審査長(以下「審査長」という)又は審査官は、第31条第1項によって電子文書の利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下「通知など」という)をする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第1項によって情報通信網を利用した書類の通知などは、書面によってしたものと同様の効力を持つ。

③第1項による書類の通知などは、同通知などを受ける者が使用する電算情報処理システムを通じて同書類を確認した時に特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって到達したものとみなす。

④第1項によって情報通信網を利用して行う通知などの種類・方法などに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第210条(公示送達)①送達を受ける者の住所又は営業所が不明であるため、送達できない時には公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類の送達を受ける者にいつでも交付するという旨をデザイン公報に掲載することで行う。

③最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が経つとその効力が発生する。ただし、同じ当事者に対する以後の公示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第211条(在外者に対する送達)①在外者であってデザイン管理人がいれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

②在外者であってデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は書留航空便で発送することができる。

③第2項によって書類を書留航空便で発送した場合には、その発送をした日に送達されたものとみなす。

<デザイン保護法施行令>

第9条(書類の送達など)①法第209条により、送達する書類は特許庁又は特許審判院において当事者又はその代理人が直接受領する、若しくは情報通信網を利用して受領する場合以外には、書留郵便で発送しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は第1項により書類を送達した場合には、次の各号の区分によって受領証又はその内容を保管しなければならない。

1. 当事者又はその代理人の特許庁若しくは特許審判院から直接受領する場合：受領日及び受領者の名前が記された受領証
2. 当事者又はその代理人が情報通信網を利用して受領する場合：特許庁又は特許審判院が運営する発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容
3. 書留郵便で発送する場合：書留郵便物の受領証

③デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審、通常実施権設定の裁定、及びデザイン登録の取消しに関する審決、又は決定の謄本の送達をする場合には、「郵便法」第15条第3項による選択的郵便役務のうち特別送達の方法にしなければならない。ただし、法第31条第1項の規定による電子文書の利用申告をした者に送達する場合には、情報通信網を利用して行うことができる。

④送達する場合には、法又は同令に特別な規定がある場合を除いては、送達を受ける者にその書類の謄本を送る必要があり、送達する書類の提出に代わって調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を送らなければならない。

⑤未成年者、被限定後見人(デザイン権又はデザインに関する権利と関連した法定代理人がある場合に限る)又は被成年後見人に送達する書類は、その法定代理人に送達する。

⑥2人以上が共同で代理権を行使した場合には、そのうちの1人に送達する。

⑦刑務所・拘置所など矯正施設に拘束されている人に送達する書類は、その所長に送達する。

⑧当事者又はその代理人が2人以上の場合、書類送達を受ける代表の1人を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告した場合にはその代表者に送達する。

⑨送達場所は、送達を受ける者の住所又は営業所とする。ただし、送達を受ける者が送達

場所(国内に限定する)を特許庁長又は特許審判院長に予め申告した場合には、その場所とする。

⑩送達を受ける者が送達場所を変更したときには、遅滞なく同事実を特許庁長に申告しなければならない。

⑪送達を受ける者が正当な事由もなく送達を拒否したために送達することができなくなったときには、発送した日に送達されたものとみなす。

⑫法に基づいて送達する書類以外の書類の発送などについては、特許庁長が定める方法による。

1. 書類提出の効力発生時期

1) 直接提出した場合

書類を直接提出する場合には、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

2) 郵便で提出した場合

(1) 書類を郵便で提出する場合には、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものとみなす。

※通信日附印とは、郵便局に備えておいて、郵便物の受付の確認及び切手の消印として使用する判子をいう。

(2) 通信日附印に表示された日付が不明確である場合は、郵便物の受領証により証明した日(受付日)に到達したものとみなす。

(3) デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類の場合には、到達した日から効力が発生する。

3) 情報通信網により提出した場合

情報通信網により提出された電子文書は、提出人が情報通信網から受付番号の確認ができた時

に到達したものとみなす。

2. 書類の送達

1) 郵便による送達

(1) 郵便により送達する書類は、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものとみなす。

(2) 通信日附印に表示された日が不明確な場合には、郵便物の受領証により証明した日(配達日)に到達したものとみなす。

2) 情報通信網による送達

(1) 電子文書の利用申請をした者に書類を送達する場合には、情報通信網を利用して行うことができる。

(2) 情報通信網を利用して送達した書類は、受け取る者が使用する電算情報処理システムを通じて書類を確認した時、特許庁又は特許審判院の発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって到達したものとみなす。

(3) 書類の送達を受け取るべき者が一定期間が経過しても自己の電算情報処理システムに記録されたファイルを確認しない場合には、改めて郵便で発送する。

3) 在外者に対する送達

(1) 在外者に送達する書類は、デザイン管理人に送達しなければならない。

(2) デザイン管理人がいなければ、在外者に書留航空便で発送することができる。

(3) デザイン管理人のいない在外者に書留航空便で発送した書類は、発送した日に送達したものとみなす。

4) 公示送達

(1) 住所又は営業所が不明確であるため送達できない場合には、いつでも交付するという旨をデザイン公報に掲載する方法により告示送達しなければならない。

(2) 告示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が過ぎると効力が発生する。

(3) 同一当事者に対する2回目からの告示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日に効力が発生する。

第7章 書類の返戻

関連法令

<デザイン保護法>

第30条(電子文書によるデザインに関する手続きの遂行)①デザインに関する手続きを踏む者は、同法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出する、又はフラッシュメモリ記憶装置若しくは光学ディスクなど電磁的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、同法によって提出された書類と同様の効力を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、同文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって受け付けられたものとみなす。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン保護法施行規則>

第6条(書類で使用する言語など)①特許庁又は特許審判院に提出する書類のうち委任状、国籍証明書及び優先権証明書類など外国語で書かれた書類を除く書類は、韓国語で書かなければならない。

②第1項により、外国語で書かれた書類(優先権証明書類は除く)を提出する場合には、韓国語の翻訳文を添付しなければならない。

第24条(不適法な出願書類などの返戻)①特許庁長又は特許審判院長は、法第37条、第64条、第68条、第69条、第126条又は第127条によるデザイン登録出願、再審査の請求、デザイン一部審査登録の異議申立又は審判などに関する書類・見本若しくはその他(以下、同条において「出願書類など」という)が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、法令に特別の規定がある場合を除いては、適法な出願書類などとみなさない。

1. 法又は法による命令で定める期間内に提出されなかった書類である場合
2. 法又は法による命令で定める期間のうち延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
3. 法第38条第2項によりデザイン登録出願に対する補完命令を受けた者が指定期間内に補完していない場合
4. 次の各目の期間が経過して提出された期間延長申請書である場合
 - イ. 法第69条によるデザイン一部審査登録の異議申立理由などの補正期間
 - ロ. 法第119条又は第120条による審判の請求期間
 - ハ. 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が指定した期間
5. 第3条に違反し、件毎に書類を作成していない場合
6. 第5条第2項により提出しなければならない書類を期間内に提出してしない場合
7. 第13条により提出しなければならない書類を正当な疎明なしに疎明期間内に提出していない場合
8. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用の制限に限定する)、同規則別紙第3号書式の包括委任登録の申請(変更申請、撤回)書、同規則別紙第4号書式の特許顧客番号の付与申請書又は職権で特許顧客番号を付与しなければならない場合であり、当該書類が不明確であるため受理することができない場合
9. 出願又は書類の種類が不明確である場合
10. 韓国語で書かれていない場合
11. デザイン登録に関する出願・請求又はその他の手続きを踏んだ者の名前(法人の場合は名称をいう)又は特許顧客番号(特許顧客番号がない場合は、名前又は住所をいい、法人である場合は、その名称又は営業所の所在地をいう)が書かれていない場合
12. 図面が添付されていない場合[法第41条による複数デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)である場合は、図面がデザインの数に比べて不足している場合を含む]
13. 提出した図面が、別紙第1号書式の記載方法第8号ホ目、別紙第2号書式の記載方法第12

号ホ目からチ目まで、別紙第3号書式の記載方法第18号チ目からヌ目まで、別紙第4号書式の記載方法第4号ハ目及びニ目、別紙第8号書式の記載方法第9号ト目によるファイル形式又は容量に違反した場合

14. デザインの対象となる物品を記していない場合

15. 国内に住所又は営業所を持たない者が法第6条第1項によるデザイン管理人によらず提出した出願書類などである場合

16. 当該デザインに関する手続を踏む権利がない者が、同手続きと関連して提出した書類である場合

17. 情報通信網又は電磁的記録媒体を通じて提出されたデザイン登録出願書若しくはその他の書類が、特許庁から提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されていない、若しくは電子文書で提出された書類が電算情報処理システムにおいて処理不可能な状態で受け付けられた場合

18. デザインに関する手続が終了した後、そのデザインに関する手続と関連して提出された書類である場合

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により不適法なものとみなされる出願書類などを返戻する場合には、出願書類などを提出した出願人などに出願書類などを返戻する趣旨、返戻理由及び疎明期間を記した書面を送付しなければならない。ただし、第1項第7号の場合は、返戻理由を公知して即時出願書類などを返戻しなければならない。

③第2項本文により、書面の送付を受けた出願人などが疎明する場合には、疎明期間内に別紙第1号書式の疎明書の特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

④第2項本文により、書面の送付を受けた出願人などが疎明せずに出願書類などを積明期間内に返戻してもらう場合には、「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返戻要請書の特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長又は特許審判院長は、返戻要請があった際に即時出願書類などを返戻しなければならない。

⑤特許庁長又は特許審判院長は、出願人などが疎明期間内に疎明書又は返戻要請書を提出しない、若しくは提出した疎明に理由がないと認められる場合には、疎明期間が終了した後、即時出願書類などを返戻しなければならない。

1. 返戻の対象となる書類

次のいずれかの一つに該当する書類は、適法な出願書類などとみなされず、返戻することができる。

- 1) 出願又は書類の種類が不明確である場合
- 2) 手続きを踏んだ者の名前又は特許顧客番号(特許顧客番号がない場合には、名前又は住所)が記載されていない場合
- 3) 韓国語で書かれていない場合
- 4) 図面が添付されていない場合(複数デザイン出願において図面がデザインの数に比べて不足している場合を含む)
- 5) 提出した図面がファイル形式又は容量に違反した場合
- 6) デザインの対象となる物品が記載されていない場合
- 7) 在外者がデザイン管理人によらずに提出した出願書類などである場合
- 8) 提出期間を経過して提出された書類である場合
- 9) 期間延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
- 10) 期間が経過して提出された期間延長申請書である場合
- 11) 包括委任登録の申請書、包括委任登録の変更申請書、包括委任登録撤回書、包括委任援用制限の申告書、特許顧客番号付与の申請書又は職権により特許顧客番号を付与しなければならない場合であって、当該書類が不明確であるため受付ができない場合
- 12) 情報通信網又はフラッシュメモリ記憶装置若しくは光学ディスクなど電磁的記録媒体で提出されたデザイン特許出願書又はその他の書類が、特許庁から提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されていない、若しくは電子文書で提出された書類が電算情報処理システムにおいて処理不可能な状態で受け付けられた場合
- 13) 1件毎に書類が作成されていない場合
- 14) 電子画像の添付書類の判読が困難である場合、指定期間まで当該書類を書面で提出していない場合
- 15) デザインに関する手続きを踏む者に対して確認が必要である場合、正当な疎明がなされずに当該証明書類を疎明期間内に提出していない場合

- 16) デザインに関する手続きが終了した後、その手続きに関して提出された書類である場合
- 17) 当該デザインに関する手続きを踏む権利のない者が提出した書類である場合
- 18) 出願に対する補完命令を受け、指定期間内に補完していない場合

2. 書類の返戻手続き

- 1) 特許庁長又は特許審判院長は、適法でないといみなされる書類に対しては、返戻理由及び疎明期間などを記した通知をしなければならない。
- 2) 返戻理由通知に対して疎明又は意見を提出することはできるが、返戻理由を解消するための補正書の提出は許容されない。
- 3) 疎明期間内に疎明書を提出していない、又は疎明した内容に理由がないと判断される場合には疎明期間が経過した後、即時書類を返戻しなければならない。
- 4) 返戻処分通知には理由を明示しなければならず、行政審判又は行政訴訟の提起ができるという案内文を書くことができる。

第8章 手続きの補完及び補正

関連法令

<デザイン保護法>

第18条(手続きの無効)①特許庁長又は特許審判院長は、第47条による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなければデザインに関する手続きを無効にすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項によってデザインに関する手続きが無効になった場合、指定された期間を守ることができなかつたことが補正命令を受けた者にとって責任を負うことができない事由によるものであったと認められれば、その事由が消滅した日から2ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から1年が経つた場合は、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項本文による無効処分の取消処分を行う際に、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第38条(デザイン登録出願日の認定など)①デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、デザイン登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、この限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されていない場合
2. デザイン登録出願人の名前又は名称が書かれていない、又は明確に書かれていないため、デザイン登録出願人が特定できない場合
3. 図面・写真又は見本が提出されていない、又は図面に書かれている事項が鮮明ではないため、認識できない場合
4. 韓国語で書かれていない場合

②特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれかの一つに該当する場合、デザイン登録を受けようとする者に一定の期間を決めて補完することを命じなければならない。

③第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合、手続き補完に関する書面(以下、同条において「手続き補完書」という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続き補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。ただし、第41条によって複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続き補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完をしなかった場合、そのデザイン登録出願を不適法な出願であるとみなし、返戻することができる。第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完しなかった場合でも同様である。

第47条(手続きの補正) 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続きが次の各号のいずれかの一つに該当する場合には期間を決めてデザインに関する手続きを踏む者に補正を命じなければならない。

1. 第4条第1項又は第7条に違反した場合
2. 同法又は同法による命令で定めた方式に違反した場合
3. 第85条により払わなければならない手数料を払っていない場合

1. 手続きの補完

1) 補完命令

特許庁長は、デザイン出願が下記のいずれかの一つに該当する場合には、期間を定めて補完を命じる。

- (1) デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に示されていない場合
- (2) 出願人の名前又は名称が書かれていない、又は明確に書かれていないため、出願人を特定することができない場合

(3) 図面が提出されていない、又は図面に書かれている事項が鮮明でないため、認識できない場合

(4) 韓国語で書かれていない場合

2) 手続き補完書の提出及び出願日の認定

(1) デザイン出願を補完しようとする場合には、指定期間内に手続き補完書を提出しなければならない。

(2) 指定期間内にデザイン出願を補完した場合には、手続き補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。

(3) 複数デザイン出願のうち一部のデザインのみ補完が必要である場合には、その一部デザインに対する手続き補完書が特許庁長に到達した日を出願全体の出願日とみなす。

3) 返戻処分

(1) 特許庁長は、指定期間内に補完しなかったデザイン出願を不適法なものとし、返戻することができる。

(2) 複数デザイン出願の場合には、一部デザインを補完しなかった時も出願全体を不適法なものとし、返戻することができる。

2. 手続きの補正

1) 補正命令

(1) 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続きが下記のいずれかの一つに該当する場合、期間を定めて補正を求める。

① 行為能力のない者が行った場合

② 代理権の範囲に違反した場合

③ 方式に違反した場合

④ 手数料を納付しなかった場合

(2) 補正要求書には補正する書類及び補正できる期間などを記し、必要な場合、補正方法を具体的に案内する。

(3) 手続きにおいて補正対象は、記載事項に非がある、又は書類が不十分である場合などの形式的な事項をいう。従って、外国人の権利能力などに関するものなどの実質的な事項は、一旦書類を受け付け、それから審査官にして審査をさせる(大法院80ヌ414判決を参考)。

2) 無効処分

(1) デザインに関する手続きの補正要求に対し、指定期間内に補正書が提出されなかった、又は非を改めることができなかった場合、特許庁長又は特許審判院長は、当該手続きを無効とすることができる。

(2) 無効処分をするときには、理由を明示して手続きを踏んだ者に通知しなければならず、行政審判又は行政訴訟の提起ができるという案内文を記すことができる。

第9章 手続きの中断及び停止

関連法令

<デザイン保護法>

第22条(手続きの中断) デザインに関する手続きが次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きは中断される。ただし、手続きを踏むことを委任された代理人がいる場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続きを踏む能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡する、又はその代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第13条第1項各号外の部分ただし書きによる代表者が死亡する、又はその資格を喪失した場合
7. 破産管財人など一定の資格によって自分の名前で他人のための当事者になった者がその資格を喪失する、又は死亡した場合

第23条(中断された手続きの受継) 第22条によって特許庁又は特許審判院に係属中の手続きが中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続きを受継しなければならない。

1. 第22条第1号の場合：その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続きを継続する者。ただし、相続人は相続を放棄することができる間にはその手続きを受継ができない。
2. 第22条第2号の場合：合併によって設立される、又は合併後存続する法人
3. 第22条第3号及び第4号の場合：手続きを踏む能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第22条第5号の場合：新しい受託者

5. 第22条第6号の場合:新しい代表者又は各当事者
6. 第22条第7号の場合:同じ資格を有する者

第25条(手続きの中止)①特許庁長又は審判官が天変地異若しくはその他の不可避な事由によりその職務を遂行することができない時には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きはその事由がなくなるまで中止される。

②当事者に特許庁又は特許審判院に係属中の手続きを続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は決定をもって障害事由が解消されるまでその手続きの中止を命ずることができる。

③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取り消すことができる。

④第1項及び第2項による中止又は第3項による取消をした時には、特許庁長又は審判長はその事実をそれぞれの当事者に知らせなければならない。

第26条(中断又は中止の効果)デザインに関する手続きが中断される、又は中止された場合はその期間の進行は停止され、その手続きの受継通知をする、若しくはその手続きを続行した時から全体期間が新たに進行される。

1. 手続きの中断

- 1) 手続きの中断は、特許庁又は手続きを踏む者の意思に関わらず、当事者の死亡など法律で規定された事由により当然発生する。
- 2) 手続きを踏むことを委任された代理人が存在する場合には、中断事由があっても手続きが中断されない。
- 3) 中断された手続きは、相続人など法律で定めた者が受継して踏まなければならない、受継の申請は、手続きの相手方も行うことができる。

2. 手続きの中止

- 1) 特許庁長又は審判官が天変地異若しくはその他の不可避な事由により職務の遂行ができない場合には、特許庁で係属中である手続きは、その事由がなくなるまで中止される。
- 2) 当事者に一定しない期間、手続きを続行することのできない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定により手続きの中止を命じることができる。

(障害事由の例)

当事者の居住地に天変地異が発生し、音信不通状態が一定期間継続されると予想される場合

- 3) 特許庁長又は審判長は、手続きを中止した場合には、それを当事者に知らさなければならない。

3. 手続きの中断及び中止の効果

- 1) 手続きが中断又は中止された場合には、期間の進行が停止される。
- 2) 手続きに対する受継通知をする、又は手続きを続行すれば、その時から全体期間が新たに進行される。

第2部 デザイン登録出願

第1章 デザイン登録出願書類

第2章 デザインの対象となる物品

第3章 1デザイン1デザイン登録出願

第1章 デザイン登録出願書類

関連法令

<デザイン保護法>

第37条(デザイン登録出願)①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を書いたデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の名前及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の名前及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の名前)
3. デザインの対象となる物品及び第40条第2項による物品類(以下「物品類」という)
4. 単独のデザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下「関連デザイン登録出願」という)の有無
5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項によって関連デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限り該当する)
6. デザインを創作した者の名前及び住所
7. 第41条による複数デザイン登録出願の有無
8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)
9. 第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合に限り該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を書いた図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象となる物品及び物品類
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)

③デザイン登録出願人は、第2項の図面に代わり、デザインの写真又は見本を提出すること

ができる。

④デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、当該物品に対してはデザイン一部審査登録出願としてのみ出願することができる。

⑤第1項から第4項までの規定以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第93条(登録デザインの保護範囲)登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付された図面・写真又は見本と図面に書かれたデザインの説明に従って表現されたデザインによって決められる。

第181条(デザイン登録出願の特例)①国際デザイン登録出願に対して同法を適用する時に国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出とみなす。

②国際デザイン登録出願に対して同法を適用する時に国際登録簿に登載された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面とみなす。

③国際デザイン登録出願に対しては、第37条第2項第2号ののうち創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

<デザイン保護法施行規則>

第35条(デザイン登録出願書)①法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面又は写真若しくは見本1通(複数デザイン登録出願の場合は、各デザイン毎に1通)
2. 代理人によって手続を踏む場合は、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令において別途で定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成し、登録を受けようとするデザインの全体的な形を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの場合には、別紙第5号書式に基づいて作成しなければならない。

③第1項第1号の規定による図面のうち法第2条第2号の規定による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。

④法第37条第2項の規定による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載事項を書き、同図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法に従って書く。

第36条(図面に代わった写真又は見本の提出)①法第37条第3項により図面に代わって写真を提出する場合、その写真にはデザインの対象となる物品が明瞭に表現されていなければならない。

②法第37条第3項の規定により図面に代わって提出する見本は、特別な事由があると特許庁長が認めた場合を除いては、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 見本1個及びその見本を撮影した写真1枚を提出すること
2. 見本の規格は、厚さ1センチメートル、横15センチメートル、縦22センチメートル以内にする。ただし、薄い布又は紙などを使用している場合には、横と縦の合計を200センチメートル以下にすることができる。
3. 見本は破損・変形又は変質されていないこと
4. 見本は取扱い又は保存が容易であること
5. 見本を用紙に貼る場合には、容易に外れるおそれがないようにすること

[別表2]デザインの説明欄の記載事項(第35条第4項関連)

1. 物品の説明：物品の使用目的・使用方法、材質又は大きさなどの説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)このデザインは、電気スタンドであり、背面にマイナスイオンの発生装置を備えている。材質は、笠の部分はガラス材質であって、ボディ部分は鉄製であり、全体の大きさは50cmである。

2. 図面の説明：図(写真又は見本を含む。以下、同号において同じ)の説明が必要な場合には、各図面別に説明

(例)図1.1は、このデザインの全体的な形態を表現した図面であり、図面1.2は、このデザインの正面部分を表現する図面であり、図面1.3は、このデザインの上面部分を表現する図面であって、付加図面1.1は、図面1.2のAからA'までの断面図である。

3. 図面における長さ表示の省略に関する説明：図面で長さの表示を省略し、そのデザイ

ンの全体的な形状が明確ではないため、省略した長さの表示が必要であると認められる場合には、図面上に何mm、何cm又は何mが省略されたかを表示

(例)図面1.1に表現されたデザインの図面上で省略された長さは5cmである。

4. 図面の色彩に関する説明：図面又は写真に色彩を入れる場合、白色・灰色又は黒色のいずれかを省略した場合、それに関する説明

(例)図面1.1の上部は灰色であり、下部は黒、柱部分の白は省略した。

5. 透明な物品の全部又は一部に関する説明：物品の全部又は一部が透明であるため、説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)このデザインは、容器内部の状態が把握できるよう、上面のカバー部分が透明な材質になっている。

6. 部分デザインに関する説明：物品の部分に関するデザインであって、物品の部分を図面又は見本において特定している方法に関する説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)実線で表示された部分がやかんのハンドルを表す部分デザインであり、登録を受けようとする部分である。

7. 開閉できるデザイン又は畳まれたり開かれたりできるデザインに関する説明：物品の機能によって変化するデザインであって、その変化の前後の状態に関する説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)このデザインは、自動車後部のスポイラー部分が変化するデザインであって、図面A1.1から図面A1.7までは開かれている状態を図示しており、図面B1.1から図面B1.7までは畳まれている状態を図示している。

8. 動く物品のデザインに対する説明：動く物品に関するデザインであって、その動く状態を説明する必要がある場合には、停止状態、動作状態(動作中の基本姿勢、動作の内容を示す軌跡など)に関する説明

(例)このデザインは、動く「ロボット玩具」のデザインであって、図面A1.1から図面A1.7までは停止状態を図示しており、図面B1.1から図面B1.7までは動く連続動作を表す一連の図面である。

9. 土木建築用品のデザインに関する説明：土木建築用品に関するデザインであって、大量生産、輸送可能性について説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例1)このデザインは、家屋に関するデザインであって、建築設計図に基づいて部品を事

前に生産・組立てして施工する工法からなっている。

(例2)このデザインは、橋梁に関するデザインであって、鉄筋コンクリート又は鉄で製作・組立てして施工する工法からなっている。

備考：デザインの説明欄が不足する場合には、別紙を使用します。

1. デザイン登録出願書

出願書には、次の事項を書かなければならない。この場合、国際デザイン登録出願に対しては、国際登録簿に登録された事項を法第37条(デザイン登録出願)第1項によるデザイン登録出願書の記載事項とみなす。

- 1) 出願人の名前及び住所(法人である場合には、名称及び営業所の所在地)
- 2) 代理人がいる場合には、名前及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の名前)
- 3) デザインの対象となる物品及び物品類
- 4) 単独デザイン又は関連デザインの有無
- 5) 関連デザインとして登録を受けようとする場合は、基本デザインの番号
- 6) 部分デザインの有無
- 7) 創作した者の名前及び住所
- 8) 条約による優先権主張をしようとする場合には、最初の出願日付及び出願国名

2. デザイン図面

1) デザインの図面は、規則[別紙第4号書式](デザイン図面)に従って作成し、デザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの図面は規則[別紙第5号書式](書体デザインの図面)に従って作成しなければならない。この場合、国際デザイン登録出願に対しては、国際登録簿に登録された図面を法第37条(デザイン登録出願)第2項による図面とみなす。

2) デザインの図面には、次の事項を書かなければならない。

(1) デザインの対象となる物品及び物品類

(2) デザインの説明及び創作内容の要点(国際デザイン登録出願の場合には、創作内容の要点を書かないこともある)

(3) 複数デザイン登録出願の場合には、デザインの一連番号

3) デザインの説明欄の記載方法

(1) 規則[別表2](デザインの説明の記載事項)に規定された事項を書かなければならない。

(2) 説明欄の記載内容に問題のある場合には、工業上の利用可能性がないデザインとみなす。

4) デザインの創作内容の要点欄の記載方法

(1) 規則[別表3](創作内容の要点の記載方法)に規定された方法に従って記入する。

(2) デザイン創作内容の要点を記入しない場合には、方式に違反したものとみなす。

3. 出願書及び図面の地位

1) 法第93条(登録デザインの保護範囲)によると、デザインの保護範囲は出願書の記載事項、添付された図面・写真・見本及び図面に記載されたデザインの説明により定められる。

2) 出願所及びこれに添付された図面は、デザインの創作内容を表現したものであって、創作者

及び出願人を特定し、デザインの具体的な保護範囲を確定する機能をする。

- 3) 展開図、断面図及び拡大図など、デザインを具体的かつ明確に表現するために必要な付加図面は、デザインの権利範囲を判断する基礎となる。
- 4) 使用状態図などデザインを理解する上で参考となる参考図面は、デザインの権利範囲を判断する基礎にならない。

第2章 デザインの対象となる物品

関連法令

<デザイン保護法>

第40条(1デザイン1デザイン登録出願)①デザイン登録出願は1デザイン毎に1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

第42条(一組の物品のデザイン)①2以上の物品が一組の物品として同時に使われる場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性を備えたときには1デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分など)①法第40条第2項による物品類区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」に基づく別表4とする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

[別表4]

物品類区分(第38条第1項及び第3項関連)

第1類

第1類の範囲	食品
第1類に属する 物品群	01 パン、ビスケット、ペストリー、マカロニ、その他加工穀物、チョコレート、菓子類、氷菓、
	02 果物、野菜
	03 チーズ、バター及びバター代用品、その他の乳製品
	04 肉(豚肉製品を含む)、魚
	05
	06 動物用飼料
	99 その他の食品

第2類

第2類の範囲	衣類及びファッション雑貨
第2類に属する 物品群	01 下着、ランジェリー、コルセット、ブラジャー、パジャマ
	02 衣類
	03 帽子類
	04 靴類、靴下及びストッキング
	05 ネクタイ、スカーフ、マフラー及びハンカチ
	06 手袋
	07 ファッション雑貨及び衣類アクセサリー
99 その他の衣類及びファッション雑貨	

第3類

第3類の範囲	その他類に明記されていない旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品
第3類に属する 物品群	01 トランク、旅行かばん、ブリーフケース、ハンドバッグ、キーホルダー、製品専用ケース、財布及び類似した商品
	02
	03 傘、パラソル、日よけ及び杖
	04 扇子
	99 その他類に明記されていない旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品

第4類

第4類の範囲	ブラシ製品
第4類に属する 物品群	01 掃除用ブラシとほうき
	02 バスルーム用ブラシ、衣類用ブラシ、靴用のブラシ
	03 機械用ブラシ
	04 美術用ブラシ、調理用ブラシ
	99 その他のブラシ製品

第5類

第5類の範囲	繊維製品、人造及び天然シート織物
第5類に属する 物品群	01 紡糸製品(spun articles)
	02 レース
	03 刺繍
	04 リボン、装飾紐、その他の装飾トリム
	05 織物生地
	06 人造又は天然のシート織物
	99 その他の繊維製品、人造及び天然シート織物類

第6類

第6類の範囲	家具及び寝具類
第6類に属する 物品群	01 椅子
	02 ベッド
	03 テーブルと類似家具
	04 収納家具
	05 組合せ家具
	06 その他の家具及び家具部品
	07 鏡及びフレーム
	08 衣類ハンガー
	09 マットレス及びクッション
	10 カーテン及び室内用ブラインド
	11 カーペット、マット及び敷物
	12 タペストリー
	13 毛布、その他カバー用生地、家庭用リネン及びテーブル用リネン
99 その他の家具と寝具類	

第7類

第7類の範囲	その他類に明記されていない家庭用品
第7類に属する 物品群	01 陶器、ガラス製品、皿及びその他の類似用品
	02 調理用機器、調理用容器、調理用器具
	03 テーブルナイフ、フォーク及びスプーン
	04 調理用手動用具及び器具
	05 アイロン用火熨斗、洗濯・掃除及び乾燥機器
	06 その他のテーブル用具
	07 その他の家庭用容器
	08 暖炉用器具
	09 その他の家庭用品

第8類

第8類の範囲	工具及び鉄物類
第8類に属する 物品群	01 穿孔、切削又は採掘用工具及び器具
	02 ハンマー及びその他の類似工具と器具
	03 切断用工具及び器具
	04 スクリュードライバー及びその他の類似工具と器具
	05 その他の工具及び器具
	06 ハンドル、ノブ及びヒンジ
	07 ロック(閉鎖)装置
	08 その他類に含まれていない固定装置又は支持装置
	09 ドア・窓・家具用の金属部品及び類似用品
	10 自転車及びバイクの保管台
	99 その他の工具及び鉄物類

第9類

第9類の範囲	物品の運送・処理用梱包及び容器
第9類に属する 物品群	01 瓶、フラスコ、ポート、大型ガラス瓶(carboys)、首が細い大型ガラス瓶(demi johns)と噴霧器が付いた容器
	02 保存用の缶、ドラム缶及び樽(casks)
	03 箱、ケース、コンテナ、(保存用)筒又は缶
	04 籠、木箱とバスケット
	05 袋、1回分の梱包袋(sachets)、チューブ及びカプセル
	06 ロープ及び固定用フープ(hooping materials)
	07 梱包用閉め装置及び付属品
	08 フォークリフト用パレット及び作業台
	09 廃品箱とごみ箱及びスタンド型廃品・ゴミ箱
	99 その他の物品の運送・処理用の梱包及び容器

第10類

第10類の範囲	時計、携帯用時計、その他の計測器具、検査機器及び信号器具
第10類に属する 物品群	01 時計及びアラーム時計
	02 携帯用時計及び腕時計
	03 その他の時間測定器具
	04 その他の計測道具、器具及び装置
	05 検査、安全又はテスト向けの道具、器具及び装置
	06 信号器具及び機器
	07 ケーシング、ケース、表示板(dial)、時計の針、その他の計測・検査・信号向け器具の部品及び付属品
	99 その他の時計、携帯用時計、計測器具、検査器具及び信号器具

第11類

第11類の範囲	装飾品
第11類に属する 物品群	01 宝石
	02 小型装飾品、テーブル、暖炉、壁の装飾品、花瓶及び植木鉢
	03 メダルとバッジ
	04 造花、模型果物及び模型植物
	05 旗、祭り用の装飾品
	99 その他の装飾品

第12類

第12類の範囲	運送又は昇降手段
第12類に属する 物品群	01 動物によって動く運送手段
	02 ハンドカート、一輪ワゴン
	03 機関車及び鉄道車両
	04 空中ケーブルトランスポート、座式リフト及びスキーリフト
	05 積載又は運搬用エレベーター及び昇降機(hoist)
	06 船舶及びボート
	07 航空機及び宇宙船
	08 自動車、バス及び貨物車
	09 トラクター
	10 車両用トレーラー
	11 自転車及びバイク
	12 ベビーカー、車椅子、ストレッチャー
	13 特殊用途車
	14 その他の車両
	15 車両用タイヤ及び滑り止め用チェーン
	16 その他類又は群に含まれていない運送手段用部品、装備及び付属品
99 その他の運送又は昇降手段	

第13類

第13類の範囲	電気の発電、供給又は変電向けの装置
第13類に属する 物品群	01 発電機及びモーター
	02 電力変圧器、整流器、バッテリー及び蓄電池
	03 電力供給及び制御機器
	99 その他の電気の発電、供給又は変電向けの装置

第14類

第14類の範囲	保存、通信又は情報検索装備
第14類に属する 物品群	01 音響又は映像保存若しくは再生装置
	02 データ処理装置及び周辺機器
	03 通信用機器、ワイヤレス遠隔制御機器及び高周波増幅器
	04 スクリーンディスプレイ及びアイコン
	99 その他の保存、通信又は情報検索装備

第15類

第15類の範囲	その他類に明記されていない機械
第15類に属する 物品群	01 エンジン
	02 ポンプ及びコンプレッサー
	03 農業機械
	04 建設機械
	05 洗濯、掃除及び乾燥用機会
	06 紡織、裁縫、編物及び刺繍用機械及び構成部品
	07 冷蔵機械及び機器
	08
	09 工作機械、研磨機及び鋳造機
	99 その他類に含まれていない機械

第16類

第16類の範囲	写真撮影機器、動画撮影機器及び光学機器
第16類に属する 物品群	01 写真撮影機器及び動画撮影機器
	02 プロジェクター及びビューア
	03 コピー機及びエキスパンダー
	04 現像用機器及び装備
	05 アクセサリー
	06 光学製品
	07 その他の写真撮影機器、動画撮影機器及び光学機器

第17類

第17類の範囲	楽器
第13類に属する 物品群	01 鍵盤楽器
	02 管楽器
	03 弦楽器
	04 打楽器
	05 自動演奏楽器
	06 その他の楽器

第18類

第18類の範囲	印刷及び事務用機械
第18類に属する 物品群	01 タイプライター及び電卓
	02 印刷機器
	03 活字及び書体
	04 製本機、印刷機用ステープリング機、製本用裁断機及びトリマー
	99 その他の印刷及び事務用機械

第19類

第19類の範囲	文房具、事務用品、画材、教材
第19類に属する 物品群	01 筆記用紙、書簡用カード及び通知カード
	02 事務用品
	03 カレンダー
	04 書籍及びその他の類似した外観をした物品
	05
	06 筆記、製図、絵画、彫刻、版画及びその他の美術技法向けの材料及び器具
	07 教材
	08 その他の印刷物
	99 その他の文房具、事務用品、画材、教材

第20類

第20類の範囲	販売及び広告用装備、表示板
第20類に属する 物品群	01 自動販売機
	02 陳列及び販売用具
	03 表示板、看板及び広告用装置
	99 その他の販売及び広告用装備、表示板

第21類

第21類の範囲	ゲーム用品、玩具、テント及びスポーツ用品
第21類に属する 物品群	01 ゲーム用品及び玩具
	02 運動・スポーツ用具及び器具
	03 その他の娯楽用品
	04 テント及びテント付属品
	99 その他のゲーム用品、玩具、テント及びスポーツ用品

第22類

第22類の範囲	武器、火薬製品、狩り・釣り及び殺虫用品
第22類に属する 物品群	01 発射武器
	02 その他の武器
	03 弾薬、ロケット及び火薬製品
	04 射的及び付属品
	05 狩り及び釣り装備
	06 罟(輪差)、殺虫製品
	99 その他の武器及び火薬製品、狩り・釣り及び殺虫用品

第23類

第23類の範囲	流体供給器、衛生、暖房、換気及び空調機、固体燃料
第23類に属する 物品群	01 流体供給器
	02 衛生設備用品
	03 暖房機器
	04 換気及び空調機器
	05 固体燃料
99 その他の流体供給器、衛生設備用品、暖房機器、換気及び空調機、固体燃料	

第24類

第24類の範囲	医療及び実験室用機器
第24類に属する 物品群	01 医師、病院及び実験室用機器及び器具
	02 医療器具、実験室用機器と用具
	03 医療用補綴用品
	04 傷の治療、看護及び医療用品
	99 その他の医療及び実験室用器具

第25類

第25類の範囲	建築ユニット及び建築資材
第25類に属する 物品群	01 建築材料
	02 組み立て式又は組み立て済みの建築部材
	03 家屋、車庫及びその他の建築物
	04 階段、はしご及び足場
	99 その他の建築ユニット及び副資材

第26類

第26類の範囲	照明機器
第26類に属する 物品群	01 燭台と枝型燭台
	02 トーチ、懐中電灯、ランタン
	03 公共照明機器
	04 電気式又は非電気式の発光体
	05 ランプ、電気スタンド、シャンデリア、壁付き灯及び天井取り付け灯、ランプの笠、反射鏡、写真及び映写機の投光照明
	06 車両用照明機器
99 その他の照明機器	

第27類

第27類の範囲	煙草と喫煙用品
第27類に属する 物品群	01 煙草、シガー、葉巻
	02 パイプ、シガー及び葉巻台
	03 灰皿
	04 マッチ
	05 ライター
	06 シガーケース、シガーケース、煙草ケース及び袋
	99 その他の煙草及び喫煙用品

第28類

第28類の範囲	医薬品及び化粧品、バスルーム・美容用品及び機器
第28類に属する 物品群	01 医薬品
	02 化粧品
	03 バスルーム用品及び美容器具
	04 かつら、人造部分かつら
	99 その他の医薬品及び化粧品、バスルーム・美容用品及び機器

第29類

第29類の範囲	消防、事故防止及び救助用装置及び装備
第29類に属する 物品群	01 消防装置及び器具
	02 その他類に明記されていない事故防止及び救助用装備(器具)
	99 その他の消防、事故防止及び救助用装置及び装備

第30類

第30類の範囲	動物管理と飼育用品
第30類に属する 物品群	01 動物用衣類
	02 ケージ、鳥かご、犬小屋及び類似物品
	03 フィーダ及び水フィーダ
	04 馬具
	05 鞭及び家畜追い用スティック
	06 ベッド及び巣
	07 とまり木及び鳥かごの付属品
	08 マーカー、識別札及び束縛
	09 馬などを結ぶ杭
	99 その他の動物保護及び飼育用品

第31類

第31類の範囲	その他類に明記されていない食べ物又は飲み物調理用機械及び器具
第31類に属する 物品群	00 その他類に明記されていない食べ物又は飲み物調理用機械及び器具

備考：上記の物品類区分は、デザイン登録出願書作成の一貫性及び物品名の統一性を維持するためのものであり、物品間の類似範囲を定めるものではありません。

[別表5]

一組物品の区分(第38条第4項関連)

1. 一組の女性韓服セット
2. 一組の男性用韓服セット
3. 一組の女性用下着セット
4. 一組の装身具セット
5. 一組のカフスボタン及びネクタイピンセット
6. 一組の喫煙用具セット
7. 一組の寝装セット
8. 一組のコーヒー用具セット
9. 一組のフルーツポンチ用具セット
10. 一組の飯床器セット
11. 一組の茶器セット
12. 一組の調味料容器セット
13. 一組の茶碗と汁椀セット
14. 一組の酒器セット
15. 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセット
16. 一組のスプーンと箸セット
17. 一組の祭器セット
18. 一組の洗面化粧台セット
19. 一組の机と本棚セット
20. 一組のリビングルーム用家具セット
21. 一組のテーブルセット
22. 一組の事務用家具セット
23. 一組の応接セット
24. 一組のテーブルと椅子セット
25. 一組のキッチン家具セット
26. 一組の書道用具セット
27. 一組の筆記具セット
28. 一組のオーディオセット

29. 一組のパーソナルコンピュータセット
30. 一組のテレビ受像機とスタンドセット
31. 一組の扉と門柱セット
32. 一組のトイレ掃除用具セット
33. 一組の洗面用具セット
34. 一組の電動歯ブラシセット
35. 一組のキャンプ用食器セット
36. 一組の自動車用フロアマットセット
37. 一組のアウトドア用テーブル及び椅子セット
38. 一組の自動車用シートカバーセット
39. 一組の便器用付属品セット
40. 一組のゴルフクラブセット
41. 一組のドラムセット
42. 一組の事務用具セット
43. 一組の自動車用ペダルセット
44. 一組のカーオーディオ機器セット
45. 一組のスピーカーボックスセット
46. 一組のテコンドー着セット
47. 一組の柔道着セット
48. 一組の剣道着セット
49. 一組の登山服セット
50. 一組のスキーウェアセット
51. 一組の乗馬服セット
52. 一組の野球服セット
53. 一組の爪・足爪美容器具セット
54. 一組のかばんセット
55. 一組の財布及びベルトセット
56. 一組の化粧用ブラシセット
57. 一組の髪ブラシセット
58. 一組の散髪器具セット
59. 一組の剃毛用具セット
60. 一組の授乳用品セット

61. 一組の出産準備物セット
62. 一組のカーテン及びブラインドセット
63. 一組のトロフィー・賞牌セット
64. 一組の額縁セット
65. 一組の整理用収納ボックスセット
66. 一組のアイスボックスセット
67. 一組のキッチン用密閉容器セット
68. 一組のワイングラスセット
69. 一組の包丁セット
70. 一組の杓子及びフライ返しセット
71. 一組の男子用壽衣セット
72. 一組の女性用壽衣セット
73. 一組の寝室用家具セット
74. 一組の家具用ノブセット
75. 一組の運動用ダンベル及びバーベルセット
76. 一組のゲーム機セット
77. 一組の製図用具セット
78. 一組のスイッチ及びコンセントセット
79. 一組の園芸用具セット
80. 一組の手動工具セット
81. 一組のドライバーセット
82. 一組の腕時計セット
83. 一組の絆創膏セット
84. 一組の吸い玉セット
85. 一組のフライパンセット
86. 一組の船舶用操舵室家具セット
87. 一組の船舶用寝室家具セット
88. 一組の船舶用休憩室家具のセット
89. 一組の船舶用乗組員食堂家具セット
90. 一組の自動車用ダッシュボードパネル(dashboard panel、center fascia)セット
91. 一組のレジャー自動車の寝室用家具セット
92. 一組のキッチン用組み込み(built-in)物品セット

93. その他2以上の物品が一組の物品として同時に使用されるものであると認められる場合

1. デザインの対象となる物品の区分

1) 物品類及び物品の区分は、規則[別表4](物品類区分)に基づいて用途と機能などを基準に特許庁長が定めて告示した[デザイン物品類別の物品リスト]による。

[審査官参考]

上記の1)は、条約による優先権主張を伴うデザイン登録出願を含む。

2) 一組の物品のデザインとして出願され、その構成物品の物品類区分が2以上である場合には、次の基準に従う。

(1) 構成物品の数が多い物品を基準に物品類区分を記載する。

(2) 構成物品の数と同様である場合は、出願人の意思で1つの物品類区分を記載する。ただし、審査・一部審査対象が共に構成されている場合は、審査対象物品類の区分を記載する。

(例) 2以上の物品類が含まれた一組の物品の物品類の記載例

物品類区分	物品の名称	構成物品 (物品類区分)
26又は06	一組の電気スタンド及びテーブルセット	電気スタンド(26-05) テーブル(06-03)
03	一組のレインコート、レインブーツ及び傘セット	レインコート(02-02) レインブーツ(02-04) 傘(03-03)

3) 物品類及び物品の区分は、デザイン登録出願書を作成する際の一貫性を維持し、統一された物品名を使用するためのものであり、物品間の類似範囲を定めたものではない(大法院2003フ1901判決を参考)。

4) 物品類又は物品の記載を間違っただけの場合は、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反するため、登録が受けられない。

2. デザイン一部審査登録出願できる物品

1) デザイン一部審査登録出願できる物品の範囲は、下記のとおりである。

規則[別表4](物品類の区分)のうち、次の各物品類のいずれかの一つに属する物品

(1) 第2類(衣類及びファッション雑貨)

(2) 第5類(繊維製品、人造及び天然シート織物類)

(3) 第19類(文房具、事務用品、画材、教材)

2) 一部審査出願できる物品類に属さない物品が一部審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項前段に違反するため、登録を受けることができない。

3) 一部審査出願できる物品類に属する物品が審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項後段に違反するため、登録を受けることができない。

3. デザインの対象となる物品の名称

1) 物品名の記載方法

- (1) 規則[別表4] (物品類の区分)により特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」から一つの物品を指定して記さなければならない。
- (2) 特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」に名称が明示されていない物品の場合は、その物品のデザインを認識するに適合した名称を書き、その物品の用途が明確に理解され、一般的に使われる名称でなければならない。
- (3) 物品の一般化した名称がなく、その名称が物品の用途を最小単位で表現したものであれば、「○○○用副材」などの名称を使うことができる。

(例) (1) 建築用副材(×)、窓枠用副材(○)

(2) 書体(×)、ハンゲル書体(○)

- (4) 一組の物品として出願する場合、一般的に一組全体を指す名称がないときには、各構成物品の名称を羅列して記載する。

(例) 一組のレインコート、レインブーツ及び傘セット

2) 物品名の記載を間違った場合の例

次のように物品名の記載方法に違反した場合は、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反し、登録を受けることができない。

- (1) 商標名又は○○式○○などのように固有名詞を付けたもの

(例) ホン・ギルドン式タイプライターなど。ただし、自動式○○、折綴り式○○、折畳み式○○、独立型○○、回転式○○、組立式○○、移動式○○のように一般名称化しているものは例外とする。

- (2) 総括名称を使用したもの

(例) チョゴリを韓服と書く、又は扉を建築用品などと書いた場合など

ただし、「デザイン物品類別物品目録告示」に明記された総括名称は除く。

(3) 構造、機能又は作用効果を付けたもの。ただし、「〇〇装置」はその用途が限定されない場合に限って該当する。

(例1) 〇〇装置、〇〇方法、〇〇式など

(例2) 給食装置(×)、患者用給食装置(○)

[審査官参考]

物品の用途を明確に表示するためには「適用物品」、「使用主体」、「使用方法」などに基づいて物品名を記載することができるのであり、単に「適用物品」のみを限定するものではない。

※「車両用ビデオ - オーディオデータ記録システム用ビデオカメラ」のように適用物品のみを限定するものではない

(例) 物品の用途を明確にするための物品名の記載例

区分	物品の名称
適用物品に基づく用途の記載	「メガネ用蝶番」
	「ドア用蝶番」
使用主体に基づく用途の記載	「動物用靴」
	「患者用靴」
使用方法に基づく用途の記載	「ケーブル固定用ブラケット」
	「フレーム連結用ブラケット」

(4) 一部が省略された物品名

(例) 16ミリの映画撮影機をただ16ミリとしたもの

(5) 外国の文字を使用したもの。ただし、外国の文字を括弧の中に併記する、又は「LED電球」、「LCDモニター」などのように一般名称化し、通常使われている場合には、例外として認められる。

(6) 韓国語で一般名称化していない外国語を使用したもの。ただし、特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」による物品の名称とそれに相応する物品の名称及び[別表](一組の物品別の構成物品)による一組の物品の名称は例外として認められる。

(7) 用途を明確に表示していないもの

(例) 眼鏡用の蝶番を「蝶番」としか書かなかった場合

[審査官参考]

☞物品の用途を明確に表示するためには、「適用物品」「使用主体」「使用方法」などによって物品名を記載するもので、単に「適用物品」のみに限定しているわけではない。

※「車両用ビデオ-オーディオデータ記録システム用ビデオカメラ」のように適用物品のみを限定するものではない。

(例)物品の用途を明確にするための物品名記載の例

区分	物品の名称
適用物品による用途の記載	「眼鏡用蝶番」 「扉用蝶番」
使用主体による用途の記載	「動物用靴」 「患者用靴」
使用方法による用途の記載	「ケーブル固定用ブラケット」 「フレーム連結用ブラケット」

(8)一組{[別表](一組の物品別の構成物品)による一組の物品の名称及び一組の物品として認められる場合は除き、一セット、ユニット(歯科用ユニットは除く)}、一ペア、一足などを名称と使用したもの

(9)形状、模様、色彩などに関する名称を付けたもの。ただし、「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」をデザインの構成要素としている物品も名称は例外とする。

(例)画像デザインが表示されたコンピュータ・モニター、グラフィックユーザーインターフェース(GUI)が表示された携帯電話、アイコンが表示された携帯用個人情報端末機(PDA)、画像デザインが表示されたディスプレイ・パネルなど

(10)材質名を付けたもの(例：〇〇製〇〇)。ただし、ゴム手袋、ゴムボートなどのように一般名称化したものは例外とする。

(11)部分デザインに関する出願において「〇〇の部分」などの名称を使用したもの

(例)「コップの取っ手」「電話機のボタン部分」

第3章 1デザイン1デザイン登録出願

関連法令

<デザイン保護法>

第40条(1デザイン1デザイン登録出願)①デザイン登録出願は1デザイン毎に1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

第41条(複数デザイン登録出願)デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず、産業通商資源部令で定める物品類区分で同じ物品類に属する物品に対しては100以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)にすることができる。この場合、1デザイン毎に分離して表現しなければならない。

第42条(一組の物品のデザイン)①2以上の物品が一組の物品として同時に使われる場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性があるときには1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さない、又は同項ただし書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さない、又は同項ただし書きによってデザイン登録を受けることができない場合
 2. 第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号に限って該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
 3. 条約に違反した場合
- ③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。
1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
 2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下・放棄される、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と相違する場合
 5. 基本デザインと類似していない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにのみ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類区分など)①法第40条第2項の規定による物品類区分は、「産業デザインの国際分類制定に向けたロカルノ協定」に基づく別表4とする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段において「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

デザイン登録出願が1デザイン1デザイン登録出願の要件を備えなかった場合は、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)1項に違反するため、登録を受けることができない。

1)デザイン登録出願は、1デザイン毎に1デザイン登録出願にしなければならない。

(1)1デザインとは、1物品に1形態をいう。

(2)1物品とは、物理的に分離されていない一つという概念ではなく、取引慣行上、独立した一つで取引できる物品を意味する。

(例)構成要素が分離されている「屋外用造形物」



2)1デザイン1デザイン登録出願とみなされない出願書及び図面の記載事項

(1)二つ以上の物品名をデザインの対象となる物品欄に並列して書いたもの

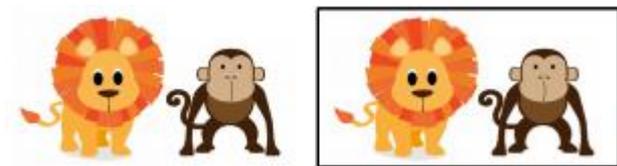
(例)瓶と瓶の栓、ラジオ兼用時計など。ただし、「時計が付置されているラジオ」のように一つの物品にほかの物品が付置されている[付設、付加又は付着]の場合は例外とする。付置されている物品が二つ以上である場合は「ボールペンなどが付置されたライター」のような方法で記載する。

(2)一つの物品について二つ以上のデザインを一つの図面に図示する、又は二つ以上の物品について各々のデザインを一つの図面に図示したもの

(例)「ステッカー」「転写紙」などのデザインにおいて分離されている2以上の構成要素を
枠線に限定せず、一つの図面にそれぞれ図示したもの

正しくない図示

正しい図示



3)1デザイン1デザイン登録出願として認められる物品の例

(1)物理的に分離されているが、一つの物品として取引されて当然な場合

(例)紳士服(上、下)、ツーピース(上、下)、ティーカップとソーサー、重箱、将棋の駒、トランプ、花札、ナットとボルト、スナップボタンのペア、固定具のペア、固定電話機・無線電話機など

(2)物理的に分離されている各部分から一つの形状・模様を成す場合

(例)組椅子(二つ以上が集まって一つの椅子を形成するもの)、モザイクタイル、完成形が単一である組立玩具、左右(非)対称のパーゴラなど

(3)衣類及びファッション雑貨の形状・模様を完全に表現するために補助的物品を利用していることが明白である場合。この場合は、補助的物品が適用された趣旨をデザインの説明欄に記載しなければならない。

(例)マネキンの足に履かれた「フットカバー」であって、デザインの説明欄に「フットカバー物品を完全に表現するためにマネキンに履かせたもので、マネキンはデザインの構成部分ではない」と書いたもの



(4) デザインの対象となる物品の形状・模様・色彩を表現するために付加的な物品が結合・生産され、一体化した状態で使われる場合

(例) 容器を結合した「アイスクリーム」、容器を結合した「キャンドル」、帯を結合した「ケーキ」



(5) 形態が変化するデザインであって、変化の前後状態又は一連の変化過程を図示して出願する場合

(例1) 蓋を開閉できる「おもちゃノートパソコン」



[図面A1. 1]

[図面B1. 1]

(例2) 畳んで保管し、開けて使用する「椅子」



[図面A1. 1]

[図面B1. 1]

(例3) 方向の転換により直接灯と間接灯に使われる「壁灯」

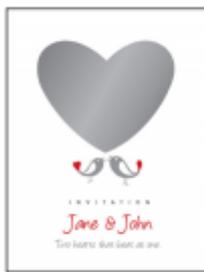


[図面A1.1]



[図面B1.1]

(例4) デザインの一部に物理的变化を加え、当該部分の模様・色彩が変化する「招待状」



[図面A1.1]



[図面B1.1]

4) 1デザイン1デザイン登録出願として認められない物品の例

(例) 1組の卓球用具、1組のバドミントン用具、完成形が様々な組立玩具、物品の容器とその内容物(カメラとカメラケース、ラジオとラジオケース、眼鏡と眼鏡ケース、化粧品の保管箱と化粧品容器)、ハンゲル書体とアルファベットの書体、ハンゲル書体と特殊記号の書体、アルファベットの書体と数字の書体など

5) 二つ以上の物品を結合して出願された物品の1物品としての認定可否

結合状態からみて各物品の機能・用途が失われ、新たな一つの機能・用途として認識されるかどうかを基準に判断し、上記の3)及び4)で例示した物品に準じて決定する。

6) 部分デザイン登録出願において物理的に分離されている二つ以上の部分が表現された場合

1デザインであるかどうかは、出願書及び図面、デザインの説明、創作内容の要点に記載された出願人の創作意図を考慮するべきであり、次のように全体又は各部分としてデザイン創作上の一体性が認められる場合は1デザイン登録出願とみなす。

(1) 形態的一体性が認められるもの

① 物理的に分離されている部分であって、対称となる、又は一組になるなど関連性を有しているもの

(例) 「オムツ」



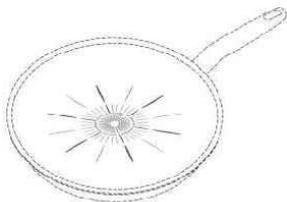
② 物理的に分離されているものであって、一つの対象を認識させるなど関連性を有しているもの

(例) 「携帯電話ケース」(大法院2012フ3343)



③ 物理的に分離された部分で、一つの創作単位として認識させるなど、関連性を有するもの

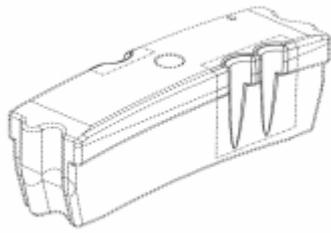
(例) 「フライパン」



(2) 機能的一体性が認められるもの

物理的に分離されている部分が全体又は各部分として一つの機能を遂行することにより、一体的関連性を有しているもの

(例1) 「インクジェットプリンタ用のインクスティック」



[デザインの説明]

「正面にある2つの溝と背面にある一つの溝が全体としてプリンターにカートリッジを装着するときに正確な位置が分かるようにする機能を遂行するものである」

(例2) 「履物」



[デザインの説明]

「履物の足の甲部分と足首の部分の革が各部分として足を固定させる機能を遂行するものである。」

(例3) 「自動車」



7) 形態が変化するデザインの出願において変化過程がない、又は変化過程に一定性及び統一性のない場合には、1デザイン1デザイン登録出願に違反するものとみなす。

(例) デザインの形態が変化する「ロボット玩具」



<変化前>



<変化後>

2. 複数デザイン登録出願

1) 複数デザイン登録出願の対象物品

- (1) 複数デザイン登録出願できる物品は、規則[別表4](物品類の区分)のうち同じ物品類に属するものとする。
- (2) 複数デザイン登録出願されたデザインの物品が同じ物品類に属しないと、法第41条(複数デザイン登録出願)に違反したものとみなす。この場合、物品類が異なる物品のデザインに対して出願分割又は出願取下をすることができる。

2) 一つの複数デザイン登録出願に表現できるデザインの数

- (1) 複数デザイン登録出願は、100個以内のデザインを1デザイン登録出願することができる。
- (2) 複数デザイン登録出願のうち一部デザインに対する出願取下は、削除補正にすることができる。ただし、国際デザイン登録出願は除外する。
- (3) 出願書に書かれた出願デザインの数より添付された図面上のデザインの数の方が多い場合は、図面上デザインの数を基準に出願書を補正することができる。ただし、国際デザイン登録出願は除外する。

3) 複数デザイン登録出願の図面

- (1) 複数デザイン登録出願の図面は、1デザイン毎に分離して表現しなければならず、一つの連番号のデザインの図面に2以上のデザインを表現した場合には、法第41条(複数デザイン登録出願)第1項後段に違反するものとみなす。

(2) 複数デザイン登録出願されたデザイン毎に図面又は写真のうち一つに統一されるように表現しなければならない。ただし、3Dモデリング図面で提出する場合には、すべてのデザインを3Dモデリングのファイル形式にしなければならない。

4) 一部デザインにのみ拒絶理由がある複数デザイン登録出願に対する拒絶決定の手続き

(1) 複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにのみ拒絶理由がある場合、拒絶理由があるデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及びその拒絶理由を明示して意見提出通知をしなければならない。

(2) 一部デザインにのみ拒絶理由がある複数デザイン登録出願が出願の補正・分割などによっても拒絶理由が解消されない場合には、その一部デザインに対して拒絶決定をすることができる。

3. 一組の物品のデザイン登録出願

1) 一組の物品のデザインの要件

一組の物品のデザイン登録出願が次の要件を満たさない場合には、法第42条(一組の物品のデザイン)第1項に違反するものとみなす。

(1) 2つ以上の物品(同種の物品を含む)が一組で同時に使用されること

※「同時に使用される」とは、いつでも必ず同時に使用されるのではなく、観念的に一つの使用がほかの使用を予想させる、又は商取引慣行上、同時に使用されるものであると認められる場合をいう。

(2) 一組全体として統一性を備えていること

①各構成物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合が、統一した表現方法により表れて一組全体として統一性があると認められるもの

(例)「一組の電気スタンド及びテーブルセット」で各構成物品の表現方法が同一であるもの



②各構成物品が相互集合して一つの統一した形状又は模様などを表現することで、一組全体として統一性があると認められるもの

(例)「一組のサラダボウル及びフォークセット」でサラダボウル及びフォークが相互集合して一つのボウルの形状を表現したものなど



③各構成物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合により観念的に関連があるという印象を与え、一組全体として統一性があると認められるもの

(例)「ウサギと亀」の童話を絵で各構成物品に統一するように表現したものなど



(3) 規則[別表5](一組の物品の区分)に規定されている物品に該当すること

(4) 一組の物品を構成する物品が適合であること

- ① 一組の物品別の構成物品は[別表] (一組の物品別の構成物品)
- ② 一組の物品は、[別表] (一組の物品別の構成物品)、又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品のうち2以上の物品から構成しなければならない。
- ③ 構成物品以外の物品が含まれている場合には、一組の物品と定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には正当な一組の物品とみなす。ただし、「一組のテコンドー着セット」などの専門運動服セットの構成物品には帽子、靴下、履物、保護装具などは含まれない。また、同時に使用される可能性がない物品同士からなる場合(例：テコンドー着の上着と登山服の下衣を出願した場合)には、一組の物品として同時に使用されないものとみなす。。

2) 一組の物品のデザイン図面

- (1) 各構成物品の図面だけで一組の物品のデザインが十分に表現できる場合には、各構成物品毎に1組の図面を提出する。
- (2) 一組の物品の各構成物品が相互集合して一つの統一した形状・模様又は観念を表現する場合には、構成物品が組み合わされた状態の1組の図面と各構成物品に関する1組ずつの図面を提出しなければならない。
- (3) 各構成物品の一つのデザインは、図面又は3Dモデリング図面で表現することができる。ただし、一つのデザインについて、図面と3Dモデリング図面を混合し表現することはできず、図面又は3Dモデリング図面のうち一つに統一して表現しなければならない。

第3部 出願の補正及び分割

第1章 出願の補正

第2章 出願の分割

第1章 出願の補正

関連法令

<デザイン保護法>

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で決めた時期にすることができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前までに
2. 第64条による再審査を請求する時
3. 第120条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更することであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものとみなす。

第49条(補正却下)①審査官は、第48条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものであるときには、決定によりその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第1項による却下決定をした場合には、その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日が経つ前まではそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対して却下決定をした場合には、その一部デザインをいう)に対するデザイン

登録可否決定をしてはならない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第1項による却下決定に対して第119条による審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに関する却下決定に対して審判を請求した場合には、その一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は書面でしなければならず、その理由を付しなければならない。

第66条(職権補正)①審査官は、第65条によるデザイン登録決定をする時にデザイン登録出願書又は図面に書かれた事項が明白に間違っただけの場合には、職権で補正(以下「職権補正」という)をすることができる。

②第1項によって審査官が職権補正をした場合には、第67条第2項によるデザイン登録決定謄本の送達と共にその職権補正事項をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

③デザイン登録出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第79条第1項によってデザイン登録料を払うまでその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④デザイン登録出願人が第3項によって意見書を提出した場合、当該職権補正事項の全部又は一部は最初からなかったものとみなす。

⑤第4項によって職権補正の全部又は一部が最初からなかったものとみなす場合、審査官はそのデザイン登録決定を取り消して最初から再審査しなければならない。

第119条(補正却下決定に対する審判)第49条第1項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服するときには、その決定謄本が送達された日から30日以内に審判を請求することができる。

第186条(出願補正の特例)①第48条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用するときに「図面の記載事項又は写真若しくは見本」は「図面の記載事項」とする。

②国際デザイン登録出願に対しては、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願に対して適用するときに「第1項から第3項までの規

定」は「第1項及び第2項」とし、「第62条によるデザイン登録拒絶決定」は「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定」とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願に対して適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とする。

附則

第7条(職権補正に関する適用例) 第66条の改正規定は、同法の施行前に出願されたデザイン登録出願であり、この法の施行後にデザイン登録決定をするときにも適用する。

<デザイン保護法施行規則>

第44条(補正の却下の決定) 審査官は、法第49条第1項の規定による補正の却下決定をしようとする場合には、これを特許庁長に報告し、その決定書を作成してそこに名前を書き捺印しなければならない。

1. 補正の要件

1) 補正の主体

- (1) 出願を補正できるものは出願人である。
- (2) 共同出願人である場合には、法第13条(複数当事者の代表)第1項により、共同で補正することもでき、各自全員を代表して補正することもできる。

2) 補正の対象

- (1) 出願書の記載事項、それに添付した図面、写真、又は見本(国際デザイン登録出願の場合には、写真及び見本は除く)及び図面の記載事項に対する補正
- (2) 出願(国際デザイン登録出願は除く)の区分を変更する補正

①関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更することができる。

②デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更することができる。

3) 補正の範囲

補正は、当初の書類などの誤記や不明確な記載などを訂正するか補充するものであり、最初出願の要旨を変更しない範囲で可能である。

4) 補正の時期

(1) 補正は、デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにできる。ただし、国際デザイン登録出願の場合には、国際登録公開がされた日からデザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにすることができる。

(2) 法第64条(再審査の請求)により再審査を請求する場合には、再審査を請求するときに補正することができる。

(3) 法第120条(デザイン登録拒絶決定、又はデザイン登録取消し決定に対する審判)により審判を請求する場合には、その請求日から30日以内に補正することができる。

(4) 補正書が補正の時期に違反し提出された場合には差戻しする。

2. 職権補正

1) 職権補正の時期及び範囲

審査官は、デザイン登録出願(国際デザイン登録出願は除くとする)に対し、登録決定をする時に物品の名称、デザインの説明、又は創作内容の要点欄の記載に明白な誤記がある場合には、職権として補正することができる。

(例) デザインの説明欄などに記載された内容の中で「考案」を「創作」に、「意匠」を「デザイン」に職権で補正する場合

2) 職権補正の手続き

(1) 職権補正をする場合には、デザイン登録決定謄本の送達とともにその内容を出願人に知らさなければならない。

(2) 出願人が職権補正の一部、又は全部を受け入れることができないという意見書を提出した場合には、職権補正がなかったものとみなし、デザイン登録決定を取り消し、最初から審査し直すこととする。

3) 職権補正の適用対象

職権補正は、この基準の施行以降より登録決定する出願から適用する。

3. 補正の効果

1) 補正が要件を満足する場合に、該当書類は、補正された後の状態で出願当時に提出されたものとみなす。

2) 補正が最初出願の要旨を変更することと登録可否決定前に認められる場合には却下する。

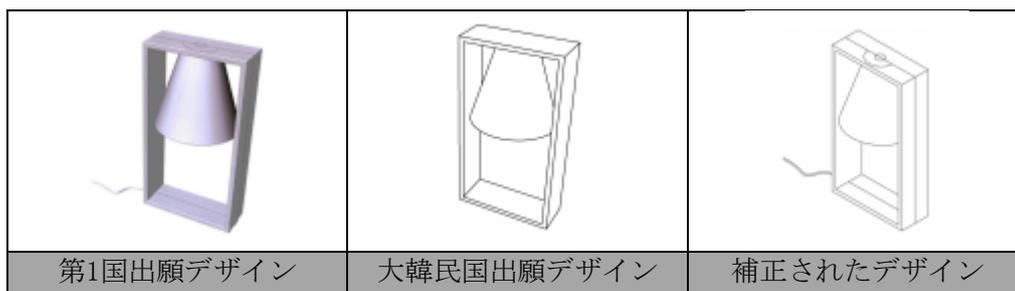
3) 補正が最初出願の要旨を変更するものとデザイン権の設定登録があったと認められる場合には、その補正書を提出したときに出願したものとみなす。

4. 出願の要旨変更

1) 要旨変更の一般的な判断基準

出願書に書かれたデザインの対象となる物品、出願書に添付された図面(3Dモデリング図面及び見本を含む)及び図面の記載事項などを総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間で同一性が維持されない場合には、要旨変更であると判断する。そこで、条約による優先権主張を伴うデザイン登録出願の要旨が変更できるかどうかを判断するときは、優先権証明書類を参酌する。

(例) 第1国の出願デザインを参酌して補正を認めた「照明灯用本体」



※デザインの要旨とは、そのデザインが属する分野において通常の知識に基づいて出願書の記載、図面及び図面の記載などから直接導き出されるデザインの具体的な内容である。

(1) 要旨変更となる場合の例

① 図面の補正において

㊦ 最初の図面などに表現された形状・模様又は色彩上の付加、削減、変更などにより物品の外観に影響があった場合。ただし、その付加、削減、変更などが概観にほぼ影響を与えない軽微な程度のもものは例外とする。

㊧ 図面中、不一致する一面を中心としてその他図面を訂正することにより最初に提出した図面から想起するものとは異なるデザインになる場合

㊨ 図面には形状のみが描かれていて、「デザインの説明」欄に色の区分又は色が薄いなどと説明されているものを、その説明と共に図面を補正したものが通常その物品として実施される程度の常識的な表現ではない場合

㊩ 複数デザイン登録出願の出願書に書かれたデザインの数に合わせて図面を追加提出する場合

(例) 出願書には、10のデザインに関する出願であると表示されているが、図面は9のデザインに関してのみ添付された出願において、1のデザインに関する図面を追加提出する場合

㊪ 図面を補正する又は追加提出する場合、最初出願時に提出された図面から当然導き出される一般的な形状を表しているものと判断されない場合

㊫ 添付図面から推測して常識的に判断される範囲を逸するほどデザインの説明を補正する場合

② 物品名の補正において

デザインの対象となる物品の名称が同一物品以外の物品に補正される場合。ただし、最初提出した図面などを基準に判断し、単純な錯誤又は誤記を訂正するものと認められる場合には

例外とする。

(要旨が変更された例)物品名を「皿」から「灰皿」に変更)

(2) 要旨変更ではない場合の例

① 図面の補正において

- ① 図面として提出したデザインを写真又は見本に補正する、若しくは逆に写真又は見本として提出したデザインを図面に補正する場合、図面又は写真などをそのまま実施すればそうなるかと推測できる範囲内で補正する場合。ただし、この場合のデザインは、参考図面を除いては図面又は写真など一つに統一して作成されなければならない。
- ② 3Dモデリング図面として提出された3次元モデリングファイルの実行時、図面の一部が壊れたり、裂けたりする現象が発生した場合、デザインの同一性が認められる範囲内で同じ3Dモデリング図面に補正する場合及び一つのデザインを図面と3Dモデリング図面を混合して表現した場合、補正により一つの図面又は3Dモデリング図面に統一されるように補正した場合
- ③ 図面などが小さ過ぎる又は鮮明ではない場合、最初に出願したものと同一性を喪失しない範囲内で適当な大きさ又は鮮明なものに補正する場合
- ④ 鮮明な写真であっても背景など不要なものが撮影されているためデザインが正確に分からない場合、その背景、陰影などを除去するために補正する場合
- ⑤ 図形の中に陰影、指示線、その他デザインを構成しない線・符号又は文字などを表現している場合、それらを除去するために補正する場合
- ⑥ デザインの説明又は図面などの誤記の訂正、若しくは微細な部分の不明確さを明確にする場合
- ⑦ 複数デザイン登録出願されたデザインの一部を取り下げるために出願デザインの一部を削除補正する場合。ただし、国際デザイン登録出願は除外する。
- ⑧ デザインの創作内容の要点は、権利範囲に影響を与えないため、その変更は要旨変更とみなさない。
- ⑨ 国際デザイン登録出願として複数デザインを出願する場合、一部デザインでのみ全体的形状を具体的に図示し、その他のデザインでは十分に図示しなかったとき、図面を追加する補正が最初の出願書に含まれた図面から推測できる程度の補正である場合

最初の出願	
M001	      1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 1.6
M002	 2.6

↓ ↓ ↓

補正	
M002	      2.1 2.2 2.3 2.4 2.5 2.6

②物品名の補正において

- ①デザインの対象となる物品の名称の誤記を訂正する、又は不明確なものを明確にする場合
- ②物品の範囲が包括的である名称をその下位概念に属する具体的な名称に補正する場合
 (例)「屋外照明灯」を「街路灯」に変更
- ③複数デザイン登録出願において出願書に書かれたデザインの数を添付された図面上のデザインの数に合わせて補正する場合。ただし、国際デザイン登録出願は除外する。
- ④法第48条(出願の補正と要旨変更)第2項により関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に変更する補正及び単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をする場合
- ⑤法第48条(出願の補正と要旨変更)第3項によりデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正及びデザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をする場合

2) 部分デザインの補正における要旨変更の判断基準

(1) 部分デザインにおいて要旨変更とは、次の各号の要素を総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間に同一性が維持されないものをいう。

- ①デザインの対象となる物品

②部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能・用途

③当該物品中、部分デザインとして登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲

④部分デザインとして登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩又はそれらの結合

(2) 出願書の「部分デザインの可否欄」に対する補正において要旨変更の可否

①「部分デザインの可否」の削除

㊦最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更には該当する。

㊧最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更には該当する。

㊨最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザインの出願として当然認められない場合、部分デザインの可否欄を削除する補正は要旨変更には該当しない。

②「部分デザインの可否欄」の追加

㊦当初出願書及び図面などを総合的に考慮して部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当しない。

㊧最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当する。

㊨最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当する。

(3) 図面の「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載に対する補正

①「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載の削除

㊦最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更には該当しない。

㊧最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場

合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更には該当する。

②「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載の補充

①最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明らかであり、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が当然導き出される場合、「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更には該当しない。

②最初出願書及び図面などを総合的に考慮しても「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が不明確な場合には、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更には該当する。

3) 書体デザインの要旨変更の判断基準

書体デザインの要旨変更の可否に対する判断は、指定文字の図面を基準に次のとおりに行う。

(1) 要旨変更となる場合の例

書体デザインに関する例示としての見本文章の図面又は代表文字の図面を基準に指定文字の図面を補正することにより、最初に提出した図面から想起されるものと異なるデザインになる場合

(2) 要旨変更ではない場合の例

①書体デザインに関する指定文字の図面(指定文字図面中、一部が不足する場合を含む)、見本文章の図面又は代表文字の図面の一部が不足する場合に、それを補充するための図面がすでに提出された図面から想起されるデザインと同一性が喪失されない程度のものに補正された場合

②最初に提出された図面を基準に商取引慣行上、当業界の水準で常識的に判断して同一性が認められる範囲内で書体デザインに関する指定文字の図面を基準にして見本文章の図面又は代表文字の図面を補正する場合

5. 補正の却下

1) 補正が最初の出願書の記載事項、添付された図面及び図面の記載事項の要旨を変更するものである場合には、法第49条(補正却下)により補正却下決定をする。

2) 補正却下決定は、次の手続きに従う。

(1) 出願書とそれに添付された図面及び図面に書かれた事項に関する補正が最初出願の要旨を変更するものであるときには、決定により却下する。

(2) 補正却下決定をした場合には、その決定謄本を出願人に送達した日から30日が経つ前までは、その出願(複数デザイン登録出願の一部デザインに対して補正却下決定をした場合には、その一部デザイン)に対して登録可否決定をしてはならない。

(3) 出願人が法第119条(補正却下決定に対する審判)により審判を請求する場合には、その審決が確定されるまでその出願(複数デザイン登録出願の一部デザインに対して審判を請求した場合には、その一部デザイン)の審査を中止しなければならない。

(4) 補正却下決定は、書面で行わなければならない、理由を付しなければならない。

第2章 出願の分割

関連法令

<デザイン保護法>

第41条(複数デザイン登録出願)デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず産業通商資源部令で定める物品類区分において、同じ物品類に属する物品に対しては100以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)にすることができる。この場合、1デザイン毎に分離して表現しなければならない。

第50条(出願の分割)①次の各号のいずれかの一つに該当する者は、デザイン登録出願の一部を1以上の新しいデザイン登録出願に分割してデザイン登録出願をすることができる。

1. 第40条に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願として出願した者
2. 複数デザイン登録出願をした者

②第1項によって分割されたデザイン登録出願(以下「分割出願」という)がいる場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第36条第2項第1号又は第51条第3項及び第4項を適用するときには、この限りでない。

③第1項によるデザイン登録出願の分割は、第48条第4項による補正ができる期間にすることができる。

第187条(分割出願の特例)①第50条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用するとき、「デザイン登録出願の一部」は「第63条による拒絶理由通知を受けた場合にのみデザイン登録出願の一部」とする。

②第50条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用するとき「第48条第4項」は「第186条第3項」とする。

<デザイン保護法>

第46条(出願の分割) 法第50条第1項第1号又は第2号に該当し、デザイン登録出願の一部を一つ以上の新しいデザイン登録出願に分割しようとする者は、原出願の内容を一つ又は二つ以上のデザイン登録出願に補正すると同時に分割されるデザインについて、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面(写真・見本)1通(分割出願が複数デザイン登録出願の場合には、各デザイン毎に1通)
2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令において別途に定めている場合は、その証明書類1通

1. 分割出願の要件

1) 分割出願の主体

分割による新しい出願の出願人は、原出願の出願人と同一人又はその承継人でならなければならない。

2) 分割出願の対象

(1) 分割の対象となる出願は、審査又は審判で係属中のものであって、次の一つに該当しなければならない。

① 法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第1項の1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願にしたもの

(例)

① 出願書又は図面の「デザインの対象となる物品」欄に「バイク及びバイク玩具」のように2以上の物品名を記載したもの

② 図面に「椅子」に関してそれぞれ相違する形態で構成された2以上のデザインを図示したもの

③ 部分デザイン登録出願の図面に形態的又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離されている2以上の部分を「部分デザインとして登録を受けようとする部分」に図示したもの

- ②法第41条(複数デザイン登録出願)により複数デザイン登録出願にしたもの
- ③複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに2以上のデザインを図示したもの
- ④複数デザイン登録出願に物品類が異なる物品が含まれているもの
- ⑤法第42条(一組の物品のデザイン)第1項による一組の物品のデザインの成立要件を満たさなかったもの

(2) 分割による新たな出願のデザインは、原出願に含まれていた2以上のデザインのうち一つと同一でなければならない。

(3) 分割の対象にならない場合の例

- ①1デザイン1デザイン登録出願に出願した完成品デザインに関するデザイン登録出願をそれぞれの部品別に分割するもの
- ②一組の物品のデザインの要件を満たしているデザイン登録出願を各構成物品別に分割するもの
- ③物理的に分離された2以上の部分が形態的又は機能的に一体性が認められ、1デザイン1デザイン登録出願の要件を満たす部分デザイン登録出願をそれぞれの部分に分割するもの

3) 分割出願の時期

- (1) 出願(国際デザイン登録出願は除く)の分割は、法第48条(出願の補正と要旨変更)第4項により、デザイン登録出願の補正ができる時期に行うことができる。
- (2) 国際デザイン登録出願の場合には、拒絶理由通知を受けた時に限って分割することができる。

4) 分割出願の方法

- (1) 2以上のデザインを1のデザイン登録出願として出願した場合、出願の分割は次のとおりにする。
 - ①1の出願になっている2以上のデザインのうち1のデザインのみ登録を受けようとする場合には、原出願を1のデザインに対する出願に補正しなければならない。
 - ②1の出願になっている2以上のデザインを2以上のデザイン登録出願に分割しようとする場合には、原出願を1のデザインに対する出願に補正すると共に、残っているデザインのうち登録を受けようとするデザイン毎に分割して出願しなければならない。

(2) 一組の物品のデザインとして出願されたが、その成立要件を満たさなさい刈田場合には、構成物品別にデザイン毎に分割して出願することができる。

(例)

① 「一組のテコンドー着セット」を出願し、テコンドー着の上着と山登服の下衣の図面を提出した場合

② 「一組の履物入れ及びブランドセルセット」を出願し、それらの物品に旅行用カバンを含めて提出した場合

(3) 複数デザイン登録出願に対する出願の分割は次のとおりにする。

① 出願の分割により出願デザインの数が増えられた場合には、原出願の出願書及び図面を補正すると共に、分割されるデザインは、規則[別紙第3号書式](デザイン登録出願書)により分割して出願しなければならない。

④ 出願の分割により原出願が1のデザインのみ出願することになっている場合には、原出願の出願書上「複数デザイン」の表示を「1デザイン」に補正しなければならない。

⑤ 出願の分割は、通常デザイン登録出願と同じ手続きにより出願書を提出する。

② 複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに2以上のデザインが含まれた場合には、分割して出願する、又はそれぞれ一つの一連番号のデザインに補正しなければならない。ただし、図面を補正することにより出願デザインの数が増える時には、分割して出願しなければならない。

2. 分割出願の不認定

1) 分割出願の不認定手続き

(1) 分割の要件を満たさなかった場合には、分割出願不認定予告通知をし、意見書提出の機会を与えなければならない。

(2) 不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、出願の分割が認められない場合には、分割出願不認定通知をしなければならない。

2) 分割出願の不認定の効果

(1) 出願の分割が認められない新しいデザイン登録出願は、分割があった時に出願したものとみなす。

(2) 分割できる期間を経過して行った分割出願は返戻対象となる。

3. 分割出願の認定

1) 分割の要件を満たす場合、新しい出願は最初に出願した時に出願したものとみなす。従って、最初の出願日と分割出願日の間に出願されたその他デザイン登録出願又はその間に公知されたデザインなどにより拒絶決定されることはない。

2) 次の規定を適用するにおいては、分割出願した時を基準とする。

① 法第36条(新規性喪失の例外)第2項による新規性喪失例外主張の時期及び証明書類の提出期間

② 法第51条(条約による優先権主張)第3項及び第4項による優先権主張の時期及び証明書類の提出期間

第4部 デザイン登録の要件

第1章 成立要件

第2章 工業上利用可能性

第3章 新規性

第4章 新規性喪失の例外

第5章 拡大された先願

第6章 容易創作

第7章 先願

第8章 関連デザイン

第9章 登録を受けることができないデザイン

第1章 成立要件

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分(第42条は除く)及び書体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録又は表示若しくは印刷などに使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号などの形態を含む)をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件をすべて取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみに取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入する、若しくはその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為をいう。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分など) ①法第40条第2項の規定による物品類の区分は、「産業デザインの国際分類の制定に向けたロカルノ協定」に基づく別表4にする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項の前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項の規定による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. デザインの定義

- 1) 法第2条(定義)第1号によると、デザインとは、物品の形状・模様・色彩又はそれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- 2) デザインの対象は、物品、物品の部分(一組の物品の部分は除く)及び書体である。
- 3) デザインの定義に合致しないものは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項の本文(工業上の利用可能性)に違反する t まえ、デザイン登録を受けることができないものとする。

2. デザインの成立要件

1) デザインの一般的な成立要件

デザインが次の各号の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) デザインの物品性

法律上「物品」とは、独立性を有する具体的な物品であり有体動産を原則とする。従って、次に該当するものはデザイン登録の対象にならない。ただし、次の④及び⑤の場合は、部分デザインとして出願し、登録を受けることができる。

①不動産。ただし、繰り返して生産が可能であって運搬ができる場合には例外とする。

④物品性が認められない場合

(例) 物品の材質、構造及び形状などに照し合わせ、現場施行により建築される不動産であって、工業的生産方法により量産され、運搬される可能性が希薄なもの(大法院2007フ4311判決を参考)

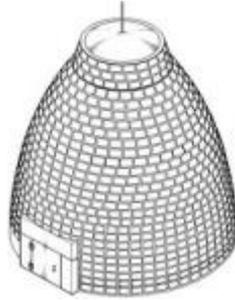
[部品名]汗蒸幕

[デザインの説明](イ)材質は石材と黄土である。

(ロ)内部層は、蓄熱及び遠赤外線放射性に優れた石と黄土を積層し、外部層は、花崗

岩を積層して長時間、内部空間は一定の温度で維持される。

(ハ)本製品は、重量体であるため、底面図は省略する。



㊤物品性が認められる場合

(例)バンガロー、公衆電話ボックス、移動販売台、防犯警備所、乗車台、橋梁、移動トイレ、組立家屋など

②一定の形を持たないもの

(例)気体、液体、電気、光、熱、音響及び電波など

③粉状物又は粒状物の集合からなるもの

(例)セメント、砂糖など

ただし、角砂糖、固型セメントなど定型化又は固型化した粉状物若しくは粒状物の集合体は、その集合単位としてその形体を備ると、デザイン登録の対象となる。

④合成物の構成各片。ただし、完成形が多様な組立玩具の構成各片のように、独立した取引の対象となっているものは、デザイン登録の対象となる。

⑤独立して取引の対象となることができない物品の部分

(例)靴下のかかと、瓶の口など

⑥物品そのものの形態ではないもの

(例)ハンカチ又はタオルを畳むことで作られる花の形のように、物品を商業的に利用する過程で作られたデザインであって、その物品自体の形であるとみなされないもの



販売棚に陳列するために変形した「スカーフ」

(2) デザインの形態性

「形状・模様・色彩」とは、物品の外観に関するデザインの形態性の要素をいうものであって、物品は有体動産であるため、書体以外には形状が結合されていない模様又は色彩のみのデザイン及び模様と色彩の結合デザインは、認められない。

- ① 「形状」とは、物品が空間を占めている輪郭をいい、書体を除いたすべてのデザインは形状を伴う。
- ② 「模様」とは、物品の外観で見られる線図、色の区分、色のぼかしなどをいう。
 - ㊦ 「線図」とは、線で描いた図形をいう。
 - ㊧ 「色の区分」とは、空間が線ではない色彩によって区画されていることをいう。
 - ㊨ 「色のぼかし」とは、色と色の境界をぼかして色が自然に染みていくように見せることをいう。
- ③ 「色彩」とは、物体に反射する光により人間の網膜を刺激する物体の性質であって、法律上の色彩は、透明色及び金属色などを含める。

(3) デザインの視覚性

「視覚を通じて」とは、肉眼で識別できることを原則とする。従って、次に該当するものは、デザイン登録の対象にならない。

- ① 視覚以外の感覚を主にして把握されるもの
- ② 粉状物又は粒状物の一つの単位

③外部から見られないところ。すなわち、分解又は破壊しなければ見ることができないところ。ただし、蓋を開閉するような構造になっているものは、その内部もデザインの対象となる。

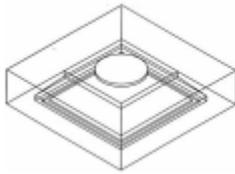
④拡大鏡などにより拡大しなければ物品の形状などが把握されないもの。ただし、デザインに関する物品の取引において拡大鏡などにより物品の形状などを拡大し観察することが通常である場合には、視覚性を有しているものとみなす。

(例)視覚性を有しているとみなす場合

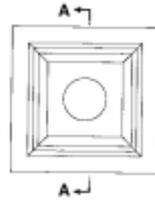
[デザインの説明]

①材質は、金属材及び合成樹脂材である。

②平面図において一辺の長さは、0.4mmである。



[図面1.1]



[図面1.2]

「発光ダイオード」

(4)デザインの審美性

「美感を起こさせるもの」とは、美的処理がされているもの、すなわち、当該物品から美を感じさせるように処理されているものをいう。従って、次に該当するものは、美感を引き起こさないものとみなす。

①機能・作用・効果を主な目的としたものであって、美感をほとんど起こさないもの

②デザインとしての仕組みがなく、粗雑感だけを与えるものであって、美感をほとんど起こさないもの

2) 部分デザインの成立要件

部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 部分デザインの対象になる物品が通常の物品に該当すること

① 独立性があり、具体的な有体物であって取引の対象になること

② 規則[別表4](物品類の区分)のいずれかの一つの物品類に属する物品であること

(2) 物品の部分の形態であると認められること

① 物品の形状を伴わない模様・色彩又はそれらを結合したもののみを表現したものではないこと

② 物品形態のシルエットを表現したものではないこと

(3) その他デザインと比べ、対比の対象になり得る部分であって、一つの創作単位として認められる部分であること

(4) 一組の物品のデザインに関する部分デザインではないこと

3) 書体デザインの成立要件

(1) 書体は「物品」とみなし、「形状」を伴わない。

(2) 書体デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

① 法第2条(定義)第2号による書体であること

① 記録又は表示若しくは印刷などに使用するものであること

② 共通の特徴を有する形態で作られたものであること

③ 一組のハングル書体、一組の英文字書体、一組の漢字書体、その他の一組の外国文字の書体、一組の数字書体又は一組の特殊記号書体であること

② 書体の模様・色彩又はそれらの結合であること

③ 書体が視覚を通じて美感を起こさせるものであること

第2章 工業上の利用可能性

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであつて、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

<デザイン保護法施行規則>

第35条(デザイン登録出願書)①法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなけれ

ばならない。

1. 図面又は写真若しくは見本1通(複数デザイン登録出願の場合は、各デザイン毎に1通をいう)
2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別途で定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成し、登録を受けようとするデザインの全体的な形を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの場合には、別紙第5号書式に基づき作成しなければならない。

③第1項第1号による図面のうち、法第2条第2号による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。

④法第37条第2項による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載事項を書き、同じ図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法に従って書く。

1. 工業上利用できるデザインの要件

工業的生産方法により量産が不可能であって、工業上利用できないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

1) 「工業上利用できるデザイン」とは、工業的生産方法により同一物品の量産ができるデザインをいう。

(1) 工業的生産方法とは、原材料に物理的又は化学的な変化を加え、有用な物品を製造することをいい、量産とは、同一な形態の物品を繰り返して生産することを意味する(大法院93フ1247判決を参考)。

(2) 「工業的な生産方法」には、機械による生産は勿論、手作り生産も含まれる。

(3) 「同一な物品の量産ができるデザイン」とは、物理的に完全に同じ物品を量産するデザインでなければならないという意味ではなく、そのデザインの分野において通常の知識を有する者がその知識に基づいて合理的に解釈した際、同じ物品に見える水準の同一性を有する物品を量産することができるデザインを意味する。

(例) 同一性が認められる範囲内で繰り返して生産できると認められる場合



「カルビ」

(4) 部分デザインの工業上の利用可能性の要件

- ①部分デザインにおいてもデザインの対象となる物品が工業的又は手作りの方法により繰り返して量産できなければならない。
- ②「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」(画像デザイン)が物品に一時的に具現される場合であっても、その物品は画像デザインを表示した状態で工業上利用できるデザインであるとみなす。

2) 工業的生産方法により量産ができるとみなされないデザインは次のとおりである。

- (1) 自然物をデザインの構成主体に使用したものであって、大量生産できないもの

(例) 動物の剥製、生け花、水石

- (2) 純粋美術の分野に属する著作物

(例) 絵画、ガラス工芸作品、陶磁器作品、設置美術作品

- (3) 物品を商業的に取り扱う過程で作られたサービスデザイン

2. デザインの具体性要件

以下のように、デザインの表現が具体的ではないため、工業上利用できないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

- 1) 図面にデザインの全体的な形態[物品の背面から見た図面(背面透視図)及び下面から見た図面(底面透視図)を含む]が明確に表現されていないため、ある部分が推測の状態が残っている場合

- 2) そのデザインが属する分野において通常の知識に基づき、出願書の記載事項及び出願書に添付された図面などを総合的に判断して合理的に解釈した場合であっても、デザインに関する物品の使用目的、使用方法、使用状態、材質又は大きさなどが不明確であるため、デザインの要旨が把握できない場合
- 3) 図面相互間の不一致の程度が重大かつ明白であって、そのデザインが属する分野において通常の知識を有する者が経験則により総合的に判断したにも、デザインの要旨が特定できない場合(大法院2004フ2123判決を参考)
- 4) 図面(図面に代わって提出する写真を含む)、見本などが鮮明ではない場合。ただし、デザインの表現不足に対し、経験則により補充して見るとそのデザインの要旨が把握できるため、当業者がそのデザインを実施できる程度である場合には、この限りでない。
 - (1) 図面、見本などが小さ過ぎる、又は不鮮明であってデザインの要旨が把握できない場合
 - (2) 写真の場合、物品の背景、陰影、その他物品の映像などが撮られているため、デザインが正確に分からないもの
- 5) デザインが抽象的に表現されているもの
出願書又は図面の中で文字若しくは符号などを使用し、形状、模様及び色彩を抽象的に説明しているため、デザインの要旨の把握が不可能である場合
- 6) 材質又は大きさの説明が必要な場合に、それに関する説明がないもの{規則[別表2](デザインの説明欄の記載事項)を参照}
- 7) 色彩図面の一部に着色しない部分があるもの。ただし、図面の「デザインの説明」欄に無着色の部分について次のとおりに記した場合は例外とする。この場合、明白に以下の(1)、(2)又は(3)に該当していれば、記さなくてもいい。
 - (1) 白色、灰色又は黒色であると色彩を記したもの
 - (2) 透明部分であると記したもの
 - (3) 空いている部分であると記したもの
- 8) 図面中にデザインを構成しない点・線・符号又は文字などを表示したものは、次のとおりに処理する。
 - (1) 不認定になる例

図面の図形中に中心線、基線、水平線などを表示するための細線、内容を説明するための指示線・符号又は文字

(2) 認定になる例

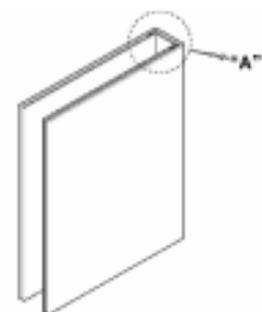
図面(3Dモデリング図面を含め、提出されたすべての図面をいう)に平面、屈曲、凹凸などを陰影で表現するため、模様と混同されない範囲内で細線、点又は濃淡を使用する場合。ただし、模様と混同を起こす場合には、「デザインの説明欄」にその趣旨を記さなければならない。

(例1) 図面内に陰影を表現し、デザインの説明欄に「図面内に表現された細線は曲面及び平面であることを現わすための陰影線である」と書いたもの



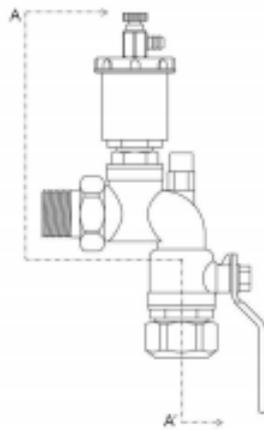
「電気圧力保温炊飯器」

(例2) 図面の図形中に拡大部分を表示したものであって、要旨把握ができる場合



「アルバム用バインダー」

(例3) 図面内に(複合)断面部を表示するためのものであって、要旨把握ができる場合



「上水管の連結バルブ」

※図面内に破線を図示して模様を表す場合には、その趣旨をデザインの説明欄に記載しなければならない。

例) 「破線は、裁縫線を表すためのもので、デザインを構成する模様である」と記載した携帯電話用ケース」



[審査官参考]

☞ 以下の場合、模様を構成しない陰影線で判断できる。

- i) デザインの表現に使われる線より細い線(細線)を重ねて使った場合
- ii) 形状又は模様線とつながっていない細線を使った場合

9) 物品に表現された文字・表示は、次のとおりにみなす。

(1) 物品に表現された文字・表示のうち次に該当するものは、模様から見てデザインを構成するものとみなす。

- ① 物品を飾る機能のみをするもの
- ② 情報を伝達する機能と物品を飾る機能を同時にするもの

(2) 物品に表現された文字・表示の中でただ情報伝達のため使用されているものであって、次のような場合は、模様とみなさないため、デザインを構成するものとみなさない。ただし、物品に表現されていても削除する必要はない。

- ① 新聞・書籍の文章部分
- ② 成分表示、使用説明、認証表示などを普通の形態で表した文字・表示

(例) 文字が表示された「形態電話」 認証マークが表示された「包装紙」



10) 図面だけでは物品の全体的な形態を明確かつ十分に把握できない場合

11) 図面で省略された部分によりデザインの全体的な形状が明確ではないため、それに関する説明が必要であると認められるが「デザインの説明」欄に正確に記されていない場合。ただし、次のいずれかの一つに該当し、一部の図面のみを提出する場合、デザインの説明欄に当該理由を記載しなければならない{規則[別表2](デザインの説明欄の記載事項)参考}。このとき、

平面てきな物品を表現し、背面部分の模様がない場合には「背面は模様なし」と記載し、記載しない場合には模様がないものとみなされる。

(例) 一部の図面を提出する場合及びデザインの説明欄の記載方法

区分	提出図面	記載方法
(1) 前面と背面が同一又は対称の場合	前面部分又は背面部分	「背面部分は前面部分と同一(対称)であるため省略」又は「前面部分は背面部分と同一(対称)であるため省略」
(2) 左面部分と右面部分が同一又は対称の場合	左面部分と右面部分	「右面部分は左面部分と同一(対称)であるため省略」又は「左面部分は右面部分と同一(対称)であるため省略」
(3) 上面部分と下面部分が同一又は対称の場合	上面部分又は下面部分	「下面部分は上面部分と同一(対称)であるため省略」又は「上面部分は下面部分と同一(対称)であるため省略」
(4) (1)、(2)、(3)以外の図面のうち同一部分が複数の場合	同一部分のうち一つの部分	当該理由を説明
(5) いつも設置又は固定され、特定部分が見られない場合	特定部分を除外したその他部分	当該理由を説明
(6) 画像デザインの場合	画像デザインが図示される部分	当該理由を説明

12) 提出された図面だけではデザインが十分に表現できない場合であって、以下に該当するもの【規則[別紙第4号書式](デザイン図面)の記載要領を参考】

(1) 展開図、断面図、拡大図、切断部の断面図又は使用状態図などが無い場合

※展開図などの図面は、以下の表のとおり区分して提出し、当該図面に関する説明をデザインの説明欄に書く。以下の区分により作成されていない図面は参考図面として判断する。

区分	備考	
付加図面	(切断部)断面図	以下の13)に従って作成
	(部分)拡大図	以下の14)に従って作成
	展開図	展開図を出願デザインとして提出した場合、完成した状態の図面は付加図面とする。
	分解透視図	使用状態を表すためのものは除外する。
参考図面	使用状態図	その他にデザインの用途などに関する理解を深めるための図面

(2) 組立て玩具などのような合成物の場合に

① 構成する各片の図面だけでは使用の状態が十分に表現できないものに対し、作られる状態又は保管される状態を表示する図面がない場合

② 組み立てられた状態の図面だけでは分解された状態が十分に表現できないものに対し、構成する各片の図面がない場合

(3) 開閉される、又は開かれて畳まれるなど形態が変化する物品のデザインであって、変化前後の状態を図示しないとそのデザインが十分に表現できない場合に、変化する前後の状態が分かるそれぞれの図面がない場合

(例) 「机が付設された椅子」の開かれた状態の図面及び畳まれた状態の図面



[図面A1.1]



[図面B1.1]

(4) 連続的な一連の過程により形態が変化する物品のデザインであって、その動く状態を表現しないと、そのデザインが十分に把握できない場合に、静止状態の図面と動作状態が分かる図面(動作の基本的姿勢、動作の内容を表す軌跡など)がない、又は必要であると認められる場合、デザインの説明欄にそれに関する説明がない場合

(例) 「ロボット玩具」の形態が変化する連続動作を表した一連の図面



[図面A1.1]



[図面B1.1]



[図面C1.1]



[図面D1.1]

13) 断面図などの切断面及び切断したところの表示が次に該当する場合

- (1) 切断面に平行斜線が不完全に表示される、又は表示がないもの
 - (2) 切断された部分を元の図面において鎖線などで表示(切断鎖線、符号及び矢印)していない、又はそれに相応する方法で表示していないもの。ただし、一定の図面を指定し、その図面の中央縦断面図又は中央横断面図であると記したものは例外とする。
- 14) 部分拡大図の元の図面に拡大した部分を鎖線又はそれに相応する方法で表示していないもの。ただし、拡大した部分の位置、大きさ、範囲が明確に分かる場合は、元の図面にその表示をしなくてもいい。
- 15) 蓋と本体で構成された物品のように分離できる物品であって、結合した状態だけではデザインが十分に表現できない場合、その結合した状態の図面と構成物品それぞれの図面がない場合
- 16) 立体的な物品であって、形状が連続するデザイン又は平面的な物品であり、模様が連続若しくは繰り返されるデザインが次に該当するもの
- (1) 図面がその連続状態が分かるように図示(単位模様が1.5回以上繰り返されなければならない)されていない場合
 - (2) 「デザインの説明」欄に形状や模様が1方向、又は上下左右に連続又は繰り返す状態についての説明がない場合

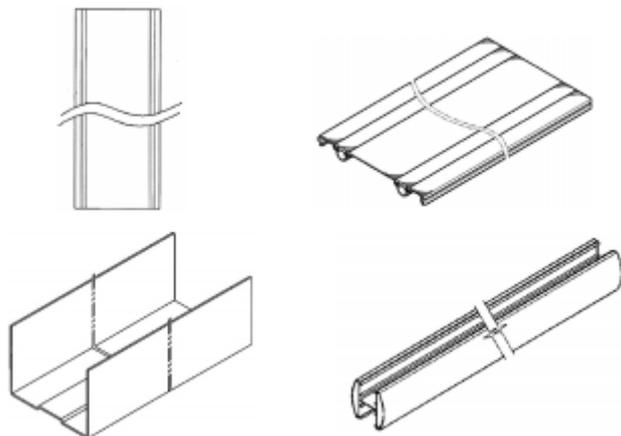
デザイン説明欄の記載方法の例示

区分	記載方法(例示)
模様が連続又は繰り返す平面デザイン	「本デザインの模様は上下左右の方向に連続で繰り返されるものである」、又は「左右に連続で繰り返され、上下は全幅である」
形状が連続する立体デザイン	「本デザインは縦方向に連続するものである」、又は「本デザインは左右に連続するものである」

※ 必要に応じて切断して使われる物品は、これを説明欄に記載することができる。

- 17) 長さが限定された物品の中間を省略した図面であって、次に該当するもの
- (1) 省略した部分を2行の平行した一点鎖線で切断して表示していない、又はそれに相応する方法で表示していないため、デザインが明確に分からない図面
- (例) 2行以上の曲がった曲線、二点鎖線及びジグザグ線などで切断しても工業上利用可能性

を認定



(2) デザインの全体的な形状が明確ではないため、省略した長さの表示が必要であると認められた場合、図面上何mm又は何cm省略されたという趣旨をデザインの説明欄に記していない場合。ただし、電線、紐、縄などのように物品の構成主体ではなく、付随的な構成物の長さを図面上省略する場合は、図面上省略した長さを書かなくてもいい。

18) 一組からなる物品のデザインであって、片方の形態のみを図示し、他方の片方に関する説明を「デザイン説明欄」に記していない場合

(例) 「履物」の図面に片方の形態のみが図示されており、他方に対する説明がないもの

19) 橋梁又は家屋など土木建築用品に関するデザインであって、多量生産可能性又は運搬の可能性に関する説明が必要であると認められる場合、それに関する説明を「デザインの説明欄」に記してしないもの

20) 物品の全部又は一部が透明なデザインであって、その図面が次に従って作成されていないもの

(1) 外周面に色彩がなく模様がない場合には、透明に見える部分を見えるまま表現し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書く。ただし、物品の特性上、全部又は一部が透明であることが明白である場合には、その旨を書かなくてもいい。

(例) デザインの説明欄に透明であるという趣旨の記載がなくても、工業上利用可能性がある場合

[眼鏡]

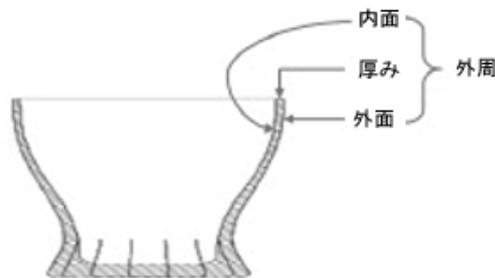
[発行ダイオード電球]

「腕時計の本体」



(2)外周の外表面・内面・厚みの中のいずれかの一か所に模様又は色彩が表現されている場合には、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、模様又は色彩が明確に分かる図面(内面の模様又は色彩が投影されていない外面、底面の模様又は色彩が投影されない上面若しくは模様部分の展開図など)を添付し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。ただし、図面だけでも充分表現されている場合には、その旨を書かなくてもいい。

(例)模様の入っているコップ又は瓶など



(3)外周の外表面・内面・厚みの中又は外周に囲まれた内部のあるところに2以上の形状、模様又は色彩が表現されている場合には、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、その形状・模様又は色彩が表現されている各面別(外周の外表面、内面又はその厚みの中、外周に囲まれた内部)に図示した図面を添付し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。ただし、図面だけでも充分表現された場合には、その旨を書かなくてもいい。

(例)外周の外表面と内面に模様があるコップなど

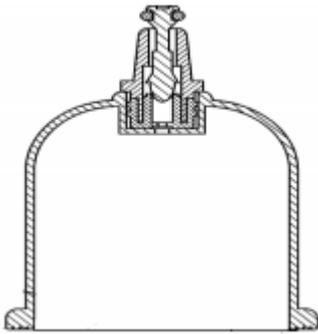
(4)透明立体であって、その一面にのみ模様又は色彩がある場合には、その面にだけ模様又は色彩を表現(ほかの面に投影されて見えても表現しない)し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。ただし、図面

だけでも充分表現された場合には、その旨を書かなくてもいい。

(例)紙抑えなど

(5)透明な部分の厚みを表現しないとデザインの内容が明確に分からない場合には、透明部分の厚みの形状が分かる断面図を添付しなければならない、切断された部分は、ハッチング(連続した斜線)を使用しなければならない。

(例)厚みを表現した断面図



21)部分デザインを表現する図面が次に該当する場合

(1)部分デザインとして登録を受けようとする部分の範囲が明確に特定されていない場合

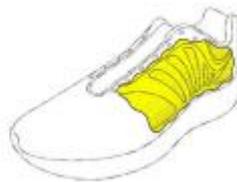
①全体デザインのうち部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、その他の部分を破線で表現する方法に従わない、又はそれに相応する表現方法に従わない場合

(例)彩色(coloring)又は境界線(boundary)などで表現し、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定したものと認められる場合

[トラクター]



「履きもの」



②部分デザインとして登録を受けようとする部分を図面などで特定している方法に関する説明が必要であると認められる場合、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書いていない場合

③部分デザインとして登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合、その境界を1点鎖線又はそれに相応する方法で表示していない、又はそれに関する説明が必要であると認められる場合、その趣旨を「デザインの説明」欄に書いていない場合

(2)部分デザインとして登録を受けようとする部分の全体形態が図面に明確に表れていない場合

22)書体デザインを表現する図面が次に該当する場合

(1)指定書体の図面、見本文章の図面又は代表書体の図面が規則[別表1](書体デザインの図面)で定める方式とおりに図示されていない場合

(2)指定書体の図面、見本文章の図面及び代表文字の図面のうち一部がない場合

23)一組の物品のデザインの図面が次に該当する場合

(1)各構成物品毎に当デザインを十分に表現できる1組の図面を図示していない場合

(2)各構成物品が相互集合を成し、一つの統一した形状・模様又は観念を表した場合に、構成物品が組み合わされた状態の1組の図面と各構成物品に関する1組の図面を図示していない場合

(3)各構成物品の一つのデザインを図面と3Dモデリング図面を混合して表現した場合

24)3Dモデリング図面が次に該当する場合

(1)3Dモデリングの図面がシェーディング状態ではなくワイヤーフレーム状態であって、モデリングされている、又は3次元の回して見る状態ではなく、2次元の状態で図面が表現された場合

(2)3Dモデリング図面がデザインの対象となる物品の全体的形状を明確に図示できず、当該物品の把握が困難である場合

(3)3Dモデリング図面を実行した場合、図面が壊れる又は裂ける現象が発生して当該物品の把握が困難である場合

(4)透明部のある物品の図面において、その透明度を明確に表現しなかったため透明かどうかの把握が困難である場合

25) 図面及び付加図面が線図、写真又は3Dモデリング図面のうち一つに統一して作成されていない場合。ただし、写真で提出する場合、断面図又は切断部断面図は線図で提出できる。

26) 3Dモデリング図面でデザイン登録出願をする場合はすべての図面を、複数デザイン登録出願をする場合には、すべての一連番号のデザインを3次元モデリングファイル形式に提出しなければならない。

第3章 新規性

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分(第42条は除く)及び書体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録又は表示若しくは印刷などに使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号などの形態を含む)をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件をすべて取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入する、若しくはその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為をいう。

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
 2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインと類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経過後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。
- ⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 新規性の要件

1) デザイン登録出願の前に国内又は国外に公知された、若しくは公然と実施されたデザイン又は頒布された刊行物に掲載される、若しくは電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン(以下「公知デザイン」という)又はそれと類似デザインは、法第33条(デザインの登録要件)第1項各号のいずれかの一つに該当し、登録を受けることができない。

2) 部分デザインの新規性要件

部分デザインに関するデザイン登録出願がある前に、次の各号のいずれかの一つに該当するデザインが国内又は国外で公知・共用されたている、若しくは刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになった場合には、当該部分デザインの出願は、法第33条(デザイン登録の要件)第1項各号のいずれかの一つに該当するため、デザイン登録を受けることができない。

(1) 当該部分デザインと同一又は類似した部分を含める全体デザイン

(2) 当該部分デザインと同一又は類似した部分を含める部分デザイン

3) 一組の物品のデザインについては、一組全体としてのみ新規性の要件を判断する。

4) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により、登録前に新規性を審査しない。ただし、法第55条(情報提供)により、情報及び証拠が提供された場合には、それを根拠にして法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。

5) 新規性が喪失される具体的な類型

類型	公知デザイン (A, aを含むA)	出願デザイン (A, A', a, a')
1	完成品(A)	完成品(A, A')
2	部品(A)	部品(A, A')
3	一組の部品(A)	一組の部品(A, A')
4	部分デザイン(A)	部分デザイン(A, A')
5	完成品(aを含むA)	部品(A, A')
6	完成品(aを含むA)	部分デザイン(A, A')
7	部品(aを含むA)	部分デザイン(A, A')
8	一組の物品(aを含むA)	構成物品(A, A')
9	部分デザイン(aを含むA)	部分デザイン((A, A'))

※Aデザイン又はaを含んでいるAデザインが出願公開、設定登録又は公知された以降に出願された出願デザインA, A', a, a' デザインは新奇性を喪失する。

※A=A, A≠A', A>a, a≠a' の関係である。

2. 新規性が喪失されたデザイン

1) 公知されたか公然と実施されたデザイン

デザイン登録出願前に法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号による国内又は国外で公知された、若しくは公然と実施されたデザインは次のとおりである。

- (1) デザイン登録出願前にデザインの内容が不特定多数人に知られるような状態になったデザインは、公知デザインとみなす。
- (2) デザインが公知された日と出願日が同じであって、時・分・秒の先後が不明確な場合には、その公知を理由にして新規性が喪失されない。
- (3) 登録デザインは、その設定登録日から登録公告日前までは公知デザインとみなす。ただし、国際登録デザインは、その国際登録されたデザインが公告された日に公知されたものとみなし、「デザイン公知及び審査資料活用に向けた専門機関指定及び運営などに関する告示」第2条(定義)第2号による公知機関によってデザインが公知された場合には、当該デザインの公知日をカタログなどにより確認できればその発行日付を基準とし、確認ができなければ、そのデザインがオンライン又はオフラインで一般公衆が閲覧可能な状態になった日を公知日とみなす。
- (4) デザイン登録出願前に不特定多数人に知られるような状態で実施されたデザインは、公然に実施されたデザインとみなす。
- (5) 公開されていない先願デザインの図面を後願に対する拒絶理由の根拠として添付して意見提出通知をした(原則的には許容されない)場合に、その先願デザインは、守秘義務のない不特定人に知られたものであるため、公知デザインに該当する。

2) 刊行物に掲載された、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン

デザイン登録出願前に法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号による国内又は国外に頒布された刊行物に掲載されたデザイン若しくは電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザインは次のとおりである。

(1) 刊行物に掲載されたデザイン

- ① 刊行物とは、機械的又は電氣的な印刷・複製手段により制作され頒布された文書、図画及

び写真などをいう(大法院92フ377判決を参考)。

(例)公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレット、CD-ROM、マイクロフィルム

②「頒布」とは、その刊行物が国内又は国外で不特定多数人が閲覧できる状態にあるものを意味する。

③刊行物に掲載された程度は、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者がその全体的な形態が容易に分かるように表現できているれば充分である(大法院94フ1206判決を参考)。

④出願公開されたデザイン及び登録公告されたデザインは、その公開日又は公告日から刊行物により公知されたものとみなす(大法院99フ2020判決を参考)。

⑤カタログの場合、いったん制作されれば、特別な事情がない限り、頒布されたものとみなす(大法院98フ1884判決を参考)。

⑥刊行物の頒布時期の推定

①発行年度のみが記載されている場合には、当該年度の末日

②発行年月のみが記載されている場合には、当該年月の末日

⑦先願が無効・取下・放棄又は拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定される前に法第52条(出願公開)により出願公開された場合に、その先願は刊行物に掲載されたデザインに該当する。

(2) 電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン

①電気通信回線とは有線、無線、光線及びその他の電気・磁気的な方式で双方向送・受信できる伝送路を意味する。

(例)インターネット、双方向伝送ケーブルテレビ

②公衆が利用できるようになったということは、守秘義務のない不特定多数人が見ることができる状態に置かれたことを意味する。

(例)インターネットにリンクが開設され、検索エンジンに登録されて公衆が制限なくアクセスできる場合

第4章 新規性喪失の例外

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第36条(新規性喪失の例外)①デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第33条第1項第1号又は第2号に該当するようになった場合、そのデザインはその日から6ヶ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインに対して同条第1項及び第2項を適用す

る時には同条第1項第1号又は第2号に該当しないものと見る。ただし、そのデザインが条約若しくは法律によって国内又は国外で出願公開又は登録公告された場合にはこの限りでない。

②第1項本文の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する時にその趣旨を書いた書面とこれを証明することができる書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 第37条によるデザイン登録出願書を提出する時、この場合証明することができる書類はデザイン登録出願日から30日以内に提出しなければならない。
2. 第63条第1項による拒絶理由通知に対する意見書を提出する時
3. 第68条第3項によるデザイン一部審査登録異議申立に対する答弁書を提出する時
4. 第134条第1項による審判請求(デザイン登録無効審判の場合に限定する)に対する答弁書を提出する時

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する内容の補正ができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する内容の補正ができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期に行うことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求する時
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものとみなす。

1. 新規性喪失の例外規定の趣旨

- 1) デザインが公知された場合、その公知デザインが最初に公知された日から12か月以内に、その公知デザインに対してデザイン登録を受けられる者がデザイン登録出願すれば、その出願デザインの審査においてその公知デザインを公知されていないものとみなす。
- 2) 新規性喪失の例外は、公知デザインと出願デザインがそれぞれ一定の要件を満たしていれば、両デザインが同一であるか、又は類似であるかを問わず適用される。

※もし、出願デザインと同一又は類似した公知デザインに対してのみ新規性喪失の例外が適用されるとすれば、両デザインが非類似である場合[出願デザインは $A(a+b)$ 、公知デザインは $a \cdot b$]には、その公知デザインに対して新規性喪失の例外が認められないだけでなく、出願デザインがその公知デザインにより容易創作で拒絶される矛盾が生じる。

2. 新規性喪失の例外の要件

1) 新規性喪失の例外を主張できる者

- (1) デザインが公知された当時、そのデザインに対してデザイン登録を受けられる権利を有する者が出願する、又は公知された後、その権利を承継した者が出願しなければならない。
- (2) デザインの公知主体が多数である場合、そのうち一人以上の出願人が含まれていなければならない。

2) 新規性喪失例外主張の対象

- (1) デザインが公知された日から12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
- (2) デザインが自分の意思に反して公知となった場合であっても、公知された日から12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。

※後願の拒絶引用文献に引用された他人の未公開先願デザインがその拒絶理由の通知により公知となり、新規性を喪失した後に再度出願された場合であっても、12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。

- (3) 同一のデザインが複数回公知された場合には、最初の公知日から12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
- (4) 出願デザインが証明書類の公知デザインと同じであるか、又は類似のかどうかは、関係がない。
- (5) デザインが法律や条約に基づき、国内又は国外で出願公開、若しくは登録公告された場合（特許、実用新案、デザイン又は商標に関する公報）には、新規性喪失例外を主張することができない。

3) 新規性喪失例外主張の時期と手続き

- (1) 出願するとき、その趣旨を出願書に書いて主張しなければならない。つまり、出願書に「新規性の主張」の項目を作り、デザインの公知形態や公知日などを記載しなければならない。
- (2) 補正書を通じてその趣旨を主張する、又はその公知のデザインを拒絶理由とした意見提出通知書に対応して提出する意見書などを通してその趣旨を主張することができる。
- (3) その公知デザインを申請理由としたデザインの一部審査登録異議申立てに対する答弁書などを通じてその趣旨を主張することもできる。
- (4) その公知デザインを請求理由としたデザイン登録無効審判に対応して提出する答弁書などを通じてその旨を主張することもできる。
- (5) 同一デザインが何度も公知されている場合には、最初の公知に対して主張すれば充分である（特許法院2008ホ3407判決参照）。

[審査官参考]

☞ 出願人が法第36条第2項第2号、第3号に従って意見書又は答弁書により新規性喪失例外の趣旨を主張する場合、デザイン審査システムに当該内容を直接入力し、デザイン審査システムに反映されるようにする。その後の手続きは法第36条第2項第1号により新規性喪失例外主張をしたときと同様である。

4) 新規性喪失例外主張の証明書類の提出

- (1) 出願時に新規性喪失例外を主張する場合、

- ①出願日(国際デザイン登録出願の場合に国際公開日)から30日以内にその証明書類を提出しなければならない。
 - ②証明書類には、公知形態、公知日付、公知主体及びデザイン図面など客観的な証拠事実を提示しなければならない。
 - ③デザインが公知された当時のデザイン登録を受けられる権利を有する者と、当該出願書に記載された出願人が異なる場合には、公知以降、その権利が承継されたという事実を証明書類に明示し、証拠を提示しなければならない。
- (2) 補正書(意見書含む)などで新規性喪失の例外を主張する場合は、当該書類を提出した日から30日以内にその事実を証明する書類を提出しなければならない。

3. 新規性喪失の例外主張の不認定

- 1) 次の例のように、新規性喪失の例外主張が認められない場合には、不認定予告通知をして意見書提出の機会を与えなければならない。

(例) 公知主体、公知形態、公知デザインの図面などが不明確な場合

※新規性喪失例外主張の認定可否を判断するにおいて、出願デザインが公知デザインと同一又は類似であるかは考慮しない。

- 2) 不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、例外主張が認められないと判断される、又は意見書の提出がない場合は不認定通知をしなければならない。
- 3) 新規性喪失の例外主張に対する証明書類を提出しなかった場合には、新規性喪失例外主張は当然効力がないため、別途の手続きを踏む必要がない。
- 4) 新規性喪失の例外が認められない場合には、その公知デザインを出願デザインに対する新規性及び容易創作を判断する根拠として活用することができる。

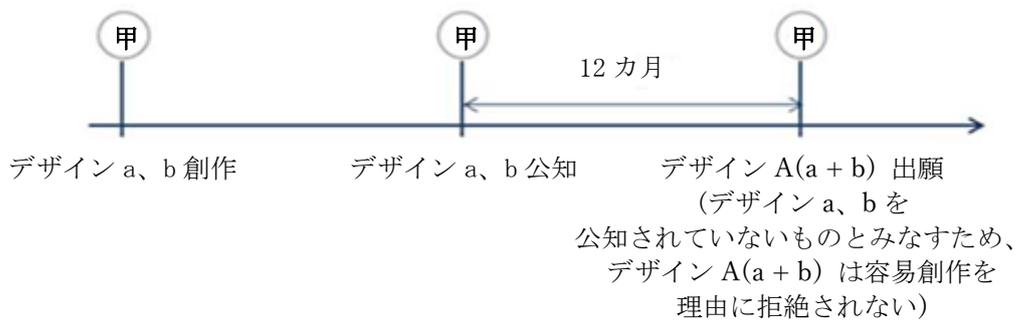
4. 新規性喪失の例外認定の効果

新規性喪失の例外が認められれば、その公知デザインは、自己が出願したデザインにより法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)及び第2項(容易創作)に該当するかどうかを審査するときに、公知デザインとみなさない。

(例1)



(例2)



第5章 拡大された先願

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであつて、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)特許庁長は、第46条第2項後段によって第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザ

イン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する内容の補正ができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する内容の補正ができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期に行うことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで

2. 第64条による再審査を請求する時

3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものとみなす。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただ

し書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5. 基本デザインと類似しない場合

6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合

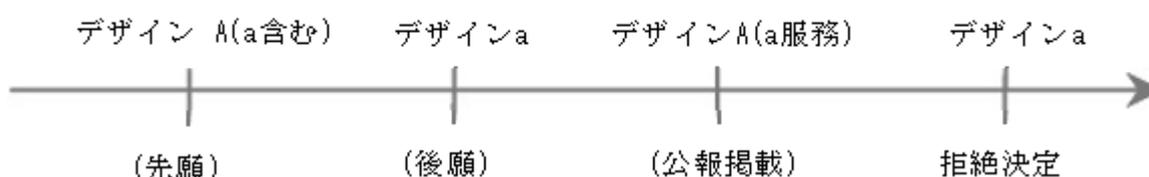
④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 拡大された先願の要件

1) 先願デザインの一部と同一である、又は類似した後願デザインが次の各号に該当する場合に、先願と後願の出願人が異なれば、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用する。この場合、先願と後願の出願人が同一人か否かは、登録有無決定時を基準で判断する。

- (1) 先願デザインのうち後願デザインに相当する部分が後願デザインと機能及び用途において共通性があり、形状・模様・色彩又はこれらの結合が同一若しくは類似した場合
- (2) 先願デザインのうち後願デザインに相当する部分が対比できる程度で充分表現されている場合
- (3) 先願デザインが後願デザインのデザイン登録出願後に出願公開[法第46条(先の出願)第2項後段により協議不成立で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公開を含む]、又は登録公告となった場合
(例)



2) デザイン一部審査登録出願に対しては法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により登録決定前にそれを審査しないが、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定することができる。

3) 拡大された先願の適用対象となる具体的な類型

類型	先願デザイン (aを含むA)	後願デザイン (a, a')
1	完成品	部品
2	完成品	部分デザイン
3	部品	部分デザイン
4	一組の物品	構成物品
5	部分デザイン	部分デザイン

※先願デザイン(aを含めるA)が出願公開、又は登録公告されたか、協議不成立で拒絶決定され出願公開される以前に出願された後願デザイン(a, a')は、拡大された先願で拒絶決定する。

※ $A > a$ 、 $a \rightleftharpoons a'$ の関係である。

2. 拡大された先願の具体的な適用方法

1) 先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された次の各号の図面に基づく。

(1) デザインの全体的形態を表現する図面、書体デザインの場合には、指定文字図面、例文図面及び代表文字図面(以下「必須図面」という)

(2) 必須図面だけではデザインを十分に表現できない場合に付加される展開図、断面図、切断部断面図、拡大図など(以下「付加図面」という)

(3) 部分デザイン登録出願であって、破線で表現された部分などを含めた全体デザインのうち、後願デザインに相当する部分が対比できる程度で十分に表現されている場合には、全体を表現する必須図面及び付加図面

2) 法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)は、先願デザインの出願日の翌日から先願デザインに関する公開デザイン公報[法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によるデザイン公報を含む]、又は登録デザイン公報の発行日まで出願されたデザイン登録出願(登録公報の発行日に出願されたものを含む)に対し適用する。この場合、秘密デザインに関するデザイン登録公報の発行日は、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう。ただし、先願デザインに関するデザイン公報の発行時間後にデザイン登録出願されたことが明らかであるデザインに対しては、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号又は第3号を適用する。

3) デザイン登録出願に対して法第33条(デザイン登録の要件)第3号を適用するとき、先願デザインに関する公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインに登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう]以前には、後願に対し審査保留通知をするが、次の例のように必要時に閲覧できるという趣旨を併記して通知する。ただし、国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をして審査を保留する。

(例) 先願の公開などがされず、審査保留通知をする場合の記載

「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)出願書であるため、資料の添付ができないゆえ、必要時は閲覧を請求しご確

認ください。ただし、閲覧した内容については他人に漏えいしてはいけません」

- 4) 上記の3)により審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)デザインに対しては、後願デザインと同一又は類似デザインを含めている先願デザインに関する公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう]以降に拒絶理由を通知する。
- 5) 後願デザインと同一又は類似デザインを含めている先願デザインに関するデザイン登録出願に対し、拒絶決定が確定[出願公開又は法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公報掲載前に無効・取下・放棄された場合を含む]される、又は登録決定があった後、法第82条(登録料の追加納付など)第1項による登録料の追加納付期間が過ぎた後もデザイン権の設定登録をしない場合には、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用せず、登録可否決定をする。

第6章 容易創作

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであつて、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のた

だし書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5. 基本デザインと類似しない場合

6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合

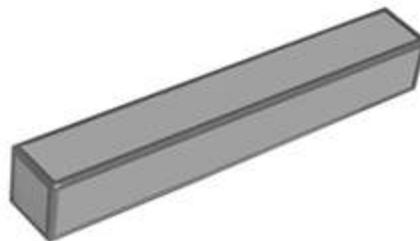
④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 容易に創作できるデザイン

- 1) 公知デザイン又はそれらの結合による、又は国内・国外で広く知られている形状・模様・色彩、又はそれらの結合(以下「周知の形状・模様など」をいう)により、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が容易に創作できるデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第2項によりデザイン登録を受けることができない。
- 2) 公知デザイン又は周知の形状・模様などをほぼそのまま利用する、若しくは転用したものなどの単純模倣ではなく、それらを取捨選択して結合したものであり、そのデザインを全体的に観察したときに新しい美感を起す場合には、容易に創作できるデザインではない。
- 3) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により法第33条(デザイン登録の要件)第2項のうち周知の形状・模様などにより容易に創作できるかどうか[すなわち、次の「2.1)(2)④」による容易創作の可否]のみを審査する。
- 4) デザイン一部審査登録出願に対し、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項によりデザイン登録拒絶決定ができる。
- 5) そのデザインが属する分野で基本的な形状・模様などにより物品デザインの形態を構成することがかつて見られなかった場合は、容易に創作できるのかどうかを判断する時にこれを参酌しなければならない。

(例) 容易創作とみなされず、登録された「手鏡」



2. 容易創作当否の判断基準

1) 法第33条(デザイン登録の要件)第2項による容易創作として登録が受けられないデザインは、次の基準による。

(1) 容易創作の具体的な判断方法

①「周知の形状・模様など」とは、一般人も分かるほど刊行物又はテレビなどを通じて国内に広く知られている形状・模様などをいう。

(例)アニメーション又はゲームなどに登場するキャラクターが放送又はインターネットなどで周期的に登場する場合、同キャラクターは、広く知られている形状・模様とみなされる。

②「そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者」とは、そのデザインが表現された物品について生産、使用などを実施する業界(以下「当業界」という)でそのデザインに関する普遍的な知識を有する者をいう。

③「容易に創作できる程度」とは、公知デザインの結合又は周知の形状・模様などをほぼそのまま模倣する、若しくはその加えられた変化が単純な商業的・機能的変更に過ぎない、又はそのデザイン分野においてありふれた創作手法若しくは表現方法を使ってそれを変更・組合せしたり、転用したものにすぎないデザインなど、創作水準の低いデザインをいう。

※「商業的・機能的変更」とは、当業界で通常の知識を有する者であれば、誰でも該当デザインがその物品、又は機能に合うようにするため加えることができると考えられる程度の変化をいうものであって、次のような場合を例として挙げられる。

(例)

①周知の四角い天井板の側面に傾斜面を表現した程度のもの

②周知の卵形をキャップと本体に分離して菓子容器を作ったもの

③有名キャラクターの手や足、胴体を少し変更して人形にしたもの

(商業的な変更の例)

周知のキャラクター
(デザインではない)



出願デザイン



「人形」

出願デザイン



「ストラップ人形」

- ④周知の形状・模様などによる容易創作規定は、すべての物品に適用する。
- ⑤原則として公知デザイン又は周知の形状・模様などにより容易に創作できるかどうかを判断し、次の場合を含む。
- ①出願されたデザインの構成要素のうち周知又は公知されない部分が含まれていても、その構成要素が付随的である、又は創作性が低いため、全体的な美感に与える影響が少ない場合には、容易創作に該当するものとみなす。
- ②出願されたデザインが公知デザインの結合ではなく、一つの公知デザインとの関係から全体的な審美感が類似している場合には、原則として新規性規定を適用する。ただし、出願されたデザインが公知デザインと比べて全体的な審美感に差があるが、創作水準が低い場合には、容易創作に該当するとみなすことができる。
- (例)一つの公知デザインから通常の知識を有する者が容易に創作できる場合(大法院2008フ2800判決を参考)

公知デザイン



「電力系箱」

登録デザイン



「電力系ボックス」

(2) 容易創作の種類

① 公知デザインの結合に基づいた容易創作。ただし、物品の用途、機能、形態などの関連性によりそのデザインの結合が当業界の常識で成立しないと判断される場合には、容易創作とみなさない。

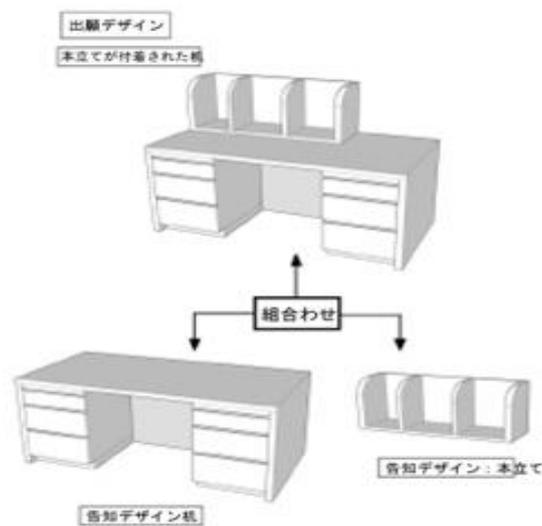
① デザインの構成要素の一部をほかのデザインに置き換えた容易創作

(例) 公知の時計が付着されたラジオの時計部分を単純にほかの時計の形状などに置き換えた「時計が付着されたラジオ」



② 複数のデザインを組み合わせる容易創作

(例) 公知の机の形状に公知の本立ての形状を付着して作られた「本立てが付着された机」



②デザインの構成要素の配置変更による容易創作

(例) 公知デザインの構成要素の配置を変更したことに過ぎない「電話機」



③デザインの構成要素の比率の変更、又は構成単位の数の増減による容易創作

(例) 公知デザインが構成単位数を変えたに過ぎない「ベンチ」



④周知の形状・模様・色彩又はそれらの結合に基づいた容易創作

※周知の形状などによるものであっても、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する

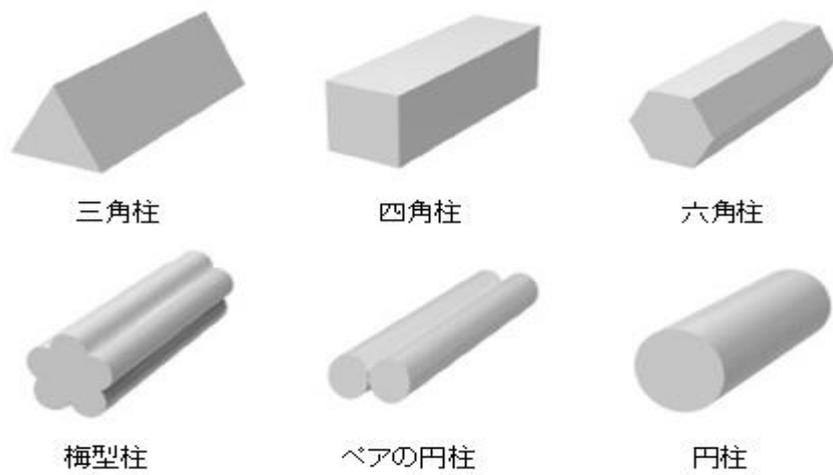
者が容易に創作できるものでなければ、容易創作とみなさない。

④平面的な形状の例

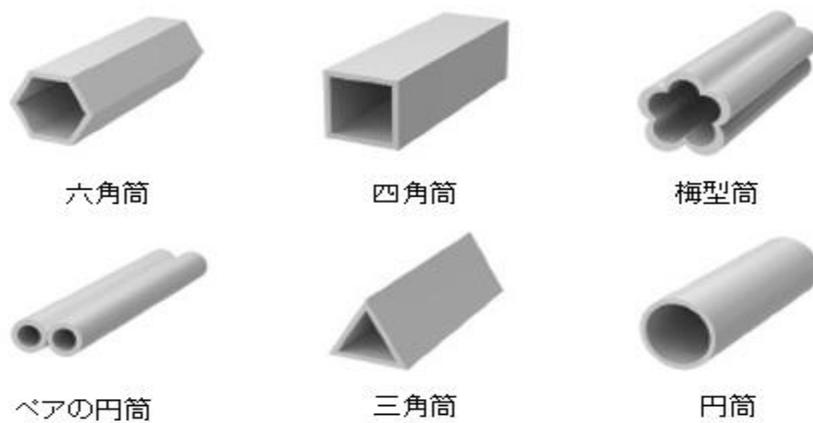


⑤立体的な形状の例

イ)柱



ロ)筒



ハ) 溝



六角筒の溝



仕切り型の四角筒の溝



三角筒の溝



円筒の溝



四角筒の溝

二) 角



三角の角



四角の角



円の角



六角の角

ホ) ピラミッド型



三角ピラミッド



四角ピラミッド



六角ピラミッド

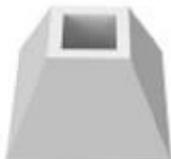


円ピラミッド

へ) ピラミッド桶



三角ピラミッド桶



四角ピラミッド桶



六角ピラミッド桶



円錐桶

ト) 正多面体



三角形正多面体

チ) その他



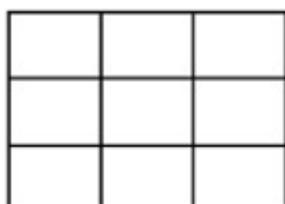
円球



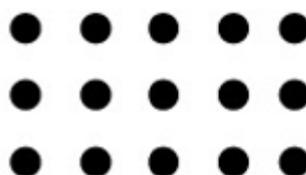
半円柱

④周知の様子の例

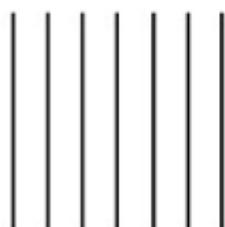
方眼パターン(gird)



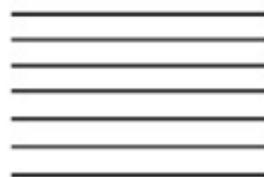
ドットパターン



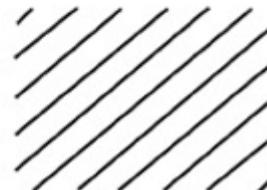
スプライト(縦)



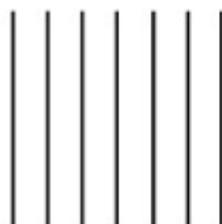
スプライト(横)



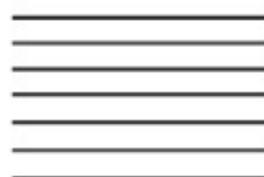
スプライト(斜線)



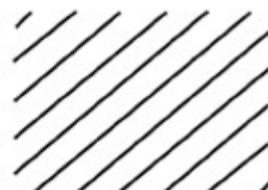
スプライト(縦)



スプライト(横)



スプライト(斜線)



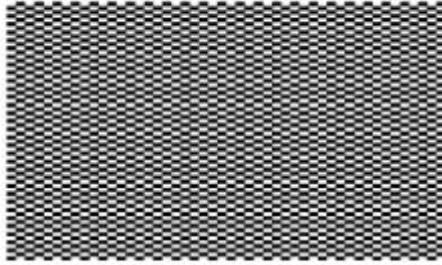
モザイクパターン



三角形パターン



ドビーパターン



㊦物品の典型的な形状の例：飛行機、自動車、汽車などの典型的な形状

㊧ありふれた模様の場合：鳳凰柄、亀の背中柄、碁盤模様、水玉模様、卍模様など

㊨色彩：色彩が模様をなす場合に限って判断要素とし、単一色で塗られたものは創作性の判断に影響がないものとみなす。

㊩自然物、有名な著作物、有名な建造物、有名な景色などに基づいた容易創作、又はそれらの結合による容易創作。支配的な特徴の結合で創作性が低い場合を含む。

イ)自然物：鳥、魚、牛、竹の葉、花びら、松、木目、石、岩など

※自然物であっても、その表現方法が特異なものは、「周知」ではない。

例)花びらや昆虫の足など、自然物の一部を特異な角から顕微鏡で拡大して見た拡大写真など

ロ)著作物：キム・ホンドの風俗画、漫画の主人公「ポパイ」など広く知られた絵、彫刻、漫画、映画など

(例)デザインのモチーフが有名キャラクターと類似している場合など

う)建造物：南大門、南山タワー、自由の女神像、エッフェル塔、仏国寺、オリンピック主競技場など広く知られている建造物

ハ)景色：白頭山の天池、金剛山、漢拏山の白鹿潭、富士山、ナイアガラの滝などの有名な景色

オ)運動大会又は各種行事のシーン：3.1. 独立運動記念日行事のシーン、オリンピック大会開催のシーン、サッカー試合、バレーボールなど各種試合のシーンが事実的に表現されたもの

※建造物や景色であっても見る角度によって特徴を有するように表現されている場合は、

「周知」ではない。

⑦周知デザインに基づいた容易創作は、次の場合にこれを適用する。

イ) 当業界で刊行物又はテレビなどを通じて広く知られているデザインを「周知デザイン」とみなす。

ロ) 異種物品間のデザインの転用がその業界の慣行になっている場合

(例) 自動車又は飛行機などのデザインを玩具、装置へ転用することなど

ハ) 物品の用途、機能、形態などの関連性により異種物品間のデザインの転用が当業界の常識として行われる場合

(例) ET人形の形状・外見を貯金箱に転用することなど

ニ) 物品の形状と文字からなるデザインにおいて形状及び文字部分が結合された全体として創作性がない場合

(例) ゴシック体でそのまま書かれた「ET」を長方形形状の「ステッカー」にデザインしたものなど

③公知デザインが周知の形状・模様などと結合した場合であっても、容易創作に該当するものとみなす。

(例) 公知デザインと周知の形状・模様などの結合による容易創作である場合(大法院2008フ491判決を参照)

本事件登録デザイン 比較対象デザイン1 比較対象デザイン2 比較対象デザイン3
「お箸」 「お箸」 「お箸」 「お箸」



(3) 容易創作に対する証拠の提示

①頒布された刊行物に掲載又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようにした公知・共用のデザインを容易創作の判断の基礎資料とする場合には、当該公知・共用のデザイ

ンが掲載された刊行物の書誌事項・デザイン又はそのデザインが掲載されたウェブサイトのアドレス・画面などを意見提出通知書に添付し、当該公知・共用のデザインを提示しなければならない。

②明白な周知の形状・模様など又は周知のデザインを容易創作判断の基礎資料とする場合には、証拠を提示する必要がない。

(4) 当業者に分かりやすい創作技法又は表現方法に関する証拠の提示

原則として当業者に分かりやすい創作技法又は表現方法であることを表す具体的な証拠を出願人に提出する必要がある。ただし、その形状・模様などにより物品デザインの形態を構成するものがそのデザインの属する分野において通常行われている形態の構成であり、当業者において分かりやすい創作技法又は表現方法であることが審査官にとって顕著な事実であると認められる場合は、必ず証拠を提出する必要はない。例えば、玩具業界において実際の自動車をもそのまま自動車玩具に転用する方法などの場合は、必ず証拠を示す必要はない。

2) 部分デザインの容易創作に関する判断基準は、全体デザインの容易創作に関する判断基準に従うが、全体において部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能及び用途、位置、大きさ、範囲などを総合的に考慮して判断する。

3) 出願デザインが公知デザイン又は周知の形状・模様などによって容易に創作できる上、公知デザインと同一又は類似する場合には、法第5条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)の各号を適用する。

4) デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが新規性を喪失した場合、その日から12ヶ月以内にその者がデザイン登録出願をするときは、その公知デザインは容易創作の判断の根拠としない。

※後願の拒絶先行技術文献で引用された他人の未公開先願のデザインが、その拒絶理由の通知により公知となって新規性を喪失した後に再度出願された場合であっても同様である。

(例) 電話機の本体及び受話器のデザインがそれぞれ先に公知された後、これらを結合した電話機のデザインが法第36条(新規性喪失の例外)第1項による期間内に1デザイン登録出願として出願された場合



公知デザイン



公知デザイン



出願デザイン

第7章 先願

関連法令

<デザイン保護法>

第35条(関連デザイン)①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)としか類似していないデザイン(以下「関連デザイン」という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとしか類似していないデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対し、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第46条(先願)①同一又は類似デザインに対して相違する日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似デザインに対して同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた1のデザイン登録出願者のみそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たない、又は協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下・放棄される、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者が行ったデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、最初からなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告するように命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)特許庁長は、第46条第2項後段によって第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインと類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。
- ⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

<デザイン保護法施行規則>

第43条(協議結果の申告)①法第46条第5項により一つのデザイン登録出願人を決めて申告しようとする者又は法第57条第5項により一つのデザイン出願人を決めて変更申告しようとする者は、「特許法施行規則」の別紙第20号式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 当該デザイン登録出願について競合する者すべてが名前を書き、署名又は押印した協議事実を証明する書類1通
2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

②第1項による申告書を提出する場合、競合の出願又は出願人変更申告について協議結果に伴う手続きを同時に行わなければならない。

第54条(同一出願の審査)同じデザインに対し、二つ以上のデザイン登録出願がある場合には、先願が出願公開又は設定登録される、又はデザイン登録拒絶決定が確定するまで後願の審査を保留しなければならない。

1. 先願の要件

- 1) 同一又は類似の2以上のデザインがそれぞれの日に出願された場合、最初のデザイン登録出願をした出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く]以外は、法第46条(先願)第1項によりデザイン登録を受けることができない。
- 2) 同一又は類似の2以上のデザインが同じ日に出願された場合、出願人が協議して決めた1の出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く]以外には、法第46条(先願)第2項によりデザイン登録を受けることができない。
- 3) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項の規定により登録決定の前に審査することはしないが、法第55条(情報提供)に基づいて情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。
- 4) 先願主義が適用される類型

類型	先願デザイン(A)	後願デザイン(A, A')
1	完成品	完成品
2	部品	部品
3	一組の物品	一組の物品
4	部分デザイン	部分デザイン

※Aデザインと同一、又は類似した他人の後願A、A' のデザインは、Aデザインが設定登録されるか、協議不成立により、拒絶決定が確定した場合、先願規定を適用する。

※ A=A、A≠A' の関係である。

2. 先願の地位がある出願

- 1) 設定登録がされている先願
- 2) 法第46条(先願)第2項後段により協議不成立で拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された先願

3) 2007年6月30日以前に初めてデザイン登録出願をし、それから当出願を放棄する、又はその出願に対して拒絶決定又は拒絶する趣旨の審決が確定された先願

3. 先願規定の具体的な適用方法

1) デザイン登録出願に対し、法第46条(先願)第1項(同一又は類似のデザインのそれぞれの出願)を適用する際に、

(1) 先願デザインに関するデザイン権の設定登録日[先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日]以前、又は法第46条(先願)第2項後段の協議不成立により同条第3項但し書きによる拒絶決定、若しくは拒絶する趣旨の審決が確定される前は、次の例のように必要に応じて先願の閲覧ができるという趣旨を併記し、後願に対して審査保留通知をする。ただし、国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をした後、審査保留通知をする。

(例) 設定登録、又は協議不成立による拒絶決定などが確定されず、審査保留通知をする場合の記載

「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)ため、資料添付ができないゆえ、必要時は閲覧を請求してご確認ください。ただし、閲覧した内容につきましては他人に漏えいしてはいけません」

※他人の公開されていない先願デザインをした後願に対する意見提出通知書に拒絶理由の根拠として添付し通知した(原則として許可されていない)場合、その先願デザインは、守秘義務がない不特定人に知られたものであるため、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号の公知デザインに該当する。

※後願の拒絶先行技術文献に引用された他人の未公開先願デザインが、その拒絶理由の通知(原則として許容されていない)により、公知となって新規性を喪失した後、再度出願された場合、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)の各号を適用するときには、法第36条(新規性喪失の例外)に基づいて処理する。

(2) 上記(1)により、審査保留となった後願(国際デザイン登録出願は除く)に対しては、先願デザインに関するデザイン権が設定登録[先願デザインが秘密デザインとして登録された場合

には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行]になる、又は協議不成立により拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決(先願デザインが2007年7月1日以前に出願された場合には、放棄、拒絶決定又は拒絶する旨の審決)が確定された後に、後願デザインに対して拒絶理由通知をする。

(3)先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行日以前まで出願されたデザインに対し、法第46条(先願)第1項を適用する。

(4)先願が無効・取下・放棄又は拒絶決定、若しくは拒絶する旨の審決が確定される前に法第52条(出願公開)に基づいて出願公開された場合、その先願は法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号の刊行物に掲載されているデザインに該当する。

(5)先願デザインに関する出願が無効・取下・放棄又は拒絶決定が確定された場合、若しくは登録決定があった後、法第82条(登録料の追加納付など)第1項による登録料の追加納付期間及び法第83条(登録料の補填)第2項による登録料の補填期間が過ぎた後もデザイン権の設定登録をしない場合は、[法第84条(登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復など)第1項による期間を待たず]、法第46条(先願)第1項を適用せず、後願の登録可否を決定する。

(6)先願による登録デザインが法第121条(デザイン登録の無効審判)に基づく無効審判に係留中の場合は、後願に対して拒絶理由通知と共に審査保留通知をした後、無効の判断が確定した後に登録可否を決定する。

(7)2以上の類似デザインをそれぞれの非に同一人が出願した場合、後願デザインに対しては拒絶理由通知をする。ただし、法第35条(関連デザイン)第1項の要件に該当する場合は、関連デザインとして登録できる旨を拒絶理由と共に通知する。

2)デザイン登録出願に対し、法第46条(先願)第2項(同一又は類似のデザインの同じ日の出願)を適用する際に、

(1)2以上の同一又は類似のデザインを同日に他人が出願した場合

①特許庁長の名義で期間を定め、出願人に協議結果を申告するよう求め、協議により定められた一つの出願に対して登録決定を行い、残った出願は拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。

②出願人間で協議が成立しない、又は成立ができない場合は、すべての出願に対して拒絶理由を通知し、拒絶決定をする。

③期間内に協議結果を申告しない場合は、協議が成立しなかったものとみなし、すべての出願に対して拒絶理由を通知し、拒絶決定をする。

④指定期間内に複数の協議結果の申告があったものの、その内容が相互矛盾する場合は、協議が成立していないものとみなし、すべての出願に対し拒絶決定をする。

(2)2以上の同じデザインを同じ日に同一人が出願した場合

①特許庁長の名義で出願人に一つの出願を選び、その結果を申告するよう求めると共に拒絶理由を通知する。

②指定期間内に選択結果の申告がない場合は、選択が成立しなかったとみなし、すべての出願に対して拒絶決定をする。

③指定期間内に複数の選択結果の申告があったものの、その内容が相互矛盾する場合は、選択が成立していないとみなして、すべての出願に対し拒絶決定をする。

(3)2以上の類似デザインを同じ日に同一人が出願した場合

①特許庁長の名義で出願人に対し、1の出願を選んでその結果を申告するよう求めると共に拒絶理由を通知する。

②指定期間内に選択結果の申告がない場合は、選択が成立しなかったとみなし、すべての出願に対して拒絶決定をする。

③指定期間内に複数の選択結果の申告があったものの、その申告内容が相互矛盾している場合は、選択が成立しなかったものとみなし、すべての出願に対して拒絶決定をする。

④ただし、法第35条(関連デザイン)第1項の要件に該当する場合は、関連デザインとして登録できる旨を拒絶理由と共に通知する。

第8章 関連デザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下“基本デザイン”という)とだけ類似のデザイン(以下“関連デザイン”という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず関連デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとだけ類似デザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下“専用実施権”という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対しては第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及

び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインと類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

附則

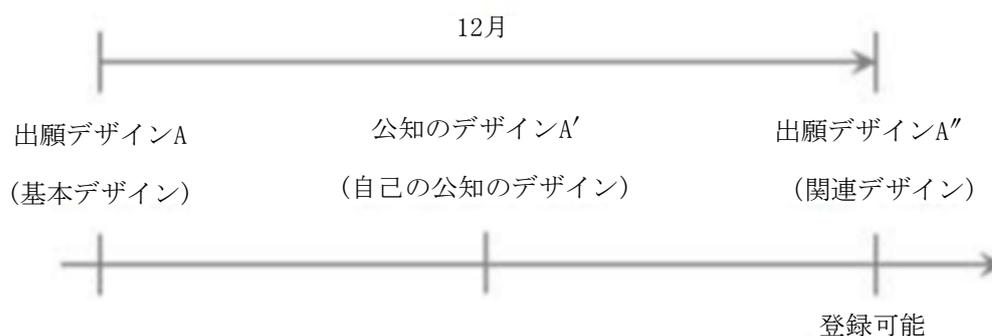
第4条(関連デザイン登録出願に関する適用例)①第35条第1項の改正規定は、この法施行前の登録デザイン又はデザイン登録出願とだけ類似デザインとしてこの法施行後1年以内に関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

②第35条第3項の改正規定は、この法施行前に専用実施権が設定されたデザイン権のデザインとだけ類似のデザインとして、この法施行後関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

1. 関連デザインの定義

- 1) 自己の登録デザイン又は出願デザイン(同日付出願を含め、以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザインとは、基本デザインと類似デザインであって、その出願日より先行する他人のデザイン(出願デザイン、登録デザイン、公知デザイン)と類似していないものをいう。
- 2) 関連デザイン登録出願は、そのデザインが基本デザイン以外に基本デザインのデザイン登録出願日以降の基本デザインと同一又は類似する自己の先行する公知デザインと類似していても法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)により拒絶決定されない。ただし、その公知デザインが最初公知された日から6ヶ月経過した関連デザイン登録出願には適用しない。

(例)



- 3) 法第35条(関連デザイン)による関連デザインとは、次のとおりである。

(例) 関連デザインとして登録できる場合

類型	基本デザイン(A)		関連デザイン(A')	
		登録		後願
		先願		後願
		同一者出願		同一者出願
1	完成品		完成品	
2	部品		部品	
3	一組の物品		一組の物品	
4	部分デザイン		部分デザイン	

※登録されたAデザインと類似しているか、先願、又は同日付出願Aデザインが登録される場合は、それに類似している自己の後願、又は同日付出願A'のデザインは、関連デザインとして

登録することができる。(A≒A'の関係である)

※先願された複数デザイン出願のうち1の一連番号デザインを基本デザインに、又は複数デザイン出願のうち1の一連番号デザインを基本デザインに決めることができる。

i)先願された複数デザイン出願のうち1の一連番号デザインを基本デザイン決める場合

先願	後願
▲基本デザインA	△関連デザインA'
■基本デザインB	□関連デザインB'

ii)複数デザイン出願のうち1の一連番号デザインを基本デザインに決める場合

▲基本デザインA
△関連デザインA'
△関連デザインA''
●基本デザインC
○関連デザインC'
◇デザインD

4) 関連デザイン登録を受けることができる物品の範囲は、基本デザインと同一、又は類似の物品である。この場合、類似の物品とは、用途が同一で機能が異なる物品である。

2. 関連デザインの要件

- 1) 関連デザインが基本デザインの出願日から1年が経過して出願されたものであれば、法35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。
- 2) 基本デザインが2014年6月30日以前の登録デザイン又は出願デザインである場合に、関連デザインが2015年7月1日以降に出願されたものであれば、法第35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。
- 3) 自己の関連デザインとしか類似していないデザインは、法第35条(関連デザイン)第2項により登録を受けることができない。

- 4) 関連デザイン出願であって、基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されている場合には、法第35条(関連デザイン)第3項により登録を受けることができない。

3. 関連デザインの要件の具体的な適用方法

- 1) 基本デザインの物品名称と関連デザイン登録出願の物品名称が異なる場合は、次のように処理する。
 - (1) 基本デザインの物品名称が正当である場合、関連デザイン登録出願の物品名を基本デザインの物品名と一致するようにする。
 - (2) 関連デザイン登録出願の物品名が基本デザインの物品名より正当である、又は適合した場合、基本デザインの物品名を一致させる必要はない。
- 2) 無効審判又は異議申立てに係留中の登録デザインを基本デザインにした関連デザイン登録出願が関連デザインとして認められた場合は、審査を保留する。ただし、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留通知をする。
- 3) 基本デザイン出願に対する拒絶決定が確定されなかった場合(拒絶決定に対する審判が継続している場合を含む)、関連デザイン登録出願の審査は保留を原則とする。ただし、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留通知をする。
- 4) デザイン一部審査登録出願であり、法第35条(関連デザイン)による関連デザイン登録出願の場合は、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第3項を適用して審査する。ただし、法第55条(情報提供)に基づいて情報及び証拠が提供された場合は、それに基づいて拒絶決定をすることができる。

第9章 登録を受けることができないデザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであつて、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)次の各号のいずれかの一つに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国

章又は国際機関などの文字、若しくは標識と同一又は類似デザイン

2. デザインが与える意味又は内容などが一般人の通常的な道德観念、若しくは善良な風俗に合わない、又は公共の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に関わる物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン
4. 物品の機能確保に不可欠な形状のみで成り立つデザイン

1. 登録を受けることができないデザインの適用要件

1) 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国章又は国際機関などの文字若しくは標識と同一、又は類似デザイン若しくはそれらの一部を構成要素として含めているデザインは、第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号を適用する。

(1) ここでいう「標章」は公共機関などの主たるマーク(シンボル)を意味し、「文字」と「標識」は国際機関などの名称(ロゴのタイプを含む。以下同じ)を意味する。そのほか、公共機関又は国際機関などが行う公益事業に使用するための標章(以下「公益標章」という)を含む。

(2) 公共機関又は国際機関などが自己の標章、文字、又は標識を自己の出願デザインの一部構成要素に含めて出願した場合、又は自己の公益標章と同一若しくは類似したものを出願する、又は自己の公益標章をデザインの一部構成要素に含めて出願した場合は適用しない。

(3) 他人が公共機関の標章、国際機関の文字又は標識、若しくは公益標章と同一、又は類似したものを出願デザインの一部構成要素として含めて出願した場合に適用する。

(4) デザインの対象となる物品に国旗などが含まれているが、加わられた変化により国の尊厳を害するおそれがあると思われる場合には、同規定を適用しない。

例) 太極旗をモチーフに創作した物品の例

(5) 国家は国際機関等ではないため、国家の名称は国際機関等の文字や標識に含まれない。



[Tシャツ]



[キャップ]

2) デザインが与える意味や内容などが一般人の道徳観念である善良な風俗に合わない、又は公共の秩序を害するおそれがあるデザインは、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する。

(1) 人倫、社会正義又は民意に反するもの

(2) 特定の国家又はその国民を侮辱するもの

(3) 低俗・嫌悪又は猥褻なもの

(4) 国家元首の肖像及びそれに準ずるもの

(5) 著名な他人の肖像。ただし、その他人の承諾を得た場合には、この規定を適用しない。

※「著名」とは、社会通念上、国内の一般需要者又は関連取引業界において一般的に広く認知されている程度のことで、広く知られた芸能人、スポーツ選手又は国内・国外の有名人などであると直感できれば充分であるとみなされる。

(6) デザインの対象になる品物又はそれに関連する品物の規格や品質などに対する認証を表す表紙を全体デザインの構成要素の一部として含んでいる場合、それ自体だけでは公共の秩序などを害するおそれがあるとみることはできないため、この規定を適用しない。

3) 他人の業務に関わった品物と混同をもたらすおそれがあるデザインは、第34条(登録を受けることができないデザイン)第3号を適用する。

(1) 他人の著名な商標・サービス標又は団体標章をデザインとして表現した場合(デザインの構成要素の一部として含まれている場合にも適用する)

(2) 非営利法人の標章をデザインとして表現した場合(デザインの構成要素の一部として含まれ

ている場合にも適用する)

(3) 商標的性格を持つ他人の著名なデザイン(広く知られたキャラクターを含む)を構成要素の一部とするもの

(4) デザインの対象になる品物又はそれに関わる品物の規格若しくは品質などに対する認証を表す標識がデザインの構成要素の一部として含まれている場合には、その部分は出所を表す表示ではなく、認証に関する情報伝達のためにのみ使用するものとみなし、この規定を適用しない。

4) 品物の機能を確保するに不可欠な形状からなるデザインは、第34条(登録を受けることができないデザイン)第4号を適用する。

(1) 品物の技術的機能を確保するために必然的に定められた形状からなるデザインは、模様・色彩又はこれらの結合の有無にかかわらずこれを適用しなければならないが、以下の事項を踏まえて判断する。

① その機能を確保できる代替形状の有無。代替できる形状が多数存在しているのならば、機能がないものとみなされる。

② 必然的な形状以外に考慮すべき形状を含むか否かの判断

(2) 品物の互換性などを確保するために標準化した規格で定められた形状からなるデザイン。ただし、規格を定めた主な目的が機能の発揮ではない物品に対しては適用しない。

(例) 規格袋、USB規格ポートなど

※ 「標準化した規格」とは、産業標準化に基づいた韓国産業標準(KS)、国際標準化機構のISO規格など法律と公的標準化機関により確定された「公的な標準規格」と公的規格ではないが、その規格が当該物品の分野において業界標準として認知されていて、当該標準規格に基づいた製品が当物品の市場を事実上支配しているものであり、規格としての名称、番号などにより標準となっている形状、尺度など詳細の特定ができる「事実上の標準規格」をいう。

2. 登録を受けることができないデザインの当否判断の対象

- 1) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定は、出願デザインの全体のみならず品物の1部分、1部品、又は1構成がこれに該当する場合にも適用される。
- 2) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第4号は、出願デザインの全体形状がこれに該当する場合にのみ適用される。
- 3) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定適用において部分デザインの場合、原則として部分デザインの「登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む物品全体の形態を判断対象とする。
- 4) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定適用において図面は原則として参考図面を含んで判断対象とする。

3. 登録を受けることができないデザインの当否判断の時点

- 1) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号、第2号又は第4号に該当するかどうか登録可否決定時を基準とする
- 2) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第3号に該当するかどうかは、出願時を基準とする。

第5部 デザインの類否判断

第1章 物品の類否判断

第2章 デザインの類否判断

第1章 物品の類否判断

関連法令

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分など)①法第40条第2項による物品類区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」に基づく別表4とする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. 物品の類否判断の一般的基準

1) 「同一物品」とは、用途と機能が同一であることをいう。

※「用途」とは、物品が実現しようとする使用目的のことであって、「機能」とは、用途を実現することができる構造・作用などをいう。

2) 「類似物品」とは、用途が同一であって、機能が相違するものをいう。

(例)「ボールペン」と「万年筆」

3) 非類似物品である場合であっても、用途上混用の可能性があるものは、類似である物品とみなすことができる(大法院、2002フ2570判決を参考)。

※「混用」とは、用途が相違し、機能が同一である物品について、用途を変更して使用することをいう。

(例)「箸立て」と「ペン立て」

2. 物品の類否判断の具体的な判断方法

1) 完成品(部品の総合体)と部品の類否判断は、次のとおりにする。

(1) 完成品と部品は、用途が相互異なる非類似物品とみなす。

※「部品」は、完成品の一部を構成する物品であって、分離が可能で独立取引の対象になるものをいう。

(例)「自転車のハンドル」

※「付属品」は、完成品の用途を拡張する、又は機能を補助・補充する役割を担う物品であって、そのものが独立取引の対象になるものをいう。

(例)「自転車の反射鏡」

(2) 部品の構成が完成品に近い場合には、上記の(1)にもかかわらず、両物品は類似物品とみなし、デザインの類否判断を行う。

(例)①「額縁」と「額縁のフレーム」

②「腕時計」と「腕時計の本体」

③「眼鏡」と「眼鏡の縁」

2) 型とその型から作られる物品は、類似でないものとみなす。

(例)「パン型」と「パン」

3) 書体間の類否判断

規則[別表4](物品類の区分)のうち、第18類第3群の「書体」において、ハングルの書体、英文字の書体、漢字の書体、その他の外国文字の書体、数字の書体特殊記号の書体間は、類似である物品とみなさない。

第2章 デザインの類否判断

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであつて、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)次の各号のいずれかの一つに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国

章又は国際機関などの文字、若しくは標識と同一又は類似デザイン

2. デザインが与える意味又は内容などが一般人の通常的な道德観念、若しくは善良な風俗に合わない、又は公共の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に関わる物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン
4. 物品の機能確保に不可欠な形状のみで成り立つデザイン

第35条(関連デザイン)①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)としか類似していないデザイン(以下「関連デザイン」という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとしか類似していないデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対し、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第46条(先願)①同一又は類似デザインに対して相違する日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似デザインに対して同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた1のデザイン登録出願者のみそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たない、又は協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下・放棄される、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者が行ったデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、最初からなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告するように命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

1. デザインの類否判断の対象

- 1) 同一又は類似である物品同士でのみデザインの類否判断を行う(大法院98フ492判決を参考)。
- 2) 物品の類否判断によるデザインの類否判断は、次のとおりである。

区分	同一物品	類似物品	非類似物品
形状・模様・色彩が同一	同一デザイン	類似デザイン	非類似デザイン
形状・模様・色彩が類似			
形状・模様・色彩が非類似			

2. デザインの類否判断の方法

1) デザインの類否判断の一般原則

(1) デザインの類否判断は、デザインの対象となる物品が流通過程において、一般の需要者を基準として観察し、その他物品と混同のおそれがある場合には、類似デザインとみなす。なお、混同のおそれがある程度に類似ではないが、そのデザイン分野の形態的な流れを基に、両デザインを観察し、創作の共通性が認められる場合にも、類似デザインとみなす。

(2) 類否判断は全体的に観察し、総合的に行う。

①「観察」は、肉眼で比較して観察することを原則とするが、デザインに関する物品の取引において、物品の形状などを拡大して観察することが通常である場合は、拡大鏡・顕微鏡

などを使用して観察することができる。

②「全体的に判断する」とは、デザインを構成する各要素を分離し、個別に対比するのではなく、その外観を全体的に対比観察し、見る側にとって相違する審美感を感じさせるか否かによって判断しなければならないため、その支配的な特徴が類似であれば、詳細な点において多少の差異があるとしても類似するものとみなす。

③常識の範囲内で物品の大小の差異は、類否判断の要素として考慮しない。

④材質は、それ自体が模様又は色彩として表現される場合にのみ、類否判断の素として斟酌する。

⑤機能、構造、精度、耐久力、製造方法などは、それ自体が外観として表現させられない限り、類否判断の要素とすることはできない。

(3) デザインの類似範囲における幅の設定方法

斬新なデザインであるほど類似の幅を広く設定し、同じ種類のものが多く出るほど幅を狭く設定する。

①類似の幅が比較的広いもの

①新しい物品

②同じ種類の物品の中であって、特に新しい部分を含むもの

③特異な形状又は模様

②類似の幅が比較的狭いもの

①かつてからよく使われる、又は様々なデザインが多く創作されたもの

(例) ナイフ、食器、包装容器など

②単純な形態のものであって、かつてから使われてきたもの

(例) 箸、便箋など

③構造的にそのデザインを大きく変化させることができないもの

(例) 自転車、双眼鏡、運動靴、自動車用部品など

④流行の変化に限界があるもの

(例)紳士服、韓服など

2) デザインの形態による類否判断の方法

(1) 形状、模様及び色彩によるデザインの類否判断は次のとおりに行う。

- ①形状又は模様のいずれかが類似でなければ、原則として類似でないデザインとするが、形状又は模様がデザインの美感に及ぼす影響の程度などを総合的に考慮し、デザイン全体として判断する。
- ②模様の類否判断は、主題(Motif)の表現方法や配列、模様の大きさ及び色彩など総合をして行う。
- ③色彩は、模様を構成しない限り、類否判断の要素として考慮しないものとする(大法院2005フ3307判決を参考)。
- ④公知の形状を構成要素としている場合であっても、その部分が特別な審美感を起こさせることができないものでない限り、それをも含む全体として観察して感じられる審美感によって判断する(大法院2007フ4830判決を参考)。
- ⑤公知の形状に独特な模様が化体され、新しい美感を起こさせる場合には、模様的比重を置いて判断する(大法院2003フ762判決を参考)。

(2) 物品のよく見える面に類否判断の比重を置く。

(例)①テレビ、エアコンなどは全体的に正面に比重を置く。

②電話機などは、全体的に底面の比重を少なくする。

③物品の購入時、一般の需要者が重視する部分は、類否判断時にその比重を多くする。

(3) 物品の中に当然あるべき部分については、その重要度を低く評価し、多様な変化が可能な部分を主に評価する(大法院2003フ1666判決を参考)。

(例)匙の場合、取っ手部分の形態に比重を置いて判断する。

3) 形態が変化するデザインの類否判断の方法

(1) 形態が変化するデザイン間の類否判断

形態が変化するデザイン間には、形態変化の前後又は一連の変化過程を基準に互いに同じ状態に対比して全体的に判断する(大法院2010ダ23739判決を参考)。

(2) 形態が変化するデザインと形態が変化しないデザイン間の類否判断

形態が変化するデザインの静止状態及び動作中において基本的主体を成す姿が、形態が変化しないデザインと類似していれば類似デザインとみなす。ただし、動作の内容が特異であれば類似しないデザインとみなす。

4) 完成品(部品の総合体)と部品のデザイン間の類否判断の方法

(1) 完成品と部品は非類似物品であるため、法第46条(先願)を適用しない。

(2) 先願された完成品の公開又は公告の前に後願された部品については、完成品に関する先願が公開又は公告された時に、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用して拒絶する。

(3) 公知された部品を利用した完成品は、その部品が公知となったことを理由に拒絶しない。

(4) 公知された完成品に付着している部品のデザインと同一又は類似である部品のデザインは、その完成品により公知されたデザインとみなし、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号を適用する。

(例)イ)「自転車」と「自転車のハンドル」

ロ)「かばん」と「かばん生地」

5) 合成物デザインの類否判断の方法

(1) 合成物とは、数個の構成部分の結合からなる物品であって、一つの物品として取り扱われる。

(例)将棋駒、トランプ、花札、単一の完成形態を持つ組み立て玩具

(2) 合成物のデザインは、構成各片が集められた全体を一つのデザインとみなし、対比判断する。

(3) 完成形態が多様な組み立て玩具のように、構成各片の一つがデザイン登録の対象となる場合、その組み立て玩具と構成各片の類否判断は、上記の完成品と部品のデザインの類否判断に準じて行う。

6) 部分デザインの類否判断の方法

(1) デザインの属する分野における通常の知識を基に、次の各号の要素を総合的に考慮して判

断する。

①デザインの対象となる物品

②部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の機能・用途

③当該物品のうち、部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲

④部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩又はこれらの結合

(2)上記の①ないし④について、一つでも同一でなく、類似している場合、両デザインは類似するデザインとみなし、全部が同一である場合、両デザインは同一のデザインとみなす。ただし、部分デザインとして登録を受けようとする部分以外の形状、又はこれに含まれた模様には差がある場合は、このような差が極めて微細で全体的に審美感が同じである場合のみ両デザインは同一のデザインとみなす。

7)一組の物品のデザインの類否判断は、一組の物品全体として行う。

8)書体デザインの類否判断の方法

出願デザインが次のいずれかに該当する場合には、既存の書体デザインと同一・類似であるものとみなす。

(1)既存の書体の複写や機械的複製に該当する場合

①複写：いかなる加減もなく、そのまま作り直すこと



②機械的複製(模様・太さ)：長体、平体、斜体、若しくは太さの変化などによる書体の複写が生成



③機械的複製(装飾)：輪郭線、陰影又は色区分・色ぼやけ処理などによる書体の複写が生成



(2) 既存書体の部分的変更に該当する場合

- ①部分的変更：構成要素の模様を変更し、又は曲線・傾斜角度を変更する処理などによる書体の模写・変更



※詳細説明：「愛」は、点を丸くした。「一」は、線を切除して切り取った。「A」は、バー(bar)の右側を切除した。

- ②派生書体用の変更：点書体など、出力機の特性に合わせて既存の書体デザインを忠実に再現する変更

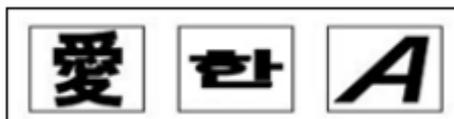


(3) 既存の書体の書体族(字族、ファミリー書体)に該当する場合

- ①書体族(太さ)：既存書体を基に太さの異なる書体を制作すること



- ②書体族(模様)：既存の書体を基に長体・平体・斜体など、模様の異なる書体を作る



- ③書体族(装飾)：既存の書体を基に輪郭線、陰影、輪郭線の応用(内線)など、装飾の異なる書体を制作すること



第6部 その他審査事項

第1章 条約による優先権主張

第2章 出願公開

第3章 情報提供

第4章 優先審査

第5章 再審査

第6章 デザイン一部審査登録出願の審査

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

第8章 画像デザインの審査

第1章 条約による優先権主張

関連法令

<デザイン保護法>

第51条(条約による優先権の主張)①条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又はその他当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用するとき、その当事国又はその他当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に出願の優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にも同様である。

②第1項によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければ、優先権を主張することができない。

③第1項によって優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願の時、デザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を記さなければならない。

④第3項によって優先権を主張した者は、最初に出願した国の政府が認める出願年月日を記した書面及び図面などの謄本をデザイン登録出願日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第3項によって優先権を主張した者が第4項の期間内に同様の項に規定された書類を提出しなかった場合は、その優先権主張は、効力を喪失する。

第188条(条約による優先権主張の特例)第51条第4項を国際デザイン登録出願に適用するとき、「デザイン登録出願日」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日」とする。

工業所有権の保護に向けたパリ協約

(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)

第4条(A-I. 特許、実用新案、産業デザイン、商標発明者証:優先権、G. 特許・適用範囲)

- A. 1. ある同盟国において正式に特許出願若しくは実用新案、デザイン又は商標の登録出願をした者若しくはその承継人は、その他同盟国において出願の目的上、以下で定める期間中に優先権を有する。
2. 各同盟国の国内法令又は同盟国間に締結された両国間或いは多国間の条約によって正規の国内出願に該当するいかなる出願も優先権を発生させるものと認められる。
3. 正規の国内出願とは、出願の結果にかかわらず、当該国に出願した一部を確定するに適合している全ての出願を意味する。
- B. 従って、上記の期間の満了以前にその他同盟国に出した後願は、その期間中に行われた行為、特許、その他出願、当該出願の公表又は実施、当該デザインからなる物品の販売、又は当該商標の使用によって無効にならず、このような行為は、第3者の権利又はいかなる個人所有の権利を発生させない。優先権の基礎となる最初出願日の前に第3者が取得した権利は、各同盟国の国内法令に基づいて留保される。
- C. 1. 上記の優先期間は、特許及び実用新案については12ヶ月、デザイン及び商標については6ヶ月とする。
2. このような期間は、最初出願日より開始する。出願日は期間に算入しない。
3. その末日が保護の請求をする国において法定休日である、又は管轄庁が出願を受け付けることができない日である場合には、その期間は、その次の最初執務日まで延長される。
4. 上記の2項における最初の出願と同一の対象について、同じ同盟国で出した後願は、先願が公衆の閲覧に提供されず、また、いかなる権利も存続させない上、後願日当時に取消、放棄又は拒絶となっており、さらに同先願が優先権主張の根拠になっていない場合には最初出願とみなし、その出願日が優先期間の出発点となる。その後から先願は、優先権主張の根拠にならない。
- D. 1. 先願の優先権を利用しようとする者は、その出願の一部及びその出願をした同盟国の国名を明示した宣言をすることが要求される。各同盟国は、そのような宣言をすべき最終日を決定する。
2. 一部及び国名は、権限のある当局が発行する刊行物、特に、特許及び明細書に関する刊

行物に掲載する。

3. 同盟国は、優先権を申請する者に対して、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面などを含む)の謄本の提出を要求することができる。その出願を受け付けた当局によって認証された謄本は、いかなる公証も必要とせず、いかなる場合でも、その後願日から3ヶ月の期間内にいつでも無料で出されることができる。同盟国は、その謄本に同じ当局が交付する出願の一部を表示する証明書及び翻訳文の添付を要求することができる。
 4. 出願をするときには、優先権の宣言について、その他形式的条件を要求することができない。各同盟国は、この条項における形式的条件に従わなかった場合の効果について定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を超過しない。
 5. その以降には、その他証拠書類が要求される可能性がある。先願の優先権を利用する者は、その出願の番号を明示するように要求されることがあり、その番号は上記の2項で定める方法によって公表される。
- E. 1. ある同盟国において、デザインが実用新案の出願を根拠とする優先権に基づいて出願された場合、その優先期間はデザインに対して定められたものと同様の期間とする。
2. なお、いかなる同盟国においても特許出願を根拠とする優先権に基づいて実用新案を出願することができる。また、その逆も可能である。

<デザイン保護法施行規則>

第6条(書類に使用する言語など)①特許庁及び特許審判院に提出する書類のうち、委任状、国籍証明及び優先権証明書類など、外国語で記された書類以外の書類は、ハングルで記さなければならない。

②第1項によって外国語で記した書類(優先権証明書類は除く)を提出する場合は、ハングル翻訳文を添付しなければならない。

第47条(優先権主張の証明書類の提出など)①法第51条第3項によって優先権を主張する者は、同条第4項によって「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続をする場合は、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

②特許庁長及び特許審判院長は、審査又は審判のために必要な場合、第1項に基づいて優先権を主張した者について1ヶ月以上の期間を決めて優先権主張の証明書類に対する韓国語翻

訳文の提出を要求することができる。

③第2項によって韓国語翻訳文の提出を要求された者は、その期間内に提出しなければならない。ただし、優先権主張証明書類の内容のうち、第35条第1項によって提出したデザイン登録出願書に添付された図面の内容と同一の部分は、韓国語翻訳を省略することができる。

1. 優先権主張の要件

1) 優先権主張ができる者

(1) 優先権主張ができる者は、優先権主張の基礎となる最初出願の出願人と同一でなければならない。

(2) 出願人が同一でない場合には、デザイン登録を受けることができる権利を承継した事実を証明することができる書類を提出しなければならない。

(例) 第1国における最初出願の出願人が2人であり、我が国における出願の出願人が1人である場合には、デザイン登録を受けることができる権利の持ち分を譲り受けた事実を証明しなければならない。

2) 優先権主張の対象となる出願

(1) 優先権主張の基礎となる最初の出願は、デザイン登録出願、特許出願又は実用新案登録出願(工業所有権の保護に向けたパリ協約第4条A. 1. を参考)でなければならない。

(2) 優先権主張の対象となる出願は、最初の出願に基づいて優先権主張をしつつ、最初の出願日から6ヶ月以内に我が国に出願したものでなければならない。

2. 優先権主張の方式

1) 優先権主張の基礎となる最初出願の出願日から6ヶ月以内に我が国において出願しなければならない。

- 2) 出願する時、出願書に優先権主張の趣旨、最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなければならない。
- 3) 優先権主張の趣旨を証明することができる書類を出願日から3ヶ月以内に提出しなければならない。
- 4) 特許庁長は、デザイン審査のために必要である場合、2ヶ月の期間を決めて優先権証明書類に対する韓国語翻訳文の提出を要求することができる。
- 5) 優先権主張に関する書類のうち、図面の記載内容がデザイン登録出願書上の図面と同一である部分については、韓国語翻訳を省略することができる。

3. 優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無の判断

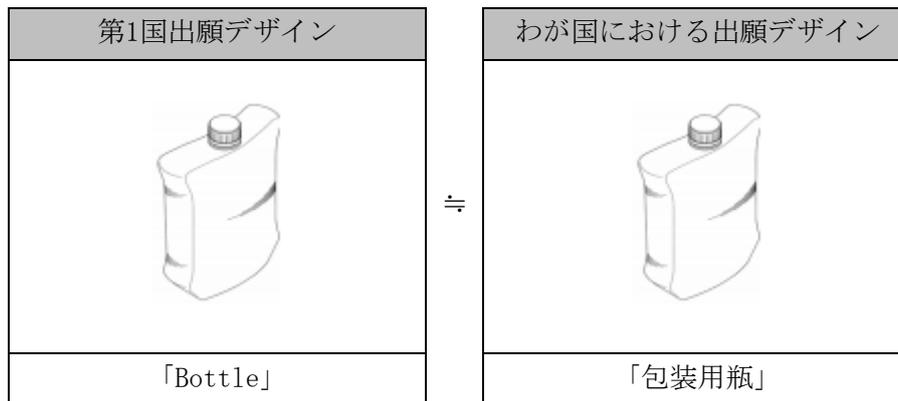
1) 優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無に関する判断の一般原則

- (1) 出願の形式又はデザインを表現する方式にかかわらず、優先権証明書類に表現されたデザインの中であって、我が国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば構わない。
- (2) 我が国において出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているか否かは、当該デザインが属している分野において通常の見識に基づいて優先権証明書類全体の記載内容及び最初に出願した国の制度などを総合的に考慮して判断する。

2) 物品の同一性有無に関する判断方法

- (1) 最初出願デザインの物品名称と我が国における出願デザインの物品名称が異なっても優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するとき、出願デザインが適用される物品の用途・機能が実質的に同一であれば、物品の同一性を認める。
 - (2) 優先権証明書類に記載された物品の名称が多数の物品を包括する名称であるとしても、そのうち一つの物品の名称を我が国の出願書に記した場合には、物品の同一性を認める。
- (例) 優先権主張書類に物品の名称が「Bottle」と書いてあり、図面は飲料用ペットボトルに関するデザインが表現されている。

わが国の出願書には物品の名称が「包装用瓶」と書いてある。



3) デザインの同一性有無に関する判断方法

(1) 第1国と我が国において、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であれば、デザインの同一性が認められる。

(2) 優先権証明書類の記載内容及び物品の特性などを総合的に考慮したとき、導き出されるデザインを我が国において出願した場合には、デザインの同一性が認められる。

(例) 第1国の出願が平面的物品に近い「CADRAN DE MONTRE (腕時計向け文字盤)」のデザインであって、透視図のみが図示されている。

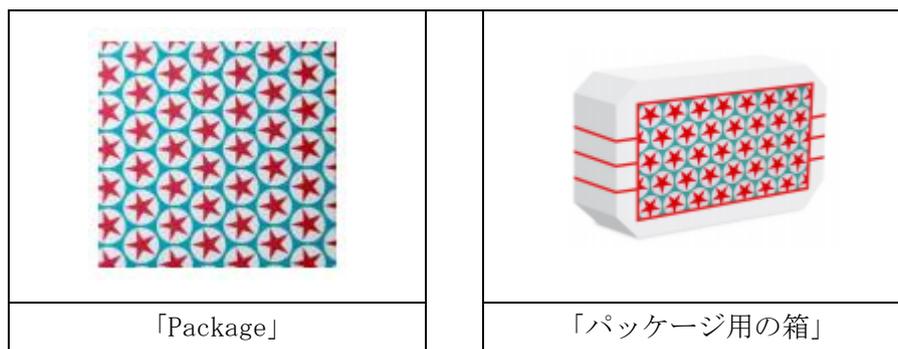
我が国の出願書には、「腕時計向け文字盤」のデザインを実線で表現した1組の図面が図示され、この図面から導き出されたデザインが優先権主張証明書類に表現された斜視図から導き出されるデザインと実質的に一致する。

(3) 優先権証明書類の記載内容などを総合的に考慮しても、登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を限定することができなければ、デザインの同一性は認められない。

(例) 第1国の出願で物品の名称に「Package」と記され、図面には平面的な模様のみが図示されている。

我が国においては部分デザインで出願し、物品の名称を「パッケージ用の箱」と記載し、パッケージ用の箱に関するデザイン全体の一部分にその模様を図示した。





(4) 優先権証明書類にいくつかの物品に関するデザインが表現されている場合、その構成物品の全部又は一部を対象にして規則[別表5](組物物品の区分)に規定された一組のデザインとして出願したのであれば デザインの同一性が認められる。

(5) いくつかの優先権主張に基づいたデザインを結合して構成したデザインを我が国の出願書に表現した場合は、デザインが同一であると認められない。

(例) 第1国における出願が「腕時計の本体」に関するデザインであって、第2国における出願は、「腕時計のバンド」に関するデザインだが、我が国における出願書には完成品に関するデザインである「腕時計」を表現した。

(6) 優先権証明書類に表現されているデザインが完成品のデザインである場合、我が国における出願書にその完成品を構成する一つの部品に関するデザインを表現したのであれば、デザインの同一性が認められない。

(7) 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願だが、我が国において部分デザインとして出願した場合には、デザインの同一性が認められない。

(8) 優先権証明書類に含まれた図面のうち、参考図面に該当する図面に表現されているデザインを我が国において出願した場合には、デザインの同一性が認められない。

[審査官参考] 主要国のデザイン公報ウェブサイト

i) 世界知的所有権機関(WIPO)

- ・ ハーグ・エクスプレス(www.wipo.int/designdb/hague/en/)
- ・ 国際デザイン公報(www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en)

ii) 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)

- ・ デザインビュー(www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html)

iii) 米国特許商標庁 (USPTO)

・ PatFT (patft.uspto.gov)

iv) 日本特許庁 (JP0)

・ J-PlatPat (www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage)

※優先権主張の基礎出願デザインと我が国における出願デザインの同一性有無の判断時に活用

4. 優先権主張の補正

1) 優先権主張の補正は、出願当時に優先権主張をした場合に限って、当該優先権主張についてのみすることができる。

2) 優先権主張の補正は、出願当時の出願書に記載された優先権主張の基礎となる出願のうち、少なくとも一つが優先権主張期間の要件を充足する場合に限ってすることができる。

3) 優先権主張の補正期間

(1) 優先権主張に関する出願書の記載事項(出願国名、出願の種類、出願番号、出願日時、証明書類)が補正できる期間は出願日から3カ月以内である。ただし、明白な誤記を正す場合はそれ以後も可能である。

(2) その他、優先権主張に関する韓国のデザイン登録出願の補正については一般的な補正期間に従う。

5. 優先権主張の不認定の手続

1) 優先権主張が認められなかった場合には、優先権主張不認定予告通知をし、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2) 優先権主張不認定予告通知によって提出された意見にもかかわらず、優先権主張を認めることができない場合には、優先権主張不認定通知をしなければならない。

3) 優先権証明書類が出願日(国際デザイン登録出願の場合には国際公開日)から3ヶ月以内に提出

されなかった場合

- (1) 優先権主張は効力がなく、優先権主張不認定の手続をする必要がない。
- (2) 当該出願について出願公開又は登録広告をする時に、優先権主張をしたにもかかわらず優先権主張証明書類を提出しなかったという事実を記す。

6. 優先権主張の認定の効果

- 1) 優先権主張が認められたデザイン登録出願については、法第33条(デザイン登録の要件)及び第46条(先願)を適用する時、優先権主張の基礎となる出願の最初出願日を我が国において出願した日とみなす。
- 2) 優先権主張が認められたデザイン登録出願は、優先権主張期間以内に出願されたその他デザイン登録出願又は公知となったデザインなどによって拒絶決定されない。

第2章 出願公開

関連法令

<デザイン保護法>

第43条(秘密デザイン)①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定登録日から3年以内の期間を決めて、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインについては、出願されたデザインの全部又は一部に対して請求することができる。

②デザイン登録出願人は、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を支払う日まで第1項の請求をすることができる。ただし、第86条第1項第1号及び第2項によりその登録料が免除された場合には、第90条第2項各号のいずれかによって、特許庁長がデザイン権を設定登録する時まですることができる。

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第1項に基づいて指定した期間を請求によって短縮又は延長することができる。この場合、その期間を延長する場合には、デザイン権の設定登録日から3年を超過することができない。

④特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

1. デザイン権者の同意を得た者が閲覧を請求した場合
2. その秘密デザインと同一又は類似デザインに関する審査、デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審及び訴訟の当事者又は参加人が閲覧を請求した場合
3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者が閲覧を請求した場合
4. 法院又は特許審判院が閲覧を請求した場合

⑤第4項によって秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断に撮影・複写などの方法によって取得し、又は知った内容を漏洩してはならない。

⑥第52条による出願公開申請をした場合には、第1項による請求は、撤回されたものとみなす。

第46条(先願)①同一又は類似デザインに対して相違する日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似デザインに対して同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた1のデザイン登録出願者のみそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たない、又は協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下・放棄される、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者が行ったデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、最初からなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告するように命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第52条(出願公開)①デザイン登録出願人は、産業通商資源部令の定めによって自己のデザイン登録出願に対する公開を申請することができる。この場合、複数デザイン登録出願に対する公開は、出願されたデザインの全部又は一部について申請することができる。

②特許庁長は、第1項による公開申請があり場合には、そのデザイン登録出願について、第212条によるデザイン公報(以下「デザイン公報」という)に掲載して出願公開しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、出願公開をしないことができる。

③第1項による公開申請は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録決定の謄本が送達された後にはすることができない。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)特許庁長は、第46条第2項後段によって第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデ

デザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第189条(出願公開の特例) 国際デザイン登録出願に対しては、第52条を適用しない。

第190条(出願公開効果の特例) 第53条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用するとき、「第52条による出願公開」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開」とし、同条第2項及び第6項を国際デザイン登録出願に対して適用するとき、「第52条により出願公開された」は、それぞれ「ハーグ協定第10条(3)により国際登録公開された」とする。

<デザイン保護法施行令>

第2条(出願公開しない場合の通知) 特許庁長は「デザイン保護法」(以下「法」という)第52条第2項但し書きにより出願公開をしない場合には、その趣旨と理由をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

<デザイン保護法施行規則>

第48条(デザイン登録出願公開申請など) ①法第52条第1項によってデザイン登録出願に対する公開を申請しようとする者は、別紙第6号書式のデザイン登録出願公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、デザイン登録出願と同時に公開を申請する場合には、法第37条によるデザイン登録申請書にその趣旨を記すことであって、その申請書に代替することができる。

②デザインに関する手続をする者が第1項による出願公開の申請を取り下げようとする場合には、デザイン登録出願公開申請書を提出した日から10日以内に「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下書を提出しなければならない。

③代理人によって第1項に基づくデザイン登録出願公開申請書又は第2項に基づいた取下書を提出しようとする場合には、その代理権を証明する書類を提出しなければならない。

第61条(デザイン登録公告日及びデザイン登録出願の公開日)①デザイン登録公告日又はデザイン登録出願の公開日は、当該デザイン登録出願が公告され、又は公開された趣旨を掲載した法第212条及び令第10条第1項に基づく登録デザイン公報(以下「登録デザイン公報」という)又は公開デザイン公報(以下「公開デザイン公報」という)が発行された日とする。

②第1項にもかかわらず、デザイン一部審査登録された秘密デザインに対するデザイン一部審査登録の異議申立の場合は、令第10条第2項各号外の部分の但し書きによって、当該デザインの図面又は写真、デザインの説明及び創作内容の要点が掲載された登録デザイン公報が発行された日をそのデザインの登録公告日とみなす。

1. 出願公開の区分

1) 出願人の申請による出願公開

- (1) 出願人は、自己のデザイン登録出願に対する出願公開を申請することができる。
- (2) 複数デザイン登録出願の場合、出願公開申請は、デザインの全部又は一部に対してすることができる。
- (3) 出願公開申請は、その出願に対する最初の登録可否決定の謄本が送達された後にはすることができない。
- (4) 出願公開申請があった場合には、法第43条(秘密デザイン)による秘密デザイン請求は、撤回されたものとみなす。

2) 法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による出願公開

同一又は類似デザインについて、同じ日に出願された2以上のデザイン登録出願について、登録を受ける一つのデザインを決めるための協議が成立しない、又は協議ができず、法第46条(先願)第2項によって拒絶決定が確定された出願は、特許庁長が公開する。

2. 出願公開の承認

審査官は、デザインの仮分類日又は出願公開申請書の移送日のうち、後の日から10日以内に出願公開申請に対する承認可否を決定する。

3. 公開デザイン公報

- 1) 出願公開申請があった場合には、その出願に関する事項を公開デザイン公報に掲載する。
- 2) 法第46条(先願)第2項によって拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、その出願に関する事項を公開デザイン公報に掲載する。

4. 出願公開の例外

- 1) 出願されたデザインが与える意味及び内容などが一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがある場合には、出願公開をしないことができる。
- 2) 上記の1)に該当するか否かについては、法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する基準により判断する。
- 3) 出願公開をしない場合には、その趣旨と理由を出願人に通知しなければならない。
- 4) 法第189条(出願公開の特例)により国際デザイン登録出願に対しては、出願公開を適用しない。

第3章 情報提供

関連法令

<デザイン保護法>

第55条(情報提供) 誰でもデザイン登録出願されたデザインが第62条第1項の各号のいずれかに該当するため、デザイン登録を受けることができないという趣旨の情報を証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインと類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。
- ⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

<デザイン保護法施行規則>

第49条(デザイン登録出願に対する情報提供)法第55条によって情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 刊行物などの証拠書類1通
2. 代理人によって手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

1. 出願に対する情報の提供

法第55条(情報提供)によって、誰でも出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項各号のいずれかに該当するため、登録を受けることができないという趣旨の情報をその証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

2. 情報が提供された出願に対する審査

- 1) 情報が提供された出願に対する審査において、その情報及び証拠を法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。
- 2) デザイン一部審査登録出願の場合にも、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、提供された情報及び証拠を同条第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。

3. 情報提供者に対する情報の活用可否の通知

- 1) 情報が提供された出願に対して登録決定を通知する時、情報提供者に情報・証拠の採択可否及び当該出願に対する登録可否の決定事実を通知する。
- 2) 一つの出願について、同一の者が同一の情報及び証拠をもって、1回以上、情報を提供した場合には、情報・証拠の採択可否及び当該出願に対する登録可否決定の事実を1回のみ通知すれば問題ない。
- 3) 情報が提供されたデザイン一部審査登録出願について、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、登録決定をする場合に、提供された情報及び証拠がデザイン一部審査登録の異議申立の理由に該当すれば、情報提供者にデザイン一部審査登録の異議申立をすることができるという事実を同時に通知する。

第4章 優先審査

関連法令

<デザイン保護法>

第61条(優先審査)①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するデザイン登録出願については、審査官にその他デザイン登録出願より優先して審査するようすることができる。

1. 第52条による出願公開の後、デザイン登録出願人でない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合
2. 大統領令で定めるデザイン登録出願であって、緊急に処理する必要があると認められる場合

②特許庁長は、複数デザイン登録出願について、第1項によって優先審査をする場合には、第1項各号のいずれかに該当する一部デザインのみ優先して審査するようすることができる。

第192条(優先審査の特例)第61条第1項第1号を国際デザイン登録出願に対して適用するとき、「第52条による出願公開」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開」とする。

<デザイン保護法施行令>

第6条(優先審査の対象)法第61条第1項第2号において「大統領令で定めるデザイン登録出願」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、特許長が定めるデザイン登録出願をいう。

1. 防衛産業分野におけるデザイン登録出願
2. グリーン技術[温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技術を含む)など、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することであって、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術]と直接係っている

デザイン登録出願

3. 輸出促進と直接係っているデザイン登録出願
4. 国及び自治体の職務に関するデザイン登録出願（「高など教育法」による国立・公立学校の職務に係るデザイン登録出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項によって国立・公立学校に設置した技術移転・事業化に関する業務を専従する組織がしたデザイン登録出願を含む）
5. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業のデザイン登録出願
6. 「中小企業の技術革新促進法」第15条によって技術革新型中小企業に選定された企業のデザイン登録出願
7. 「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償の優秀企業に選定された企業のデザイン登録出願
- 7の2. 「発明振興法」第24条2により知識財産経営認証を得た中小企業のデザイン登録出願
- 7の3. 「産業デザイン振興法」第6条によりデザインが優秀な商品として選ばれた商品に関するデザイン登録出願
8. 国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に関するデザイン登録出願
9. 条約による優先権主張の基礎となるデザイン登録出願（当該デザイン登録出願を基礎とする優先権主張によって外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるものに限定する）
10. デザイン登録出願人がデザイン登録出願されたデザインを実施している、又は実施を準備中であるデザイン登録出願
11. 電子取引と直接係っているデザイン登録出願
12. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意したデザイン登録出願
13. 優先審査を申請しようとする者がデザイン登録出願されたデザインについて専門機関に先行デザインの調査を依頼した場合であって、調査結果を特許庁長に通知するように専門機関に要請したデザイン登録出願
14. 人工知能又はモノのインターネット等、第4次産業革命に直接関連する技術を活用したデザイン登録出願（2018. 1. 2施行）

第7条（優先審査の申請など）①優先審査を申請しようとする者は、産業通商資源部令で定める

優先審査申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による優先審査申請を受けた場合には、優先審査の可否を決定しなければならない。

③第2項による優先審査可否の決定に必要とされる事項は、特許庁長が定めて告示する。

<デザイン保護法施行規則>

第57条(優先審査の申請)法第61条によって優先審査を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定めた事項を記した優先審査申請説明書1通
2. 代理人によって手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

<デザイン優先審査の申請に関する告示>

第3条(優先審査の申請人)出願があったときには、誰でも特許庁長にその出願について優先審査の申請をすることができる。ただし、第4条第2号二目による出願は、国及び当該自治体(国・公立学校の中に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみが優先審査の申請をすることができる。

第4条(優先審査の申請対象)優先審査の申請対象は、出願時又は出願中にある出願であって、次の各号のいずれかに該当する出願とする。

1. 出願公開(国際デザイン登録出願の場合は、国際登録公開)の後、デザイン登録出願人でない者が出願したデザインを業として実施していると認められる場合
2. 「デザイン保護法施行令」第6条で定める出願であって、緊急処理が必要であると認められる次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ. 防衛産業分野における出願であって、「防衛事業法」第34条、同法施行令第39条、同法施行規則第27条及び第28条による防衛産業物資に関する出願
 - ロ. グリーン技術[温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技術を

含む)など、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することであって、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術]と直接係っている出願

ハ. 輸出の促進と直接係っている出願

二. 国及び自治体の職務に関する出願(「高など教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項によって国・公立学校に設立された技術の移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)

ホ. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業の出願

ヘ. 「中小企業の技術革新促進法」第15条によって技術革新型中小企業に選定された企業の出願

ト. 「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償の優秀企業に選定された企業の出願。又は「発明振興法」第24条の2により知的財産経営認証を受けた企業の出願

チ. 「産業デザイン振興法」第6条によりデザインが優秀な商品として選ばれた商品に関する出願

リ. 国の新技術開発支援事業の結果に関するものであって、次のいずれかに該当する出願

(1) 「産業技術革新促進法」第2条による産業技術革新事業

(2) 「中小企業の技術革新促進法」第10条第1項による技術革新事業

(3) 「エネルギー法」第12条によるエネルギー技術開発事業

(4) 「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発・利用・普及促進法」第11条による新・再生可能エネルギー技術開発事業

(5) 「産業融合促進法」第24条による産業融合事業

(6) 「情報通信産業振興法」第8条による情報通信技術開発事業

(7) 「科学技術基本法」第11条による国家研究開発事業

(8) 「1人創造企業の育成に関する法律」第11条第1項による1人創造企業の技術開発事業

(9) その他国が遂行する新技術開発事業

ヌ. 国の品質認証事業の結果に関するものであって、次のいずれかに該当する出願

(1) 「産業技術革新促進法」第16条及び同法施行令第18条によって新商品の認証を受けた商品に関する出願

(2)「産業融合促進法」第13条及び同法施行令第14条によって産業融合新商品の適合性認証を受けた商品に関する出願

(3)その他国が遂行する品質認証事業の結果に関する出願

ル. 条約に基づく優先権主張の基礎となる出願(当該出願を基礎とする優先権主張によって、外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるもののみ該当する)

ロ. デザイン登録出願人が出願されたデザインを実施している、又は実施を準備中である出願

ワ. 電子取引と直接係っている出願

カ. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した出願

コ. 優先審査を申請しようとする者が出願されたデザインについて「デザイン保護法」第59条による専門機関(以下「専門機関」という)のうち、次のいずれかに該当する機関に先行デザイン調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するようその専門機関に要請した出願(当該専門機関が優先審査を申請してから、1ヶ月以内に別紙第1号書式の優先審査用先行デザイン調査の結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する)

(1)財団法人韓国特許情報院

(2)株WIPS

[別表]優先審査の申請に関する証憑書類(第5条第1項第1号イ目関連)

申請理由 (関連条文)	証憑書類
第3者が業として実施している出願(第4条第1号)	第3者が業として実施していることを立証する書類(写真、カタログなど)
防衛産業分野の出願(第4条第2号イ目)	第4条第2号イ目による出願に該当することを立証する出願
グリーン技術などと直接係っている出願(第4条第2号ロ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 国家機関から研究開発などのための資金支援を受けたことを立証する書類(技術開発事業の選定公告など) 2. 金融機関からグリーン技術に関する金融支援を受けたことを立証する書類(貸出実績書など) 3. 環境マーク認証書、炭素成績表示認証書、新技術認証書、技術権証書(発行機関：韓国環境産業技術院) 4. 優秀リサイクル商品認証書(発行機関：知識經濟部技術標準院) 5. その他、国からグリーン技術に関する金融支援又は認証を受けたことを立証する書類

輸出促進に直接係っている出願(第4条第2号ハ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 輸出実績の立証書類 2. 信用状の到着を立証する書類 3. デザイン権を必要とする輸出品購入者からの要請があったことを立証する書類 4. 輸出契約の立証書類 5. 国際標準の採択手続が進行中である、又は国際標準に採択され輸出促進に貢献していることを立証する書類 6. その他、輸出促進と直接係っていることを立証する書類
国及び自治体の職務に関する出願(第4条第2号二目)	国及び自治体の職務に関する出願に該当することを立証する書類
ベンチャー企業の出願、技術革新型中小企業の出願、又は職務発明補償の優秀企業に選定された企業の出願(第4条第2号ホ目、ヘ目、ト目)	次の第1号と第2号に該当する各々の書類 1. 出願されたデザインとベンチャー企業、技術革新型の中小企業及び職務発明補償の優秀企業の業種との関連性を立証する書類(例:事業者登録書など) 2. ベンチャー企業の出願である場合は、「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業確認書、技術革新型中小企業の出願である場合には、「中小企業の技術革新促進法」第15条による技術革新型中小企業に選定されたことを立証する書類、「発明振興法」第11条の2による職務発明補償の優秀企業に選定されたことを立証する書類、知的財産経営認証を受けた企業の出願である場合は「発明振興法」第24条の2による知的財産経営認証を受けた企業であることを立証する書類
優秀デザインに選ばれた商品に関する出願(第4条第2号チ目)	「産業デザイン振興法」第6条により優秀デザインに選ばれたことを立証する書類
国による新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に関する出願(第4条第2号リ目、ヌ目)	国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に該当することを立証する書類
条約による優先権主張の基礎となる出願(第4条第2号ル目)	条約による優先権主張の基礎となる出願であることを立証する書類(外国特許庁に提出した出願書の写本など)
出願人が出願されたデザインを実施中である出願(第4条第2号ヲ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 実施品の実物写真、実物の写真が写っているカタログ 2. 税金計算書、取引明細表、納品確認書、供給契約書 3. その他、実施中であることを立証する書類
出願人が実施を準備中である出願(第4条第2号ヅ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 試作品の実物の写真、見本、実物の写真が写っているカタログ 2. 創業投資会社・新技術事業投資組合などからの投資実績書 3. 銀行などからの貸出実績書

	4. 出願されたデザインの実施に関する契約書 5. 国及び自治体が主催したデザイン公募に出品したことを立証する書類 6. その他に実施を準備中であることを立証する書類
電子取引と直接係っている出願(第4条第2号ワ目)	電子取引と直接係っていることを立証する書類
外国特許庁長と優先審査に合意した出願(第4条第2号カ目)	特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した事実を立証する書類

1. 優先審査の要件

1) 優先審査の申請対象

- (1) 出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)の後、出願人でない者が出願人の許諾なく、業として出願されたデザインを実施していると認められる場合
- (2) 令第6条(優先審査の対象)によって「デザイン優先審査の申請に関する告示」第4条(優先審査の申請対象)で定めた出願のいずれかに該当する場合

2) 優先審査の申請人

- (1) 出願人は勿論、誰でも優先審査を申請することができる。
- (2) 国及び自治体の職務に関する出願(「高など教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項により国・公立学校に設置された技術移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)については、国及び当該自治体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみが優先審査を申請することができる。
- (3) 優先審査申請の要件を備えた企業であって、法人でない場合にはその代表者が優先審査を申請することができる。
- (4) 出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)の後、デザイン登録出願人でない者が業として実施中である場合、その者も優先審査を申請することができる。

3) 優先審査の申請手続

(1) 優先審査申請書

- ①優先審査の申請人は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書を提出しなければならない。
- ②複数デザイン登録出願である場合には、デザインの全部又は一部に対して、優先審査を申請することができる。ただし、国際デザイン登録出願である場合は、デザイン全部に対して優先審査を申請しなければならない。

(2) 優先審査申請の説明書

優先審査申請書には、「デザイン優先審査の申請に関する告示」別紙第2号書式のデザイン優先審査申請説明書(優先審査の申請に関する証憑書類を含む)を添付しなければならない。

(3) 優先審査の申請に関する証憑書類

- ①それぞれの申請理由に該当する客観的に証憑書類を一つ以上添付しなければならない。
- ②国及び自治体の出願である場合には、特別な理由がない限り、証憑書類の提出がなくても、国及び自治体の職務として認めることができる。

2. 優先審査申請の補正及び補完

1) 優先審査申請の補正及び返戻

優先審査申請が法令で定める方式に違反する場合には、特許庁長の名義で補正を命じる、又は返戻しなければならない。

2) 優先審査申請の補完指示

- (1)優先審査申請に補完事項がある場合には、1ヶ月以内の期間を決めて審査官の名義で補完を指示しなければならない。
- (2)令第6条(優先審査の対象)第10号により「デザイン登録出願されたデザインを実施している、又は実施を準備中のデザイン登録出願」を理由に優先審査を申請する場合に提出された証憑書類のうち実物の写真、見本又は実物写真が収録されたカタログと出願デザインの間で同一性が認められないときには、補完を指示しなければならない。

3. 優先審査申請の却下

優先審査申請が次のいずれかに該当する場合には、その理由を記して却下通知を発送する。ただし、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合、一つのデザインであっても次のいずれかに該当する場合も、却下通知を発送する。

- 1) 「デザイン優先審査の申請に関する告示」第4条による優先審査の申請対象にならない場合
- 2) 優先審査申請があった出願の正常的な審査着手の予定時期が優先審査申請に関する書類を移送された日から2ヶ月以内である場合
- 3) 優先審査申請に対する補正書又は補完書類を指定期間以内に提出しない場合
- 4) 優先審査申請について提出された補正書又は補完書によっても当該事項が解消されない場合

4. 優先審査の決定

1) 優先審査の決定通知

優先審査の申請があった出願が優先審査の要件を充足する場合には、優先審査決定書を発送する。ただし、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合には、いずれのデザインが優先審査の要件を充足する場合のみ該当する。

2) 優先審査の決定期限

- (1) 審査官は、物品の仮分類日又は優先審査申請書の審査官移送日のうち、後の日から10日以内に優先審査の可否を決定して通知する。
- (2) 優先審査申請書に対する補正書・補完書が提出された場合には、補正期間などの満了日又は当該書類の審査官移送日のうち、後の日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知す

る。

- (3) 優先審査申請対象の可否に関する関係機関の意見書又は優先審査審議協議会の決定書が移送された場合には、当該書類の審査官移送日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知する。
- (4) 出願人が専門機関に先行デザイン調査を依頼した場合には、専門機関の優先審査向けの先行デザイン調査の結果報告書の審査官移送日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知する。

5. 優先審査の決定後の審査着手期限

- 1) 優先審査を決定した出願に対する審査は、優先審査決定書の発送日から45日以内に着手する。
- 2) 優先審査出願に対して提出された意見書及び補正書は、審査官移送日から45日以内に処理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定期間の満了日から1ヶ月以内に処理する。
 - (1) 指定期間の満了日まで意見書又は補正書を提出しなかった場合
 - (2) 提出された意見書又は補正書によっても拒絶理由が解消されず、万が一、審査官移送日から45日以内に処理したら、指定期間の満了日がまだ経過しない場合

第5章 再審査

関連法令

<デザイン保護法>

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する内容の補正ができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する内容の補正ができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期に行うことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求する時
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものとみなす。

第64条(再審査の請求)①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願についてデザイン登録拒絶決定(再審査によるデザイン登録拒絶決定は除く)の謄本を送達された日から30日(第

17条第1項によって第120条に基づいた期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)以内に第48条第1項から第3項までの規定による補正をして、デザイン登録出願に対して再審査を請求することができる。ただし、第120条による審判請求がある場合にはその限りでない。

②デザイン登録出願人は、第1項による再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項本文による要件を備えて再審査が請求された場合、そのデザイン登録出願について、従来に行われたデザイン登録拒絶決定は、取り消されたものとみなす。

④第1項による再審査の請求は、取り下げることができない。

1. 再審査請求の対象

1) 再審査を請求することができる出願

デザイン登録拒絶決定の謄本の送達を受けた後、一定期間以内に出願書の記載事項、図面の記載事項及び図面、写真又は見本を補正して法第64条(再審査の請求)によって再審査を請求することができる。

2) 再審査を請求することができない場合

従来の再審査による拒絶決定がある、又は法第120条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判)による拒絶決定不服審判の請求がある場合には再審査を請求することができない。

2. 再審査請求の手続

1) 再審査請求の方法

(1) 補正書の「その他事項」の欄に再審査請求の趣旨を表示しなければならない。

(2) 再審査を請求する場合において、出願の補正ができる。

(3)再審査を請求する時に、意見書を共に提出することができる。

2)再審査請求の期限

(1)デザイン登録拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内に請求しなければならない。

(2)法第17条(期間の延長など)第1項によって法第120条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判)に基づいた期間が延長された場合には、その延長期間以内に請求しなければならない。

3. 再審査が請求された出願の審査

1)再審査着手の期限

再審査が請求された出願については、再審査を請求する補正書の審査官移送日から1ヶ月以内に審査に着手する。

2)再審査の範囲

再審査が請求された出願については、再審査請求の対象でない事項に対しても審査官職権で審査することができる。

3)再審査が請求された出願に対する処理方法

(1)再審査の請求が適法した場合には、当初の拒絶決定は取り消されたものとみなす。

(2)再審査によっても当初の拒絶理由が解消されない場合には、拒絶決定をする。

(3)再審査によって当初の拒絶理由が解消され、新しい拒絶理由が見つからない場合には、登録決定をする。

(4)再審査によって新しい拒絶理由が見つかった場合には、意見提出通知をして、一般の審査手続に従う。

第6章 デザイン一部審査登録出願の審査

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分(第42条は除く)及び書体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録又は表示若しくは印刷などに使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号などの形態を含む)をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件をすべて取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入する、若しくはその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為をいう。

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかの一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知された、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン

3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似デザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が次の各号のいずれかの一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかの一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたほかのデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似している場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と相違するデザイン登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかの一つに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国章又は国際機関などの文字、若しくは標識と同一又は類似デザイン
2. デザインが与える意味又は内容などが一般人の通常的な道德観念、若しくは善良な風俗に合わない、又は公共の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に関わる物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン
4. 物品の機能確保に不可欠な形状のみで成り立つデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)としか類似していないデザイン(以下「関連デザイン」という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日

から1年以内にデザイン登録出願された場合に限り、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとしか類似していないデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対し、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第37条(デザイン登録出願)①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を書いたデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の名前及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の名前及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の名前)
3. デザインの対象となる物品及び第40条第2項による物品類(以下「物品類」という)
4. 単独のデザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下「関連デザイン登録出願」という)の有無
5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項によって関連デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限り該当する)
6. デザインを創作した者の名前及び住所
7. 第41条による複数デザイン登録出願の有無
8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)
9. 第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合に限り該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を書いた図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象となる物品及び物品類
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)

③デザイン登録出願人は、第2項の図面に代わり、デザインの写真又は見本を提出することができる。

④デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、当該物品に対してはデザイン一部審査登録出願としてのみ出願することができる。

⑤第1項から第4項までの規定以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第46条(先願)①同一又は類似デザインに対して相違する日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似デザインに対して同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた1のデザイン登録出願者のみそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たない、又は協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下・放棄される、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者が行ったデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、最初からなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告するように命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していない、又は同項のただし書きによりデザイン登録が受けられない場合

2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄された、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5. 基本デザインと類似しない場合

6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由の通知)①審査官は、第62条によりデザイン登録拒絶決定をする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由をいい、以下「拒絶理由」という)を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対し拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記さなければならない。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分など)①法第40条第2項の規定による物品類の区分は、「産業デザインの国際分類の制定に向けたロカルノ協定」に基づく別表4にする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項の前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項の規定による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. デザイン一部審査登録出願をすることができるデザイン

1) 一部審査出願をすることができる物品に指定されていない物品のデザインが一部審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項に違反するため、登録を受けることができない。

2) デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインの範囲は以下のとおりである。

規則[別表4](物品類の区分)のうち、次のいずれかの物品類に属する物品に関するデザインに限定する。

- (1) 第2類(衣類及びファッション雑貨)
- (2) 第5類(繊維製品、人造及び天然シート織物類)
- (3) 第19類(文房具、事務用品、画材、教材)

2. デザイン一部審査登録出願に対する審査の範囲

デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項、第3項及び第4項によって次のとおりに審査する。

1) 審査しない登録要件

デザイン一部審査登録出願に対しては、第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号、第2項(容易創作)のうち公知デザインによる容易創作、第3項(拡大された先願)、第35条(関連デザイン)第2項(自己の関連デザインのみと類似デザイン)及び第46条(先願)第1項・第2項は適用しない。ただし、同一人が同一デザインに対して2以上のデザイン登録出願があり、これを審査官が別途の先行デザイン調査などなして認知した場合、第46条(先願)第1項・第2項を適用することができる。

2) 審査する登録要件

デザイン一部審査登録出願が次のいずれかに該当する場合には、上記の1)にもかかわらず、拒絶決定をしなければならない。

(1) 法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文による工業上利用可能性がない場合

(2) 法第33条(デザイン登録の要件)第2項の規定のうち、国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩(周知デザインを含む)、又はこれらの結合による容易創作に該当する場合

(3) 関連デザインとして出願された一部審査登録の出願が次のいずれかに該当する場合

① 関連デザイン登録出願される、又は関連デザイン登録されたデザインを基本デザインとして表示した場合

② 基本デザインのデザイン権が消滅(存続期間の満了、年次登録料の未納による消滅、取消決定又は無効審決の確定など)した場合

③ 基本デザインとして表示されたデザイン登録出願が無効・取下・放棄となる又は拒絶決定が確定された場合

④ 出願人が基本デザインのデザイン権者(又は出願人)と異なる場合

- ⑤デザインが基本デザインと類似しない場合
- ⑥基本デザインの出願日から1年が経過した後に出願された場合
- ⑦基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されている場合
- ⑧2014年6月30日以前の登録デザイン又は出願デザインを基本デザインとしているものであって、2015年7月1日以降に出願された場合

3) 情報提供がある場合の審査範囲

デザイン一部審査登録出願に対して第55条(情報提供)による情報及び証拠の提供がある場合には、上記の1)にもかかわらず、その証拠資料に基づいて拒絶決定をすることができる。

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

関連法令

<デザイン保護法>

第68条(デザイン一部審査登録の異議申立)①誰でもデザイン一部審査登録出願によってデザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録の公告日から3ヶ月になる日までであつて、そのデザイン一部審査登録が次の各号のいずれかに該当することを理由に特許庁長にデザイン一部審査登録異議申立をすることができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録については、各デザイン毎にデザイン一部審査登録の異議申立をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条、第34条、第35条第2項・第3項、第39条及び第46条第1項・第2項に違反する場合
3. 条約に違反する場合

②デザイン一部審査登録の異議申立をする者(以下「異議申立人」という)は、次の各号の事項を記したデザイン一部審査登録の異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 異議申立人の名前及び住所(法人である場合は、その名称及び営業所の所在地)
2. 異議申立人の代理人がいる場合は、その代理人の名前及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名所、事務所の所在地及び指定された弁理士の名前)
3. デザイン一部審査登録異議申立の対象となる登録デザインの表示
4. デザイン一部審査登録異議申立の趣旨
5. デザイン一部審査登録異議申立の理由及び必要である証拠の表示

③審査長は、デザイン一部審査登録異議申立があったときは、デザイン一部審査登録異議申立書の副本をデザイン一部審査登録異議申立の対象となった登録デザインのデザイン権者に送達し、期間を決めて答弁書提出する機会を与えなければならない。

④デザイン一部審査登録異議申立については、第121条第4項を準用する。

第69条(デザイン一部審査登録異議申立の理由などの補正) 異議申立人は、デザイン一部審査登録の異議申立をした日から30日以内にデザイン一部審査登録異議申立書に記した理由及び証拠を補正することができる。

第71条(デザイン一部審査登録異議申立の審査における職権審査) ①デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が主張していない理由についても審査することができる。この場合、デザイン権者又は異議申立人に期間を決めてその理由に関する意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

第73条(デザイン一部審査登録の異議申立てに対する決定) ①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間が経過した後にデザイン一部審査登録の異議申立てに対する決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条による期間が経過した後の決定をもち、デザイン一部審査登録の異議申立てを却下することができる。

③審査官合議体は、デザイン一部審査登録の異議申立てに理由があると認められたときには、その登録デザインを取り消すという趣旨の決定(以下「デザイン登録取消し決定」という)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定されたときには、そのデザイン権は最初からなかったものとみなす。

⑤審査官合議体は、デザイン一部審査登録の異議申立てに理由がないと認められたときに

は、その異議申立てを棄却するという趣旨の決定(以下「異議申立棄却決定」という)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録の異議申立てに対する却下決定及び異議申立棄却決定に対しては不服することができない。

第75条(デザイン一部審査登録異議申立の取下)①デザイン一部審査登録の異議申立は、第71条第1項後段による意見陳述の通知又は第74条第2項による決定の謄本が送達された後には取り下げることができない。

②デザイン一部審査登録の異議申立を取り下げれば、その異議申立は最初からなかったものとみなす。

1. 異議申立の要件

1) 異議申立人

デザイン一部審査登録に対しては、誰でも法第68条(デザイン一部審査登録の異議申立)によって異議申立をすることができる。

2) 異議申立の理由

(1) 法第27条(外国人の権利能力)、第33条(デザイン登録の要件)、第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)、第35条(関連デザイン)、第2項(関連デザインのみと類似デザイン)、第3項(基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されているデザイン)、第39条(共同出願)及び第46条(先願)第1項(同一又は類似デザインに対して異なる日に出願)、第2項(同一又は類似デザインに対して同じ日に出願)に違反する場合

(2) 法第3条(デザイン登録を受けることができる者)第1項に違反する場合

(3) 条約に違反する場合

3) 異議申立の手続

(1) 異議申立の期間

デザイン一部審査登録の異議申立は、デザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録公告日から3ヶ月になる日までに行わなければならない。

①「デザイン一部審査登録公告日」とは、該当するデザイン一部審査登録が掲載された登録デザイン公報が発行された日である。

②法第43条(秘密デザイン)により秘密デザインとして登録されたデザイン一部審査登録に対する異議申立は、デザイン権が設定登録された日からそのデザインに関する秘密が解除され、図面などが掲載された登録デザイン公報の発行日から3ヶ月以内に行わなければならない。

(2) 複数デザイン登録に対する異議申立の単位

複数デザイン登録出願によるデザイン登録に対しては、各デザイン毎に異議申立をしなければならない。

(3) 異議申立理由などの補正

異議申立人は、異議申立をした日から30日以内に異議申立理由及び証拠を補正することができる。

(4) 異議申立の却下

① 異議申立書の却下

異議申立書が法令で定める方式に違背する場合、指定期間以内にこれを補正しなければ、異議申立書の副本を送付せず、これを却下する。

② 異議申立の決定却下

① 異議申立期間が経過して異議申立をした場合など、補正が不可能である異議申立については、決定をもってこれを却下する。

② 異議申立人が異議申立理由などの補正期間以内にその理由及び証拠を提出しなかった場合には、異議申立書の副本をデザイン権者に送付せず、異議申立日から30日が経過した後、決定をもって当該異議申立を却下する。

③ 異議申立に対する却下決定については、不服することができない。

4) 異議申立の取下

次のいずれかに該当する場合を除くし、異議申立を取り下げることができる。

- (1) 法第71条(デザイン一部審査登録異議申立の審査における職権審査)第1項後段による意見陳述の通知があった後
- (2) 第74条(デザイン一部審査登録の異議申立に対する決定方式)第2項による決定謄本が送達された後

2. 異議申立の審査手続

1) 異議申立書の副本送達及び答弁の提出

- (1) 審査官合議体の長(以下「審査長」という)は、異議申立があったときにはデザイン権者に異議申立書の副本を送達し、期間を決めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。
- (2) 審査長は、異議申立があったときには、その趣旨を当該デザイン権の専用実施権者、又はその他デザインについて登録をした権利を有する者に通知しなければならない。
- (3) 審査長は、補正された異議申立理由などについてもデザイン権者などに答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

2) 異議申立に対する審査の範囲

(1) 職権審査

- ① 異議申立に関する審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が申し立てていない理由についても審査することができる。
 - ② 上記の①の場合、デザイン権者又は異議申立人に期間を決めてその理由について意見を陳述することができる機会を与えなければならない。
- (2) 異議申立に関する審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

3) 異議申立に対する決定

- (1) 審査官は、次の期間が過ぎた後に異議決定をしなければならない。

- ①法第68条(デザイン一部審査登録の異議申立)第3項による答弁書の提出期間
 - ②法第69条(デザイン一部審査登録の異議申立理由などの補正)による異議申立理由などの補正期間
 - ③法第71条(デザイン一部審査登録異議申立の審査における職権審査)第1項による意見書の提出期間
 - ④法第78条(準用規定)において準用する法第145条(証拠調査及び証拠保存)第5項による意見書の提出期間
- (2) 審査官合議体は、異議申立が理由ありと認められる場合には、デザイン登録取消決定をしなければならない。異議申立が理由なしと認められる場合は、棄却決定をしなければならない。
- (3) 異議申立の棄却決定に対しては、不服することができない。

第8章 画像デザインの審査

1. 成立要件

1) 画像デザインの定義

物品の液晶画面など、表示部に表示される模様・色彩、又はこれらの結合(動く画像を含む)をいう。

※物品の「表示部」とは、文字又はイメージなどを視覚的に表すために存在する物理的な画面をいう。

2) 画像デザインの成立要件

デザインの一般的成立要件に従う。

(1) 画像デザインの物品性

① 画像デザインとして物品性を有していない場合

物品内に表示部を特定できず光の投射(Projection)により、(例1)のように具現される場合には、物品性を有していないものとみなす。また、一時的に具現される画像であっても、(例2)のように物理的な表示部が特定されない場合及び(例3)のように画像が表示される物品が共に図示されない場合も、物品性を有していないものとみなす。ただし、(例4)のように投射される物品及び物品の表示部を特定できる場合には、例外とする。

(例1) 物品内に表示部がなく、表示される対象を特定できず、投射により具現させる「キーボード」、物品内に表示部が特定されない「時計」



(例2) 電源を通じて表示される模様、色彩に当該するが、自転車の車輪に装着された LEDラ

ランプを通じて演出されることのように、電源がない状態で物品の表示部が特定されない
「自転車用車輪」

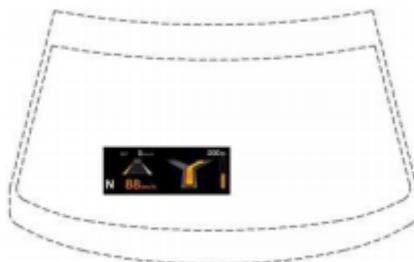


＜LEDランプが装着された自転車の車輪(左)と
車輪の回転を通じて演出される模様及び色彩(右)＞

(例3) 画像が表示される物品の形状が図示されず、模様及び色彩のみからなっている「画像
デザインが表示された携帯電話機」



(例4) 自動車走行のための情報を示すために、フロントガラスを特定してヘッドアップディ
スプレー(head up display)される「画像デザインが表示された自動車用フロントガラス」

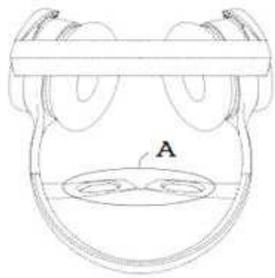


(2) 画像デザインの視覚性

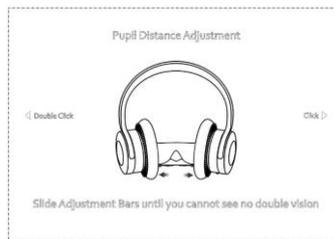
一般的な物品の表示部を通じて肉眼で識別することができなければならず、拡大して画像が把握できる場合は視覚性が認められない。ただし、特殊な表示部を通じて画像を観察することが通常の場合は、視覚性があるものとみなす。

(例) 身体着用を通じて表示部が肉眼に密着して表示される「画像デザインが表示された身体着

用型マルチメディア端末」



[図面1.1]



[付加図面1.1]の拡大図

2. 画像デザインの対象となる物品

1) 物品類の区分

(1) 物品類及び物品の区分は、規則[別表4] (物品類の区分)に基づき、用途と機能などを基準に特許庁長が定め、告示した「デザイン物品類別物品リスト」に従い、一般的な物品の物品類及び物品の区分の原則に従う。

(2) 画像デザインは、画像が表示される物品が属する物品類区分により、審査又は一部審査対象物品として区分する。

2) 物品名称の記載方法

(1) 規則[別表4] (物品類の区分)によって特許庁長が定め、告示した「デザイン物品類別物品リスト告示」から一つの物品を指定して書き、一般的な物品名称の記載方法に従う。

(2) 画像が表示される物品を特定して次の例のような名称を記載する。

(例1) 画像が表示される物品の名称を記載する場合

「画像デザインが表示された携帯用端末」、「画像デザインが表示されたコンピュータモニター」、「画像デザインが表示された空気清浄器」など

(例2) 画像が表示される部品の名称を記載する場合

「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」、「画像デザインが表示された工作機械

用情報表示器」など

(3) 物品の名称を間違えて記載した場合の例

① 総括名称を使用したもの

(例) 画像デザインが表示されたディスプレイスクリーン、画像デザインが表示されたディスプレイ、画像デザインが表示された情報通信機器など

ただし、「デザイン物品類別物品目録告示」に明記された総括名称は除く。

② 画像デザインが表示される物品を特定していないもの

(例) グラフィックユーザーインターフェイス、アプリケーションデザインなど

③ 機能、表現方法、表現対象などを記載したもの

(例) グラフィックユーザーインターフェイスが表示されたアプリケーション、キャラクターが表示された画像デザインなど

④ 構造、形状などを記載したもの

(例) アイコン組合が表示された携帯電話機、星模様の画像デザインが表示されたコンピューター・モニターなど

⑤ 物品の名称とデザイン図面の間に差があるもの

(例) 物品の名称は「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」と記載し、デザイン図面には「携帯電話」の形状が図示されており、一般的な商取引上の形状と認められない場合

[物品の名称] 画像デザインが表示されたディスプレイパネル



[図面1. 1]

3. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

1) 1デザイン1デザイン登録出願

(1) 1デザインとは、1物品に1形態をいう。

(2) 1物品とは、物理的に分離されていない一つという概念ではなく、取引慣行上、独立して一つの物品として取引されるものを意味し、1形態とは、画像の動きにおいて、形態的関連性及び変化の一定性を有して、形態が変化する動的画像デザインを含む。

2) 1デザイン1デザイン登録出願と認められる例

(1) 一つの表示部内に図示したものであれば、それぞれの構成要素が物理的に分離されているか、又は機能に関連性があるかどうかに関係なく、一つのデザインとみる。

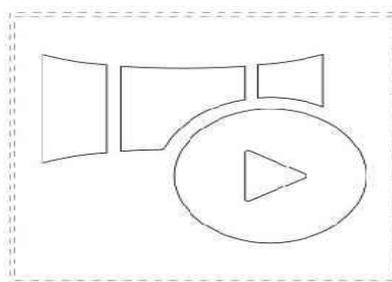
(例1) 音楽鑑賞のための再生、停止、早送り、ボリューム調整など、それぞれのボタンが配置されている「画像デザインが表示されたタブレットPC」



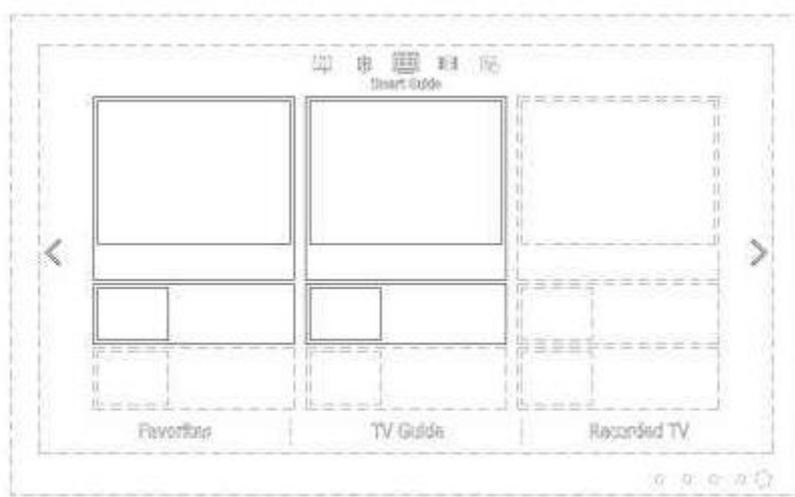
(例2) コンピューター・モニター画像に天気、時間、音楽再生などの個別ウィジェット(widget)を表示した「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」



(例3)それぞれの構成要素が物理的に分離された「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」



(例4)実線と破線がそろえられ物理的に分離された「画像デザインが表示されたテレビジョン受像機」



(2) 動的画像デザインの場合

①画像内に図形などが移動、縮小、回転又は色彩変化など、操作による単純な変化の前後を一つのデザインに表す場合

(例) 音量調整スライダー(slider)が左右に移動し、アイコンの一部が拡大される形態変化の前後を表した「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

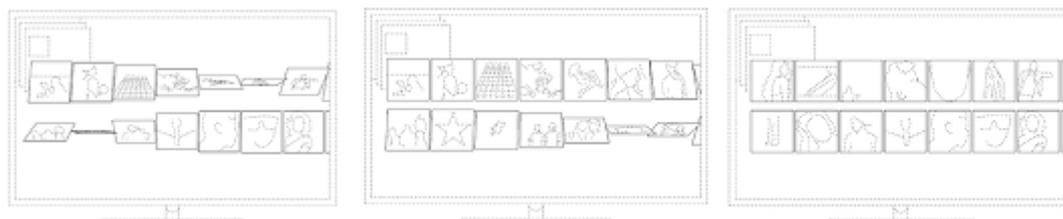


[図面1.1]

[図面1.2]

②形態的関連性及び変化の一定性を有して形態が変化する過程を一つのデザインで表す場合

(例) 四角形の各構成要素が順次回転する形態の変化を表した「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」



[図面 1.1]

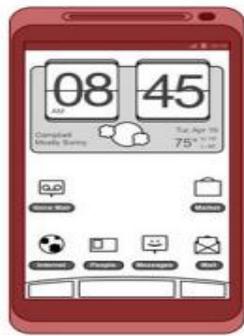
[図面 1.2]

[図面 1.3]

3) 動的画像デザインと認められず、1デザイン1デザイン登録出願と認められない例

(1) 形態的関連性及び変化の一定性がない場合、又は変化過程が図示されていない場合には、一つのデザインと認められない。

(例1) 同一のフレームを使用しているが、時計機能、検索機能のためのそれぞれ違う模様を変化前後の状態を図示した「画像デザインが表示された携帯用端末機」



[図面1.1]



[図面]1.2

(例2) 同一のフレームを使用しているが、構成要素の模様及び配置などが異なる二つの画像を
変化前後の状態を表した「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」



[図面1.1]



[図面1.2]

(2) 一連の連続した過程を遂行するためのものであっても、構成要素の配置や模様などが各
画像毎に異なると一つのデザインと認められない。

4) 一つの物品内に物理的に分離された二つ以上の画像が表示される場合

1デザイン1デザイン登録出願に違反するものとして扱う。ただし、次のように物理的に分離
されたそれぞれの画像が全体として形態的一体性又は機能的一体性が認められる場合には例外
とする。

(例) 携帯電話機の前面と背面部分にそれぞれ独立した表示部があるが、それぞれ異なる図形及
び模様などが表示され、一つのデザインと認められない「画像デザインが表示された携帯電

話機」



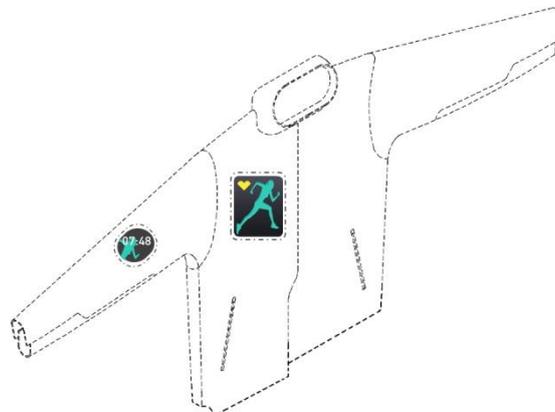
[図面 1.1]



[図面 1.2]

(1) 物理的に分離された二つ以上の表示部に「形態的一体性」が認められる場合

(例) ジャンパー内に物理的に分離された二つの表示部があり、二つの表示部に同一の表現方法で模様を表した「画像デザインが表示されたジャンパー」

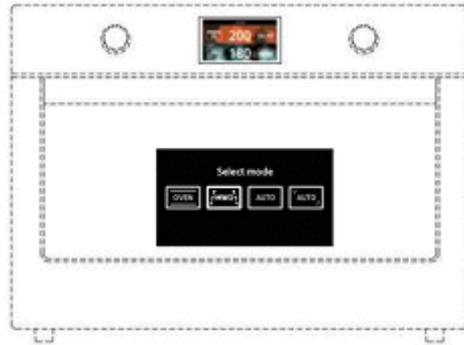


(2) 物理的に分離された二つ以上の表示部に「機能的一体性」が認められる場合

物理的に分離された二つ以上の表示部がその表示された内容によって機能的一体性があると判断できるときには、一つのデザインとみなす。この場合「デザインの説明欄」に機能的一体性の有無に関する記載がある場合、これを根拠に判断することができる。

(例) 物理的に分離された二つの表示部があり、一つは操作部(下側表示部)に該当する画像が表示され、もう一つの画像に操作の結果(上側表示部)が表示される「画像デザインが表示

されたオーブン」



4. 工業上利用可能性

工業的生産方法による量産が不可能であるため、工業上利用できないデザインは、法第33条（デザインの登録要件）第1項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

1) 工業上利用できるデザインの要件

(1) 「工業上利用できるデザイン」とは、工業的生産方法により同一の物品を量産できるデザインをいい、画像デザインにおける工業上利用できるデザインであるかどうかの判断は一般的な物品の要件に従う。

(2) 画像が表示される物品が工業的又は手工業的方法によって、繰り返して量産することができなければならない。

2) 具体性の要件

次の場合のようにデザインの表現が具体的でないため、工業上利用できないデザインは、法第33条（デザインの登録要件）第1項本文に違反し、デザインの登録を受けることができない。

(1) 物品の形状及び画像デザインが表示される表示部全部が図面に明確に図示されていない場合

(例) 折れたり、曲がった表示部を示し、折れたり、曲がった部分の画像が明らかになっていない場合

(2) そのデザインが属する分野で通常知識に基づいて出願書の記載事項及び出願書に添付さ

れた図面などを総合的に判断し、合理的に解釈した場合にも、デザインに関する物品の使用目的・使用方法・使用状態又は大きさなどが不明確であるため、デザインの要旨を把握できない場合

(3) 図面相互間の不一致の程度が重大かつ明白であるため、そのデザインが属する分野で通常の知識を持つ者が経験則によって総合的に判断した場合にも、デザインの要旨を特定できない場合(大法院2004フ2123判決参照)

(4) 図面(図面代用写真を含む)などが鮮明でない場合

① 図面などが過度に小さいか、又は鮮明でないため、デザインの要旨が把握できない場合

② 物品の背景、陰影、他物品の映像などが写って、デザインが正確に分からない場合

(5) デザインが抽象的に表現されたもの

出願書又は図面中に文字や符号などを使用して形状、模様及び色彩を抽象的に説明することで、デザインの要旨の把握が不可能な場合

(6) 画像が具現される方法又は操作方法などの説明が必要な場合、それに関する説明がないもの

(例) 画像の具現方法に関する説明を正しく記載した例

「画像デザインが表示された携帯通信端末機」



[デザインの説明]本願画像デザインは、携帯通信端末機で画像チャット時に、本人及び相手がそれぞれ前後カメラに同時に写った画像や撮影された画像イメージ(背景/顔など)を画面上にそれぞれ同時に表現させるグラフィック・ユーザー・インターフェイス(GUI)である。

[図面1.1]

(7) 図面内にデザインを構成しない点・線・符号又は文字などを表示したものは次のように処

理する。

①不認定される例

図面の中に中心線、基線、水平線などを表示するための細線、内容の説明をするための支持線・符号又は文字

②認められる例

図面に平面、屈曲、凹凸などを陰影で表現するために、模様と混同されない範囲で細線、点又は濃淡を使用する場合。ただし、模様と混同される場合には「デザインの説明欄」にその趣旨を記載しなければならない。

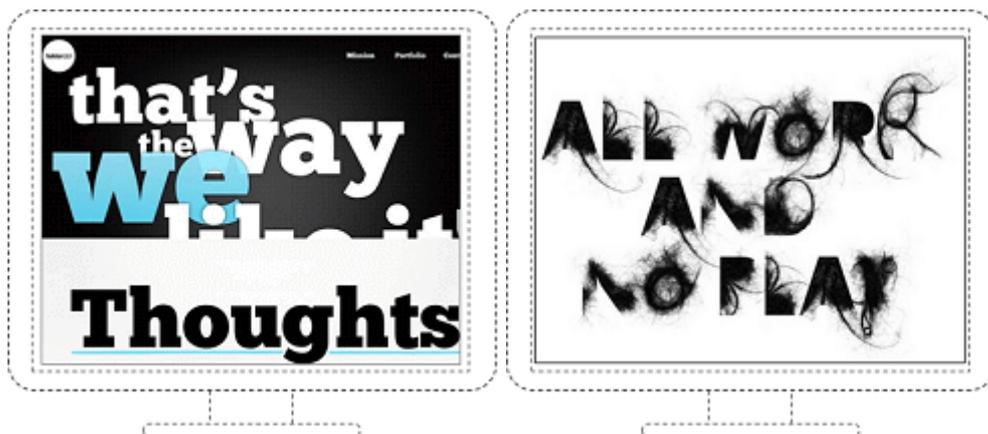
(8) 図面内に表現された文字・表紙は次のように扱う。この場合、デザインの説明欄に別途の説明がある場合には、デザインの説明欄を根拠に判断しなければならない。

※画像内に表現された文字は、説明・指示を表す場合、可変的な文字を表示する場合などのように、ひたすら情報伝達のためのものを除いて、デザインを構成するものとして扱う。

①デザインを構成するものとして扱う場合

①画像を装飾する機能のみをするもの

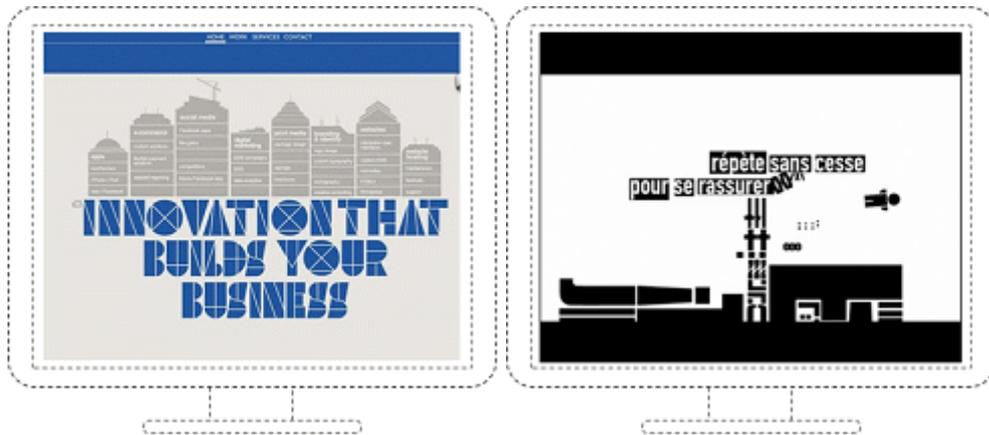
(例) 文字の大きさ、色、配列の構成を創作の要点とする「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」



②情報を伝達する機能と物品又は画像を装飾する機能を共にするもの

(例) ウェブサイトの「メニューの名称」を示す情報伝達の機能をすると同時に、画像を構成する要素を装飾する機能をする「画像デザインが表示されたコンピューター・モニタ

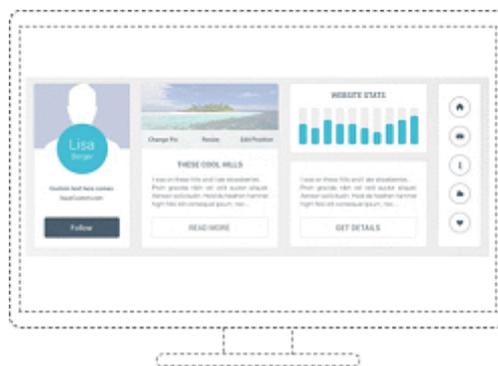
一」



②画像に表現された文字・標識のうち、ひたすら情報伝達のために使用されているもので次のような場合は模様とみなさないため、デザインを構成するものとして扱わず、削除を要しない。

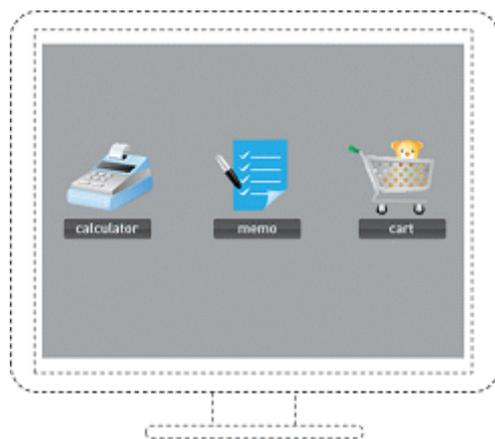
①画像内に文字情報が表示される部分を表すために文章などを記載したもの

(例) ウェブサイト内に定期的なアップデートで具現される文字情報を表す文字が含まれた「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」



④画像内にアイコンなどの機能又は説明などを表示するためのもの。ただし、例2)のように文字の装飾的な要素を認められるときは、デザインを構成するものと判断することができる。

(例1) 画像の構成要素であるアイコンの意味を説明するための文字が記載された「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」



(例2) 運営体制で設定されている基本書体を使わず、文字自体の装飾的な要素が認められる「画像デザインが表示された携帯電話機」



④規約で定めたシンボルなどを構成要素に含めたもの。ただし、(例3)のように一般的な方法で構成していない場合、又は加えられた変化によって創作性を認められる場合は例外とする。

(例1) 規約で定めたシンボルなどの例



「ワイファイ(wifi)」



「ブルートゥース
(bluetooth)」



「ユーエスビー(usb)」

(例2)規約で定めたシンボルを一般的な方法で構成したものに該当し、情報表示とみなす例



(例3)規約で定めたシンボル、ロゴなどに加えられた変化によって、デザインを構成するものと認められる例



「ユーエスビー」シンボルに模様・色彩を結合した「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」



「ワイファイ」シンボルに模様・色彩を結合した「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

(9) 提出された図面だけではデザインを十分に表現できない場合であって、次に該当するもの

※動的画像デザイン出願の場合には、各変化過程の図面を複数組で区分し、英字大文字で識別項目を記載せず、変化する過程を一連番号順に提出することができる。

① 拡大図、又は使用状態図などが無い場合

② 図形などが拡大・縮小、移動など形態が変化する場合であって、変化する前後の状態を図示しなければ、そのデザインを十分に表現できない場合に变化する前と後の状態を把握できる各各の図面が無い場合。この場合、ドロップダウン(drop down)などのように典型的な変化に該当するものは変化の過程を省略することができる。

(例) 典型的な変化に該当するため、変化過程を省略し、変化前後の状態を提出した場合
ボタン部分が操作によって形態が変化[ドロップダウン(drop down)する「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」]



[図面1.1]

[図面1.2]

③ 形態的関連性及び変化の一定性を有して形態が変化する動画的画像デザインであって、その動く状態を表現しなければそのデザインを十分に把握できない場合に静止状態の図面とその動作状態を把握できる図面(動作中の基本的な姿勢、動作内容を表す軌跡など)がない場合、又は必要と認められる場合にデザインの説明欄にそれに関する説明がない場合

(例) 変化する一連の過程が分かるように提出した場合

形などが変化する一連の過程を示した「画像のデザインが表示された携帯電話」



[図面 1.1]

[図面 1.2]

[図面 1.3]

[図面 1.4]

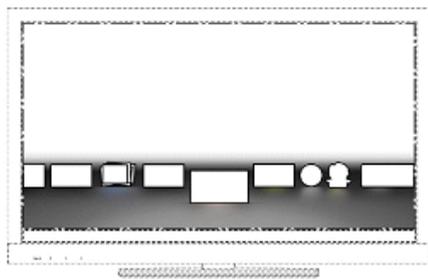
(10) 部分拡大図の元の図面に拡大した部分を鎖線又はそれに相応する方法で表示しなかったもの。ただし、拡大した部分の位置、大きさ、範囲を明確に把握できる場合には元の図面にその表示をしないことができる。

(11) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の範囲が明確に特定されていない場合

- ① 全体デザインのうち、部分のデザインとしてデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、それ以外の部分を破線で表現する方法に従わなかった場合、又はこれに相応する表現方法に従わなかった場合

(例) 彩色 (coloring)、又は境界線 (boundary) など表現し、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定したものと認められる場合

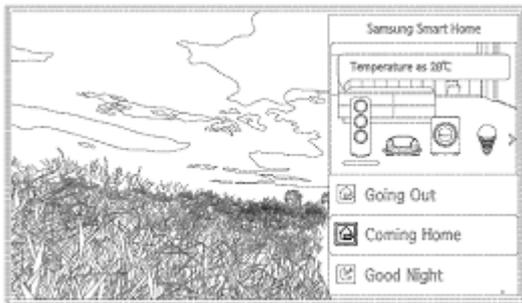
「画像デザインが表示されたテレビ受像機」



「画像デザインが表示された携帯電話機」



「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」



「画像デザインが表示されたタブレット PC」



- ② 部分デザインとして登録を受けようとする部分を図面などで特定する方法に関する説明が必要と認められる場合に、その趣旨を「デザインの説明」欄に書かなかった場合

- ③ 部分デザインとして登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合に、その境界を一点鎖線又はそれに相応する方法で図示しなかった場合、又はそれに関する説明が必要と認められる場合にその趣旨を「デザインの説明」欄に書かなかった場合

(12) 参考図面を動画ファイル形式で提出する動的画像デザインの場合

- ①参考図面以外の図面を動画ファイル形式の図面で提出する場合(デザイン保護法施行規則、別紙第3号書式参照)
- ②参考図面として提出された動画ファイルを実行した場合、図面が再生されない場合、又はデザインの対象が明確に表現されていない場合。ただし、提出された図面だけで動作状態など、デザインを十分に把握できる場合には、この限りでない。
- ③静止状態の図面とその動作状態を把握できる図面(動作中の基本的な姿勢、動作内容を表す軌跡など)がない場合、又は必要と認められる場合にデザインの説明欄にそれに関する説明がない場合

(例) 参考図面を動画ファイル形式で提出する動的画像デザイン図面の例(参考図面は動画ファイルを実行した場合の動作の軌跡を表したものである)

「画像デザインが表示された携帯電話機」



[図面 1.1]



[参考図面 1.1]



[参考図面 1.2]



[参考図面 1.3]



[参考図面 1.4]



[参考図面 1.5]



[参考図面 1.6]



[参考図面 1.7]

5. 新規性

- 1) デザイン登録出願前に国内外で公示され、若しくは公然と実施されているデザイン、又は頒布された刊行物に掲載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン(以下「公知デザイン」という)、又はこれと類似デザインは、法第33条(デザインの登録要

件)第1項各号のいずれかに該当し、登録を受けることができない。

- 2) デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項に基づき、登録前に新規性を審査しない。ただし、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合にはそれを根拠にし、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項に基づき拒絶決定を行うことができる。
- 3) 部分デザインに関するデザイン登録出願がある前に、次の各号のいずれかに該当するデザインが国内外で公知・公用され、又は刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになった場合には、当該部分デザイン出願は法第33条(デザインの登録要件)第1項各号のいずれかに該当し、デザイン登録を受けることができない。
 - (1) 当該部分デザインと同一又は類似した部分を含める全体デザイン
 - (2) 当該部分デザインと同一又は類似した部分を含める分デザイン
- 4) 新規性規定の具体的な適用方法は、一般的な物品の判断基準に従う。

6. 先願

- 1) 同一又は類似した二つ以上のデザインが別の日に出願された場合に、最初のデザイン登録出願をした出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合は除外する]以外には、法第46条(先願)第1項に基づきデザイン登録を受けることができない。

※関連デザインの判断基準は一般的な物品の判断基準に従う。

- 2) 同一又は類似した二つ以上のデザインが同じ日に出願された場合に、出願人が協議して定めた一つの出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合は除外する]以外には、法第46条(先願)第2項に基づきデザイン登録を受けることができない。
- 3) デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項に基づき、登録決定前にこれを審査しないが、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定を行うことができる。
- 4) 先願規定の具体的な適用方法は一般的な物品の判断基準に従う。

7. 拡大された先願

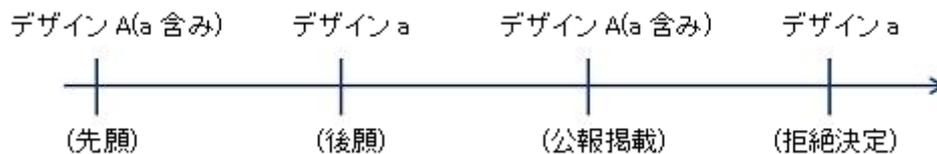
1) 先願デザインの一部と同一又は類似した後願デザインが次の各号に該当する場合に、先願と後願の出願人が異なれば、法第33条(デザインの登録要件)第3項(拡大された先願)を適用する。この場合、先願と後願の出願人が同じであるかどうかは、登録可否決定時を基準に判断する。

(1) 先願デザインのうち、後願デザインに相当する部分が同一又は類似した場合

(2) 先願デザインのうち、後願デザインに相当する部分が対比できるほど、十分に表現されている場合

(3) 先願デザインが後願デザインのデザイン登録出願後に出願公開[法第46条(先願)第2項後段によって協議不成立で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)に基づく公開を含む]になった場合、又は登録公告になった場合

(例)



(4) 後願された静止状態の画像デザイン出願と先願された動的画像デザインの静止画像のいずれかが(1)又は(3)に該当する場合

2) デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により、登録決定前にこれを審査しないが、法第55条(情報提供)によって情報や証拠が提供された場合には、それに基づいて法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定を行うことができる。

3) 拡大された先願の具体的な適用方法

(1) 先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された次の各号の図面を基にする。

① デザインの全体的な形態を表現する図面及び物品において画像が図示される図面

② デザインを十分に表現できない場合に付加される拡大図、部分拡大図など(以下「付加図

面」という)

- ③部分デザイン登録出願であって、破線で表現された部分などを含む全体デザインのうち、後願デザインに相当する部分に対比できるほど十分に表現されている場合には、全体を表現する図面及び付加図面

(2)法第33条(デザインの登録要件)第3項(拡大された先願)は、先願デザインの出願日翌日から先願デザインに関する公開デザイン公報[法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によるデザイン公報を含む]、又は登録デザイン公報の発行日までに出版されたデザイン登録出願(登録公報の発行日に出版されたものを含む)について適用する。この場合、秘密デザインに関する登録デザイン公報の発行日は、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項によって図面などが掲載された公報の発行日をいう。ただし、先願デザインに関するデザイン公報の発行時間後にデザイン登録出願されたことが明白なデザインについては、法第33条(デザインの登録要件)第1項(新規性)第2号又は第3号を適用する。

(3)デザイン登録出願について法第33条(デザインの登録要件)第3項を適用する際に、先願デザインに関する公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項によって、図面などが掲載された公報が発行された日をいう]以前には、後願について審査保留通知を行い、次の例のように必要に応じて閲覧できるという趣旨を書いて通知する。ただし、国際デザイン登録出願は先に拒絶理由通知をした後、審査保留をする。

例)先願が公開などがされず、審査保留通知をする場合の記載

「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)出願書であるため資料添付が不可能なので、必要に応じ、閲覧を請求して確認して下さい。ただし、閲覧した内容については、他人に漏洩してはいけません。」

(4)上記(3)によって審査保留となった後、出願(国際デザイン登録出願は除く)デザインについては、後願デザインと同一又は類似デザインを含めている先願デザインに関する公開デザイン公報若しくは登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項によって、図面などが掲載された公報が発行された日をいう]以降に拒絶理由通知を行う。

(5)後願デザインと同一又は類似デザインを含めている先願デザインに関するデザインの登録出願について拒絶決定が確定[出願公開又は法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によ

る公報掲載前に無効・取下げ・放棄された場合を含む]される場合、又は登録決定後、法第82条(登録料の追納など)第1項による登録料の追納期間が過ぎた後もデザイン権の設定登録をしなかった場合には法第33条(デザインの登録要件)第3項(拡大された先願)を適用せず、登録可否の決定を行う。

8. 容易創作

1) 容易に創作できるデザイン

(1) 公知デザイン若しくはこれらの結合により、又は国内外で広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合(以下「周知の形状・模様など」という)により、そのデザインが属する分野で通常の知識を持つ者が容易に創作できるデザインは、法第33条(デザインの登録要件)第2項に基づきデザイン登録を受けることができない。

(2) デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザインの登録拒絶決定)第2項により、法第33条(デザインの登録要件)第2項のうち、周知の形状・模様などにより容易に創作できるかどうかのみを審査する。

(3) デザイン一部審査登録出願について法第55条(情報提供)により、情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項に基づきデザイン登録拒絶決定をすることができる。

2) 容易創作の具体的な判断方法

法第33条(デザインの登録要件)第2項による容易創作として登録を受けることができないデザインは次の基準に従う。

(1) 「周知の形状・模様など」とは、一般人がこれを知っているほど、刊行物やTVなどを通じて国内で広く知られている形状・模様などをいう。

(例) アニメーションやゲームなどの登場キャラクターが放送やインターネットなどで周期的に登場する場合、そのようなキャラクターは広く知られている形状・模様とみなせる。

(2) 「そのデザインが属する分野で通常の知識を持つ者」とは、そのデザインが表現された物品を生産、使用など実施する業界(以下「当業界」という)でそのデザインに関する普遍的知

識を持つ者をいう。

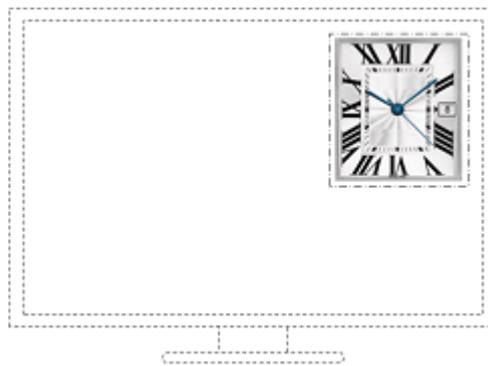
(3)「容易に創作できる程度」とは、公知デザインの結合又は周知の形状・模様などをほぼそのまま模倣したデザイン、又はその加えられた変化が単純な商業的・機能的変形に過ぎないデザイン、又は画像デザインの分野でありふれた創作手法や表現方法によってこれを変更・組み合わせたに過ぎないデザインなどのように創作レベルが低いデザインをいう。

※「商業的・機能的変形」とは、当業界で通常の知識を持つ者なら誰でも当該デザインがその物品又は機能に合うようにするために加えることができると考えられる程度の変化を言うものであって、次のような場合が例に挙げられる。

(例1)公知の「腕時計」における「時計文字盤」を画像デザインに表すなど、一般的な物品のデザイン構成要素の一部又は全部をその物品と同じ機能を行うため、ただ画像デザインで表すもの(商業的変形の例)



「腕時計」
〈公知デザイン〉

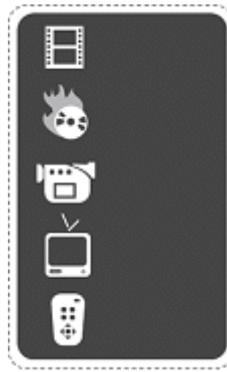


「画像デザインが表示されたコンピューター・モニター」
〈出願デザイン〉

(例2)公知の形状及び模様、色彩の結合に基づき、ありふれた方法で変化前後を表現したに過ぎないもの(機能的変形の例)



〈公知デザイン 1〉



〈公知デザイン 2〉



【図面 1.1】

「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

〈出願デザイン〉

【図面 1.2】

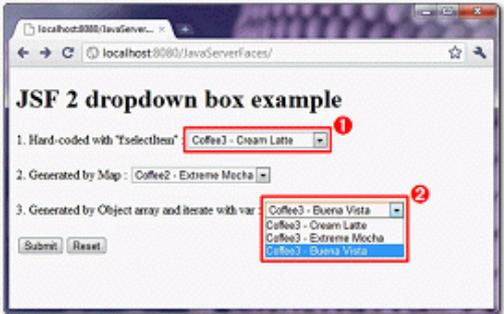
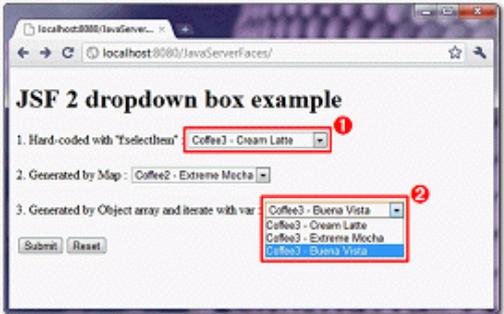
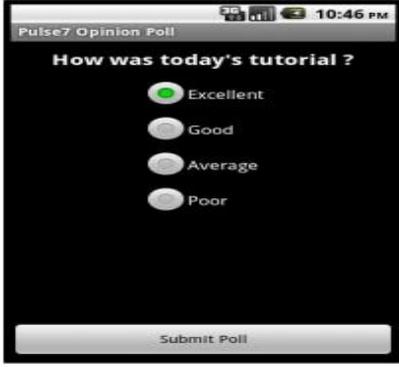
(4) 周知の形状・模様などによる容易創作規定は、すべての品物に適用する。

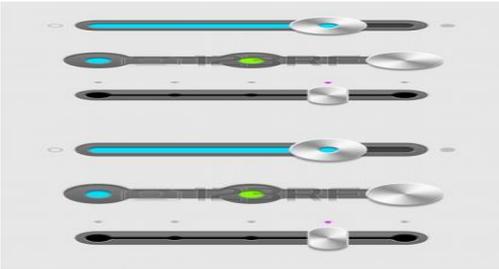
(5) 原則として公知デザイン又は周知の形状・模様などによって容易に創作できるかどうかを判断するが、次の場合を含む。

① 出願されたデザインの構成要素の中で、周知又は公知されていない部分が含まれていても、その構成要素が付随的であるか、又は創作性が低く、全体的な美的感覚に及ぼす影響が少ない場合には、容易創作に該当するものとみなす。

② 出願されたデザインが公知デザインの結合ではなく、一つの公知デザインとの関係において、全体的な審美感が類似した場合は、原則として新規性の規定を適用する。ただし、出願されたデザインが公知デザインに比べ全体的な審美感に差はあるものの、創作レベルが低い場合には、容易創作に該当するものとみることができる。

[審査官参考]画像デザインの機能具現のための構成要素

連番	区分	イメージ	内容
1	コンボボックス (combo box)		<p>コンピューター/通信ウィンドウで使用されるもので、ユーザーが直接情報を入力し、又は羅列された項目の中から一つの項目を選択して情報を入力できるコントロール</p>
2	ドロップダウン (drop down)		<p>メニューの名が表示されているところをマウスでクリックすると、当該位置からメニューが下へと広がるようになる。メニュー内の項目にマウスのポインターを移せば、それによって各項目が反転し、クリックするとその項目が選択される</p>
3	チェックボックス (check box)		<p>ユーザーに複数項目の中から希望する項目を一つ以上選択させる際、使われる小さな四角形、四角形をクリックすると、X又はVがチェックされ、その項目が選択される。基本的にクリックする度に選択・解除の動作が繰り返される</p>
4	ラジオボタン (radio button)		<p>画面上の択一式設定ボタン。一つのボタンを選択すると、自動的に別のボタンは解除される</p>

連番	区分	イメージ	内容
5	入力フィールド (text input field)		ユーザーがキーボードで直接テキストを入力するところ
6	ダイヤル (dial)		マウสดラッグ又はクリックで音響ボリュームなどを調整するコントロール
7	スライダー (slider)		ユーザーが量(amount)、位置(location)などを直観的に調整するコントロール
8	プログレスバー (progress bar)		ユーザーが分かりやすく、進行状況を示すインジケータ

3) 容易創作の種類

(1) 周知の形状・模様・色彩又はこれらの結合に基づく容易創作。

① 画像デザインとして公知された周知の模様

(例) 画像デザインとしてよく使われる模様の例

				
ロック	検索	音楽	ハート	ホーム
				
アンロック	インターネット	ショッピング	メール	時間
				
音量	吹き出し	旅行	お気に入り	選択

②一般的な模様例：鳳凰模様、亀甲模様、市松模様、水玉模様、卍の模様など

③色彩：色彩が模様を成す場合に限っての判断要素にし、単一色で彩られたものは創作性判断に影響がないものとみなす。

④自然物、有名な著作物、有名な建造物、有名な景色などの写真を基にした容易創作又はこれらの結合を基礎にした容易創作。支配的特徴の結合であって創作性が低い場合を含む。

※自然物や有名な著作物などであっても、その表現方法が特異であれば「周知」ではない。

⑤周知デザインを基にした容易創作は次の場合にこれを適用する。

①当業界で刊行物やTVなどを通じて広く知られているデザインを「周知デザイン」とみなす。

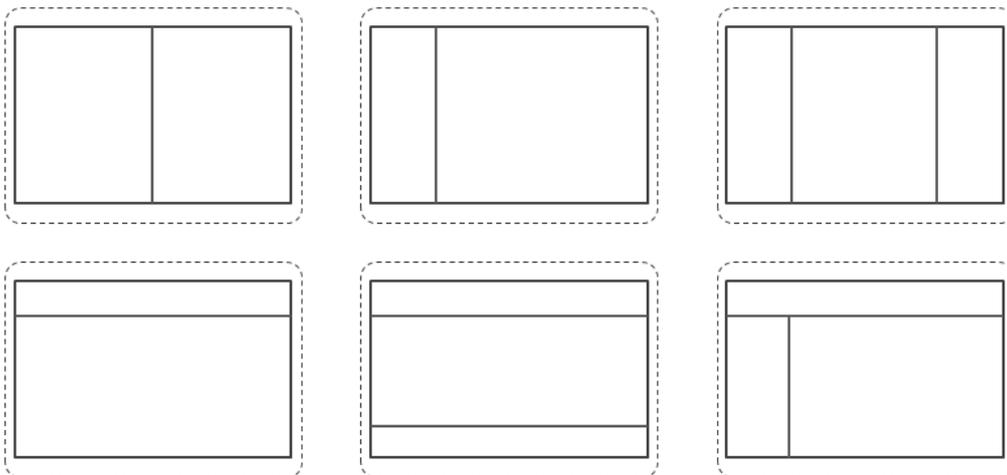
②一般的な字体を使用して単語、文章などを羅列した程度であって、全体として創作性がない場合

(例)「歓迎します」という文章を様々な国の言語で表示し、ゴシック体で表した程度に過ぎない「画像デザインが表示された携帯電話」



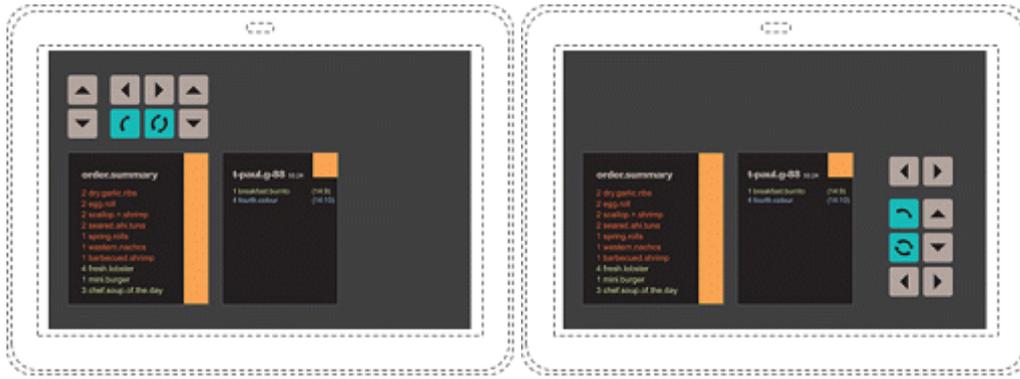
⑥一般的な方法によってフレームを分割する程度に過ぎない場合

(例)ありふれたフレーム分割の例



(2)デザインの構成要素の配置の変更による容易創作

(例)画像を構成する図形の配置を上から横へと変更したに過ぎない「画像デザインが表示されたタブレットPC」



[公知デザイン]

[出願デザイン]

(3) デザインの構成要素比率の変更や構成単位数の増減による容易創作

(例) 歌のリストを表わすものであって、同じ要素を単純に繰り返したに過ぎない「画像デザインが表示されたタブレットPC」



[公知デザイン]



[出願デザイン]

(4) 公知デザインの結合に基づく容易創作

① デザイン構成要素の一部分を他のデザインに置換する容易創作

(例) 公知の携帯電話機「キーボード」を他の画像に置換して構成した「画像デザインが表示された携帯電話機」



[公知デザイン1]

[公知デザイン2]

[出願デザイン]

② 複数のデザインを組み合わせることで一つのデザインを構成する容易創作

(例) 公知されたそれぞれの「アイコンの配列」を一つに合わせて構成した「画像デザインが表示された携帯電話機」



[公知デザイン1]

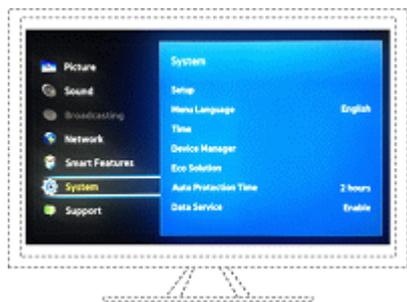
[公知デザイン2]

[出願デザイン]

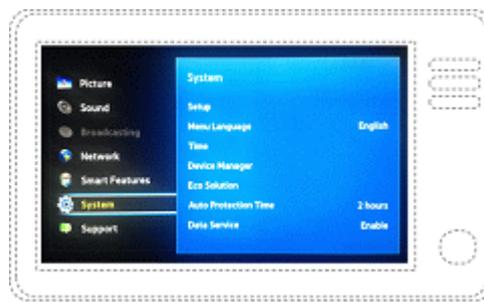
③ 公知された模様・色彩又は画像を他の物品にほぼそのまま表した容易創作

(例) 公知されたTVの画像をゲーム機にほぼそのまま表した「画像デザインが表示されたゲー

ム機」



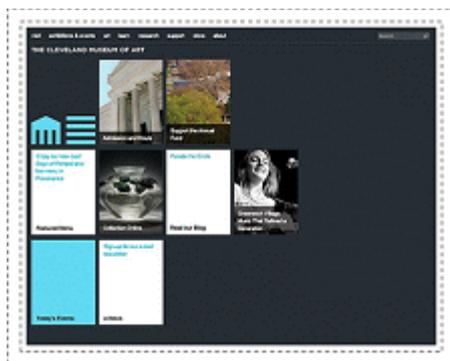
〈公知デザイン〉



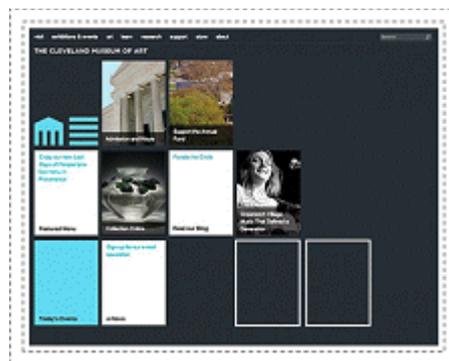
〈出願デザイン〉

(5) 公知デザインが周知の様態などと結合した場合も、容易創作に該当するものとみなす。

(例) 公知デザインと周知の四角形を結合して「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」に表した場合



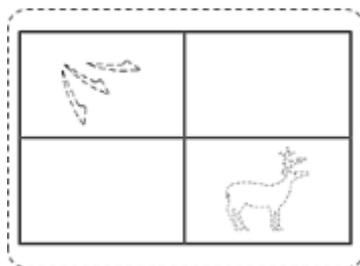
〈公知デザイン〉



〈出願デザイン〉

4) 部分デザインとして出願された画像デザインの場合、表示部内で部分デザインとして登録を受けようとする部分(実線部分)を考慮して容易創作であるかどうかを判断し、必要に応じて、破線部分の機能及び用途などを総合的に考慮して判断することができる。

(例1) 部分デザインとして登録を受けようとする部分が周知の四角形を均などに分割した程度に過ぎず、創作性が認められない例



「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

(例2) 表示部の内部に周知の四角形を適用したが、大きさの変化及び配置などを総合的に考慮したとき、創作性が認められる例



「画像デザインが表示されたテレビモニター」

5) 容易創作に対する証拠の提示

- (1) 頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった公知・公用のデザインを容易創作判断の基礎資料とする場合には、当該公知・公用のデザインが掲載された刊行物の書誌事項・デザイン又は当該デザインが掲載されたウェブサイトのアドレス・画面などを意見提出通知書に添付して当該公知・公用のデザインを提示しなければならない。
- (2) 周知の形状・模様など又は周知のデザインを容易創作判断の基礎資料とする場合には証拠を提示する必要がない。
- 6) 出願デザインが公知デザイン若しくは周知の模様などによって容易に創作することもできる場合、又は公知デザインと同一若しくは類似する場合には、法第33条(デザインの登録要件)第1項(新規性)の各号を適用する。
- 7) デザイン登録を受けられる権利を持つ者のデザインが新規性を喪失した場合に、その日から6ヵ月以内にその者がデザイン登録出願をするときは、その公知デザインは容易創作の判断根拠としない。

※後願の拒絶参考文献として引用された他人の未公開先願デザインがその拒絶理由の通知によって公知され新規性を喪失した後、再び出願された場合にも、その公知デザインは容易創作の判断根拠としない。

9. 類否の判断

1) 画像デザインが表示された物品の類否の判断

物品の類否の判断は一般的な物品の判断基準に従い、画像が表示される物品の類否を判断する。この場合、「ウェブサイト」、「ソフトウェアプログラム」、「アプリケーション」などの区分は、物品の類否の判断に影響を及ぼさない。

(1) 「同一物品」とは、用途と機能が同一のものをいう。

※「用途」とは、物品が実現しようとする使用目的をいい、「機能」とは、用途を実現できる構造・作用などをいう。

(2) 「類似物品」とは、用途が同一で機能が異なるものをいう。

(例) 「マルチメディア端末」と「タブレットPC」

(3) 非類似物品である場合にも用途上で混用されかねないものは類似した物品とみることができ。

※「混用」とは、用途が異なり、機能が同一の物品を用途を変えて使用することをいう。

(例) 冷・温水排出機能が表現された「画像デザインが表示された冷蔵庫」と「画像デザインが表示された浄水機」

(4) 原則として同一・類似した物品の間でのみ類否の判断をしなければならないが、「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」の場合には「ディスプレイパネル」を含み、非類似物品の間にも類似可否の判断をすることができる。この場合、デザイン図面に表現された内容、デザインの説明などを参考にして類否の判断の対象となる物品を特定することができる。

2) 画像デザインの類否の判断の一般原則

- (1) 同一又は類似した物品の間でのみ、デザインの類否の判断を行う（大法院98フ492判決参照）。
- (2) 物品の類否によるデザインの類否は以下のとおりである。

区分	同一物品	類似物品	非類似物品
形状・模様・色彩 同一	同一デザイン	類似デザイン	非類似デザイン
形状・模様・色彩 類似			
形状・模様・色彩 非類似			

デザインの類否の判断は、デザインの対象となる物品が流通過程で一般需要者を基準に観察し、他の物品と混同するおそれがある場合には、類似デザインとみなす。また、混同するおそれがあるほど類似していなくても、そのデザイン分野の形態の流れを基に両デザインを観察して創作の共通性が認められる場合にも類似デザインとみなす。

- (3) 類否は全体的に観察して総合的に判断する。

- ①「観察」は、肉眼で比較して観察することを原則とする。
- ②「全体的に判断する」とは、デザインを構成する各要素を分離して個別に対比するのではなく、その外観を全体的に対比観察して、見る人に異なる審美感を感じさせるかどうかによって判断しなければならないということであるため、その支配的な特徴が類似しているのであれば、細部的な点に多少の違いがあっても類似したものとみなす。
- ③常識的な範囲で物品の大小の差は、類否の判断の要素として考慮しない。
- ④機能、構造、駆動原理、操作方法などは、それ自体が外観として表現されない限り、類否の判断の要素になることができない。

- (4) 斬新なデザインであるほど類似の幅を広くみて、同じ種類のものが多く出るほど類似の幅を狭くみる。

- (5) デザインの形態による類否の判断方法

- ①模様の類否は、テーマ(Motif)の表現方法と配列、柄の大きさ及び色彩などを総合して判断する。

- ②色彩は模様を構成しない限り、類否の判断の要素と考慮しない。
 - ③公知の形状、模様を構成要素としている場合にも、その部分が特別な審美感を引き起こすことができないのでない限り、それまで含めた全体として観察して感じられる審美感によって判断する。
 - ④公知の形状に独特の模様が化体され新たな美感を引き起こす場合には、模様に比重を置いて判断する(大法院2003フ762判決参照)。
- (6)使用によって形態が変化する場合には、形態変化の前後又は一連の変化過程を基準に相互同じ状態で対比して全体的に判断する。

3)画像デザインの類否の判断方法

(1)デザインが属する分野の通常知識を基に次の各号の要素を総合的に考慮して判断する。

- ①デザインの対象となる物品
- ②デザイン登録を受けようとする部分の機能・用途
- ③デザイン登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩又はこれらの結合
- ④当該物品の部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲。ただし、画像デザインが表示された表示部で登録を受けようとする部分の位置・大きさが移動又は拡大・縮小が可能な場合には、類否の判断に影響を及ぼさない。

(2)画像デザイン間の類否の判断

上記2)の一般原則に従う。

(3)静止画像デザインと動的画像デザインの類否の判断

- ①動的画像デザインの静止状態及び動作中の基本的主体を成す姿態が画像デザインと類似し、動作の内容に特異点がなければ類似デザインとみなす。従って、形態変化又は動作の内容が特異なものであれば、類似しないデザインとみなす。
- ②静止画像デザインが動的画像デザインの停止状態又は動作中の基本的主体を成す姿態と類似えうれば、類似デザインとみなす。

(4)動的画像デザイン間での類否の判断

動的画像デザイン相互間には、その静止状態、動作の内容及び動作中の基本的な主体を成す

姿態などを全体として比較して類否を判断する。

10. 登録を受けることができない画像デザイン登録出願

次の各号のいずれかに該当するデザインは、法第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができないものと判断し、具体的な判断は一般的な物品の審査基準に従う。この場合、形態が変化する画像デザインは、形態変化の前後全体としての模様・色彩又はこれらの結合を、動的画像デザインの場合には一連の変化の過程を全体として判断しなければならない。形態変化に特異点があるか、又は動作の内容に特異点があってもこの規定を適用する。

- 1) 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国章又は国際機関などの文字や標識と同一若しくは類似デザイン、又はこれらの一部構成要素に含めているデザインは、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第1号を適用する。
- 2) デザインが示す意味や内容などが一般的な道德観念の善良な風俗に反し、又は公共秩序を害するおそれがあるデザインは、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する。
- 3) 他人の業務に係る物品と混乱をもたらすおそれがあるデザインは、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第3号を適用する。

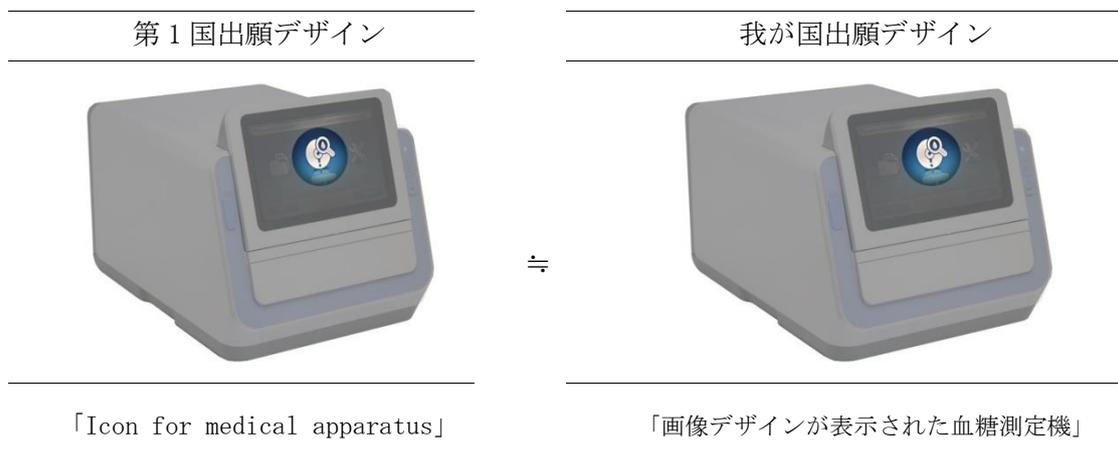
11. 条約による優先権主張を伴う画像デザイン登録出願

条約の優先権主張の要件、主張方式及び否認予告の手続きなどの具体的な判断は、一般的な物品の審査基準に従う。

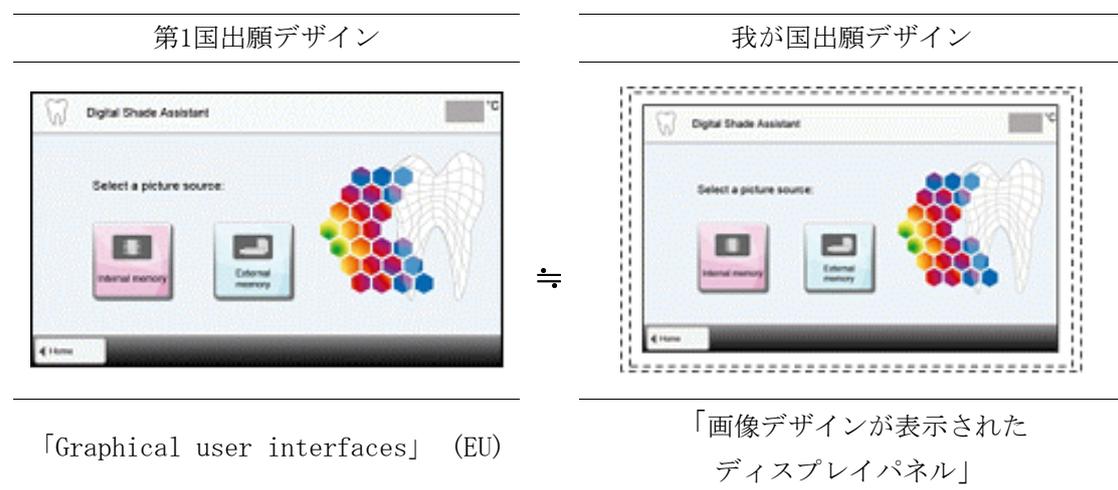
1) 物品の同一性に関する判断方法

最初出願デザインの物品名称と我が国出願デザインの物品名称が異なっても、優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するときに、出願デザインが適用される物品の用途・機能が実質的に同じであれば、物品の同一性を認める。

(例1) 優先権証明書類には、物品の名称が「Icon for medical apparatus」と書かれており、図面には複数のアイコンで構成された操作部を部分デザインに含めている医療機器の全体の形態が表現されている。我が国に部分デザインとして出願する際、物品の名称を「画像デザインが表示された血糖測定機」にして物品の全体の形態を図示し、登録を受けようとするアイコン部分を部分デザインとして登録を受けようとする部分に特定して表現した。



(例2) 優先権証明書類に物品の名称は「Graphical user interfaces」、物品類は「14類」と書かれており、画像デザインが全て実線で図示されている。我が国に部分デザインとして出願する際、物品の名称を「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」として出願した。



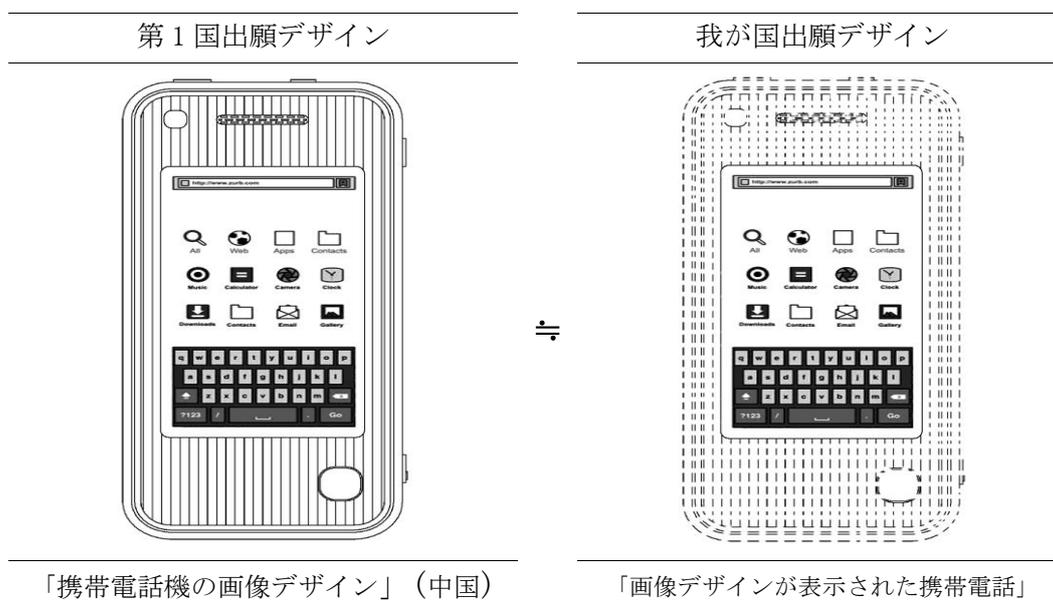
2) デザインの同一性に関する判断方法

(1) 出願の形式やデザインを表現する方法と関係なく、優先権証明書類に表現されたデザインのうち、我が国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば良い。

(2) 我が国に出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているかどうかは、当該デザインが属する分野における通常の知識に基づき、優先権証明書類の全体の記載内容及び最初に出願した国の制度などを総合的に考慮して判断する。

(3) 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願であるのに、我が国に部分デザインとして出願した場合は、原則的にデザインの同一性が認められない。ただし、基礎出願国家で部分デザイン出願制度が認められない場合、登録を受けようとする部分の実質的なデザインの同一性、物品の名称、デザインの説明、物品類の区分などを総合的に考慮してデザインの同一性を判断しなければならない。

(例) 優先権証明書類に物品の名称は「携帯電話機の画像デザイン」と書かれており、携帯電話及び画像デザインが全て実線で図示されている。我が国に部分デザインとして出願する際、物品の名称を「画像デザインが表示された携帯電話」として出願した。



(4) 優先権証明書類に含まれた図面のうち、参考図面に該当する図面にのみ表現されているデザインを我が国に出願した場合には、デザインの同一性が認められない。

[審査官参考]部分デザインに関する出願を認めない国家(2015.12月基準)
ニュージーランド、台湾、中国、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、ブルガリア、ベトナム、ブラジル、スロベニア、スロバキア、シンガポール、アルメニア、エストニア、ウクライナ、オーストラリア、キルギスタンなど

附則

1. 施行日

この基準は、2018年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規などの発令及び管理に関する規定」によって、同例規について2016年1月1日を基準に毎3年になる時点(毎3年目の12月31日までをいう)毎にその妥当性を検討し、改善などの措置を取らなければならない。

[別表]一組の物品別構成物品

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国の分類	
				主分類	副分類
1	第 02 類	一組の女性用韓服セット	上着 スカート 外套 チョッキ 防寒服	B1-10	B1-10A
2	第 02 類	一組の男性用韓服セット	上着 ズボン 防寒服 外套	B1-10	B1-10A
3	第 02 類	一組の女性用下着セット	ブラジャー パンティー ガードル スリッパ キャミソール ペチコート ボディー組	B1-60	ブラジャーB1-61 パンティーB1-66 ガードル B1-65 スリッパ B1-63 キャミソール B1-62 ペチコート B1-64 ボディー組 B1-65
4	第 11 類	一組の装身具セット	指輪 ネックレス イヤリング ブレスレット アンクレット	B3-00	指輪 B3-431 ネックレス B3-31 イヤリング B3-25 ブレスレット B3-41 アンクレット B3-44
5	第 02 類	一組のカフスポタン及び ネクタイピンセット	カフスポタン ネクタイピン	B3-00	カフスポタン B3-42 ネクタイピン B3-33
6	第 27 類	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿 タバコ箱 受け台 煙管	B6-6	卓上ライターB6-42 灰皿 B6-30 タバコ箱 B6-20 受け台 B6-0 煙管 B6-10
7	第 06 類	一組の寝装セット	掛け布団 敷布団 枕 マットレスカバー パッド 掛け布団カバー 敷布団カバー 枕カバー	C1-10	掛け布団 C1-13 敷布団 C1-12 枕 C1-110 マットレスカバーC1-13 パッド C1-13 掛け布団カバーC1-13 敷布団カバーC1-12 枕カバーC1-119

8	第07類	一組のコーヒー用具セット	カップ及びソーサー コーヒーポット ミルクピッチャー コーヒーストッカー 砂糖容器 ミルク容器 容器の受け皿 ドリッパー ティースプーン ティースプーン立て	C5-10	カップ及びソーサーC5-234 コーヒーポット C5-310 ミルクピッチャーC5-310 コーヒーストッカーC5-320 砂糖容器 C5-320 ミルク容器 C5-320 容器の受け皿 C5-530 ドリッパーC6-361 ティースプーン C6-112 ティースプーン立て C5-534
9	第07類	一組のフルーツポンチ用具セット	フルーツポンチボール フルーツポンチコップ フルーツポンチスプーン フルーツポンチケトル フルーツポンチお玉	C5-10	フルーツポンチボール C5-210 フルーツポンチコップ C5-231 フルーツポンチスプーン C6-214 フルーツポンチケトル C5-310 フルーツポンチお玉 C6-211
10	第07類	一組の御膳セット	飯碗 大鉢 呑水 盛椀 小鉢 たれ皿 小皿 多用碗 皿	C5-10	飯碗 C5-210 大鉢 C5-210 呑水 C5-210 盛椀 C5-210 小鉢 C5-210 たれ皿 C5-210 小皿 C5-210 多用碗 C5-210 皿 C5-5370
11	第07類	一組の茶器セット	急須 湯冷まし 湯呑み茶碗 受け皿 茶こし網 建水	C5-10	急須 C5-310 湯冷まし C5-310 湯呑み茶碗 C5-231 受け皿 C5-531 茶こし網 C6-361 建水 C5-210
12	第07類	一組の調味料容器セット	砂糖容器 醤油容器 塩容器 胡椒容器 ソース容器 容器の受け皿	C5-10	砂糖容器 C5-320 醤油容器 C5-310 塩容器 C5-323 胡椒容器 C5-323 ソース容器 C5-310 容器の受け皿 C5-530
13	第07類	一組の飯碗と汁椀セット	飯碗 汁椀	C5-10	C5-210
14	第07類	一組の酒器セット	片口 徳利 盃	C5-0	片口 C5-310 徳利 C5-310 盃 C5-231
15	第07類	一組のナイフ、フォーク及びスプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	C6-10	ナイフ C6-114 フォーク C6-113 スプーン C6-112

16	第07類	一組の匙及び箸セット	匙 箸 匙及び箸置き	C6-10	匙 C6-112 箸 C6-12 匙及び箸置き C5-533
17	第07類	一組の祭器セット	香炉 位牌 燭台 餅皿 肉皿 盃 盃台 祭事用の皿 飯碗 汁椀 甘酒用の盃 呑水 退酒器 たれ皿	C7-10	香炉 C7-152 位牌 C7-131 燭台 C7-142 餅皿 C7-150 肉皿 C7-150 盃 C7-150 盃台 C7-150 祭事用の皿 C7-150 飯碗 C7-150 汁椀 C7-150 甘酒用の盃 C7-150 呑水 C7-150 退酒器 C7-150 たれ皿 C7-150
18	第06類	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	D0-0	洗面化粧台 D5-21 化粧鏡 D2-631 収納棚 D2-510
19	第06類	一組の机と本立てセット	机 本立て 引き出し	D2-30	机 D2-330 本立て F2-73141 引き出し D2-5181
20	第06類	一組の居間用家具セット	居間用収納棚 飾り棚	D2-50	居間用収納棚 D2-514 飾り棚 D2-5173
21	第06類	一組のテーブルセット	テーブル	D2-00	D2-310
22	第06類	一組のオフィス家具セット	オフィステーブル パーティション 引き出しユニット 本棚 ファイルボックス ロッカー	D2-00	オフィステーブル D2-310 パーティション D2-620 引き出しユニット D2-5181 本棚 D2-5172 ファイルボックス F2-710 ロッカー D2-551
23	第06類	一組の応接セット	応接テーブル ソファー	D2-00	応接テーブル D2-310 ソファー D2-14
24	第06類	一組のテーブルと椅子セット	テーブル 椅子 食卓 食卓椅子	D2-00	テーブル D2-310 椅子 D2-14 食卓 D2-310 食卓椅子 D2-14
25	第23類	一組の台所家具セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	D5-10	流し台 D5-123 調理台 D5-122 ガス台 D5-121 収納棚 D2-536
26	第19類	一組の書道用具セット	墨 硯 硯滴 硯入れ 筆 文鎮 墨擦り	F0-0	墨 F2-117 硯 F1-311 硯滴 F1-312 硯入れ F2-713 筆 F2-116 文鎮 F2-7312 墨擦り F1-310

27	第 19 類	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 蛍光ペン	F2-10	シャープペンシル F2-1180 ボールペン F2-1180 万年筆 F2-1180 蛍光ペン F2-1150
28	第 14 類	一組のオーディオセット	チューナー アンプ デッキ スピーカーボックス イコライザー ターンテーブル	H0-0	チューナー H3-712 アンプ H4-150 デッキ H4-431 スピーカーボックス H4-131 イコライザー H4-160 ターンテーブル H4-4292
29	第 14 類	一組のパーソナル コンピューターセット	パソコン本体 モニター キーボード スピーカー マウス パソコン用カメラ モデム	H0-0	パソコン本体 H5-2 モニター H4-333 キーボード H5-41 スピーカー H4-131 マウス H5-92 パソコン用カメラ H4-310 モデム H3-230
30	第 14 類	一組のテレビ受像機と テレビ台セット	テレビ受像機 テレビ台	H4-30	テレビ受像機 H4333 テレビ台 H43490
31	第 25 類	一組の門扉と門柱セット	門扉 門柱	L3-50	門扉 L3-510 門柱 L3-520
32	第 04 類	一組のトイレ掃除用具セット	ケース付便器ブラシ トイレ用ブラシ ラバーカップ	C3-0	ケース付便器ブラシ C3-222 トイレ用ブラシ C3-210 ラバーカップ C3-10
33	第 23 類	一組の洗面用具セット	石鹸箱 石鹸置き 歯ブラシ掛け 歯磨きコップ たらい	C0-0	石鹸箱 C4-21 石鹸置き D1-36 歯ブラシ掛け C4-26 歯磨きコップ C5-231 たらい C3-511
34	第 04 類	一組の電動歯ブラシセット	電動歯ブラシ 電動歯ブラシホルダー 電動歯ブラシ用充電器 電動歯ブラシ用スタン ド	C4-0	電動歯ブラシ C4-143 電動歯ブラシホルダー C4-26 電動歯ブラシ用充電器 C4-26 電動歯ブラシ用スタン ド C4-26
35	第 07 類	一組のキャンプ用食器セット	キャンプ用鍋 キャンプ用フライパン キャンプ用フライパン 蓋 キャンプ用皿 キャンプ用茶碗 キャンプ用しゃもじ キャンプ用お玉 キャンプ用風除け キャンプ用コップ	C5-40	キャンプ用鍋 C5-4110 キャンプ用フライパン C5-4110 キャンプ用フライパン蓋 C5-4191 キャンプ用お皿 C5-210 キャンプ用茶碗 C5-210 キャンプ用しゃもじ C6-212 キャンプ用お玉 C6-211 キャンプ用風除け C6-4495 キャンプ用コップ C5-231

36	第06類	一組の自動車用床マットセット	自動車用床マット	C1-30	自動車用床マット C1-33
37	第06類	一組の野外用テーブル及び椅子セット	野外用テーブル 野外用椅子 野外用テーブル付き椅子 パラソル	D2-00	野外用テーブル D2-310 野外用椅子 D2-13 野外用テーブル付き椅子 D2-01 パラソル B3-83
38	第06類	一組の自動車用シートカバーセット	自動車用シートカバー	D2-10	D2-195
39	第23類	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー トイレマット	D5-40	便蓋カバー D5-44 便座カバー D5-44 トイレマット D544
40	第21類	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ	E3-30	E3-3520
41	第17類	一組のドラムセット	ドラム シンバル	E4-20	
42	第19類	一組の事務用具セット	事務用はさみ 事務用ペーパーナイフ 事務用ペーパーカッター 事務用定規 事務用ステープラー	F2-00	事務用はさみ K1-130 事務用ペーパーナイフ F2-81321 事務用ペーパーカッター K1-124 事務用定規 F2-310 事務用ステープラー F2-8321
43	第12類	一組の自動車用ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル 補助ペダル クラッチペダル	G2-20	アクセルペダル G2-2930 ブレーキペダル G2-2930 補助ペダル G2-2930 クラッチペダル G2-2930
44	第12類	一組の車載用オーディオ機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ 車載用スピーカーボックス	H0-0	車載用チューナー H3-712 車載用アンプ H4-150 車載用スピーカーボックス H4-131
45	第14類	一組のスピーカーボックスセット	スピーカーボックス	H4-10	H4-131
46	第02類	一組のテコンドー着セット	上衣 下衣	B1-10	
47	第02類	一組の柔道着セット	上衣 下衣	B1-10	
48	第02類	一組の剣道着セット	上衣 下衣	B1-10	
49	第02類	一組の登山服セット	上衣 下衣	B1-10	
50	第02類	一組のスキー服セット	上衣 下衣	B1-10	
51	第02類	一組の乗馬服セット	上衣 下衣	B1-10	
52	第02類	一組の野球服セット	上衣 下衣	B1-10	

53	第 28 類	一組の手の爪・足の爪 美容器具セット	爪きり 美容はさみ 足用爪きり 毛抜き 爪やすり 耳かき 足用爪やすり 安全はさみ ネイルプッシャー 鼻毛きり 魚の目・タコ削り ヘアブラシ	B7-00	爪きり B7-1410 美容はさみ K1-130 足用爪きり B7-1410 毛抜き C4-01 爪やすり B7-140 耳かき C4-15 足用爪やすり B7-140 安全はさみ K1-130 ネイルプッシャー B7-140 鼻毛きり B7-21 魚の目・タコ削り C4-100 ヘアブラシ B7-320
54	第 03 類	一組のかばんセット	シューズバッグ ランドセル 旅行用かばん	B4-4	
55	第 02 類	一組の財布及びベルトセット	財布 ベルト	B4-0	財布 B4-4 ベルト B2-2
56	第 04 類	一組の化粧用ブラシセット	リップブラシ チークブラシ アイシャドウブラシ 髭剃り用ブラシ	B7-10	リップブラシ B7-120 チークブラシ B7-120 アイシャドウブラシ B7-120 髭剃り用ブラシ B7-120
57	第 28 類	一組の櫛セット	櫛 ヘアブラシ	B7-30	櫛 B7-310 ヘアブラシ B7-320
58	第 28 類	一組の理髪器具セット	バリカン 電動バリカン カットはさみ すきはさみ 長はさみ はさみ入れ 刈布 電気髭剃り ヘアロール(カーラー) 散髪はさみ ヘアアイロン ネックシャッター ヘアドライヤー	B7-00	バリカン B7-350 電動バリカン B7-350 カットはさみ K1-132 すきはさみ K1-132 長はさみ K1-132 はさみ入れ K1-139 刈布 B7-30 電気髭剃り B7-230 ヘアロール(カーラー) B7-330 散髪はさみ K1-132 ヘアアイロン B7-341 ネックシャッター B7-30 ヘアドライヤー B7-340
59	第 28 類	一組の髭剃り用具セット	髭剃り 髭剃りの刃 髭剃り用泡立て器 髭剃り用ブラシ 電気髭剃り 電気髭剃り充電器	B7-00	髭剃り B7-220 髭剃りの刃 B7-2291 髭剃り用泡立て器 B7-201 髭剃り用ブラシ B7-120 電気髭剃り B7-230 電気髭剃り充電器 B7-2392
60	第 07 類	一組の授乳用品セット	哺乳瓶 乳首 哺乳瓶消毒器 哺乳瓶スタンド	C5-0	哺乳瓶 C5-235 乳首 C5-2391 哺乳瓶消毒器 C6-71 哺乳瓶スタンド C5-530

61	第02類	一組の出産準備品セット	おむつ 裏用おくるみ 表用おくるみ 抱っこ紐 ベビー用掛け布団 ベビー用敷布団 ベビー用枕 ベビー用タオル ベビー用防水シート ベビー用おむつカバー ベビー用おむつパッド	B1-00	おむつ B1-80 裏用おくるみ B1-42 表用おくるみ B1-42 抱っこ紐 B1-42 ベビー用掛け布団 B1-13 ベビー用敷布団 C1-12 ベビー用枕 C1-110 ベビー用タオル C1-7 ベビー用防水シート C1-12 ベビー用おむつカバー B1-81 ベビー用おむつバンド B1-81
62	第06類	一組のカーテン及びブラインドセット	カーテン ブラインド シェード パーチカル カーテン用タイバック ロールスクリーン	C1-50	カーテン C1-51 ブラインド C1-54 シェード C1-54 パーチカル C1-54 カーテン用タイバック C1-59 ロールスクリーン C1-54
63	第11類	一組のトロフィー・賞牌セット	賞牌 トロフィー 記念牌 記念牌用ケース	C2-10	賞牌 C2-160 トロフィー C2-160 記念牌 C2-160 記念牌用ケース C2-169
64	第06類	一組のフレームセット	卓上フレーム 壁掛けフレーム ペアフレーム	C2-10	卓上フレーム C2-17 壁掛けフレーム C2-17 ペアフレーム C2-17
65	第06類	一組の整理用収納ボックスセット	収納ボックス	D2-50	D2-571
66	第07類	一組のクーラーボックスセット	クーラーボックス	C5-30	C5-3251
67	第09類	一組の台所用密封容器セット	台所用密封容器	C5-30	C5-320
68	第07類	一組のワイングラスセット	ワイングラス	C5-20	C5-231
69	第08類	一組の台所用包丁セット	包丁 果物ナイフ 包丁研ぎ器 刺身包丁 包丁立て チーズナイフ キッチンはさみ パンナイフ 皮むき器 千切り器 ピザナイフ	C6-0	包丁 C6-3110 果物ナイフ C6-3110 包丁研ぎ器 K1-283 刺身包丁 C6-3110 包丁立て C5-530 チーズナイフ C6-3110 キッチンはさみ C6-312 パンナイフ C6-3110 皮むき器 C6-313 千切り器 C6-320 ピザナイフ C6-3110
70	第07類	一組の台所用玉杓子及びフライ返しセット	お玉杓子 泡立て器 トング フライ返し	C6-20	お玉杓子 C6-211 泡立て器 C6-330 トング C6-215 フライ返し C6-214

	第 11 類	一組の男性用経衣セット	外套 上着 ズボン 下着 靴下 礼服用の上着 礼服用の紐 ズボン用の裾紐 腰紐 小袋 脚絆 頭巾 経衣用の下帯 口当て 面覆い用の布 手袋 靴 包み用の布 縛り紐 掛け布団 敷布団 枕 かぶり物 手覆い用の布 包み用の麻布 顎当て 手袋 経衣入れ	C7-10	
--	--------	-------------	--	-------	--

72	第 11 類	一組の女性用経衣セット	外套 上着 上の下着 ズボン 下着のズボン スカート 下着のスカート 靴下 頭巾 経衣用の下帯 礼服 礼服用の紐 髪飾り 掛け布団 敷布団 枕 面覆い用の布 かぶり物 手覆い用の布 小袋 包み用麻布 顎当て 手袋 口当て 綿布 靴 包み布 縛り紐 経衣入れ	C7-10	
73	第 06 類	一組の寝室用家具セット	ベッド サイドテーブル ベッド台	D2-0	ベッド D2-210 サイドテーブル D2-5181 ベッド台 D2-2190
74	第 08 類	一組の家具用取っ手セット	家具用取っ手	M3-20	M3-21
75	第 21 類	一組の運動用アレイ及びバーベルセット	アレイ バーベル	E3-00	アレイ E3-010 バーベル E3-010
76	第 21 類	一組のゲーム機セット	ゲーム機 ゲーム機用操作器 ゲーム機用モニター	E2-0	ゲーム機 E2-30 ゲーム機用操作器 H2-62 ゲーム機用モニター H4-330
77	第 19 類	一組の製図用具セット	直角定規 三角定規 角度計 コンパス 鉛筆削り シャープ芯 消しゴム	F2-00	直角定規 F2-310 三角定規 F2-311 角度計 F2-32 コンパス F2-331 鉛筆削り F2-1231 シャープ芯 F2-1189 消しゴム F2-1221
78	第 13 類	一組のスイッチ及びコンセントセット	スイッチ コンセント	H1-00	スイッチ H1-53 コンセント H1-3422
79	第 08 類	一組の園芸用具セット	芽切りばさみ 移植ゴテ 三本鋏 鎌 噴霧器	K3-0	芽切りばさみ K1-133 移植ゴテ K3-160 三本鋏 K3-160 鎌 K3-160 噴霧器 C0-20

80	第 08 類	一組の手動工具セット	スパナ レンチ ドライバー プライヤ 巻尺 モンキーレンチ 剪定ばさみ 折りたたみナイフ ニッパー 工具箱 ハンマー	K1-00	スパナ K1-2320 レンチ K1-2320 ドライバー K1-2310 プライヤ K1-222 巻尺 J1-111 モンキーレンチ K1-2325 剪定ばさみ K1-133 折りたたみナイフ K1-110 ニッパー K1-221 工具箱 K1-53 ハンマー K1-24210
81	第 08 類	一組のドライバーセット	ドライバー又は 電動ドライバー 充電器(電動ドライバー 専用) ケース ビット	K1-00	ドライバー K1-2310 電動ドライバー K1-331 充電器(電動ドライバー 専用) K139 ケース K1-52 ビット K1-K1-4080
82	第 10 類	一組の腕時計セット	腕時計 (女性用及び男性用)	J2-30	
83	第 24 類	一組の絆創膏セット	絆創膏	J7-10	J7-12
84	第 24 類	一組のカッピング器セット	カッピング器 吸い玉 カッピング器用ケース	J7-50	
85	第 07 類	一組のフライパンセット	フライパン	C5-40	C5-4110
86	第 06 類	一組の操舵室家具セット	操舵室用本棚 操舵室用ロッカー 旗保存箱(flag locker)	D2-00	操舵室用本棚 D2-5173 操舵室用ロッカー D2-551 旗保存箱(flag locker) F5-190
87	第 06 類	一組の船舶用寝室家具セット	船舶用ベッド 船舶用サイドテーブル 船舶用たんす	D2-00	船舶用ベッド D2-20 船舶用サイドテーブル D2-5181 船舶用たんす D2-5171
88	第 06 類	一組の船舶用休憩室家具セッ ト	船舶用本棚 船舶用机 船舶用冷蔵庫ラック 船舶用ソファ		船舶用本棚 D2-5173 船舶用机 D2-330 船舶用冷蔵庫ラック D2-5183 船舶用ソファ D2-14F
89	第 06 類	一組の船舶用船員食堂家具 セット	船舶用食卓テーブル 船舶用食卓椅子 船舶用冷蔵庫ラック 船舶用流し台 船舶用サイドテーブル	D2-00	船舶用食卓テーブル D2- 310 船舶用食卓椅子 D2-14 船舶用冷蔵庫ラック D2-5183 船舶用流し台 D5-123 船舶用サイドテーブル D2-5181

90	第 12 類	一組の自動車用ダッシュボードパネル(dashboard panel, center fascia)セット	ダッシュボード 車載用オーディオ カーナビ 自動車用ハンドル (steering wheel) インパネ 自動車用送風口 グローブボックス	H0-0 D0-0	ダッシュボード G2-2933 車載用オーディオ H4-434 カーナビ H4-401 自動車用ハンドル (steering wheel) G2-2931 インパネ G2-2933 自動車用送風口 D4-350 グローブボックス G2-2960
91	第 06 類	一組のレジャー自動車用寝室家具セット	レジャー自動車用ベッド レジャー自動車用流し台 レジャー自動車用テーブル		レジャー自動車用ベッド D2-20 レジャー自動車用流し台 D5-123 レジャー自動車用テーブル D2-310
92	第 07 類	一組の台所用作り付け(built-in)物品セット	オープン ガスクックトップ IH コンロ フード 食器洗い機 冷蔵庫 キムチ冷蔵庫 ワインセラー 流し台 キッチンクロゼット シンク下 アイランドテーブル	D5-10	オープン C6-4310 ガスクックトップ C6-442 IH コンロ C6-442 フード D4-51 食器洗い機 C6-71 冷蔵庫 C6-51 キムチ冷蔵庫 C6-51 ワインセラー C6-51 流し台 D5-123 キッチンクロゼット D2-536 シンク下 D5-190 アイランドテーブル D2-310
93		その他に二つ以上の物品が一つの物品として同時に使用されるものと認められる場合			

2018デザイン審査基準

発行先 | 韓国特許庁デザイン審査政策課

発行日 | 2018年 1月

住 所 | 大田広域市西区庁舎路189

政府大田庁舎4棟

電話番号 | 042)481-8602

FAX | 042)472-7470

ホームページ | www.kipo.go.kr

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 2018年1月作成)